

学校における危機管理の手引き

学校安全編

山形県教育委員会

ま え が き

子どもの育つ環境が安全なものとして整備され、子ども自身や保護者その他の人々が安心して生活できる社会の実現は、私たちの願いではありますが、子どもの身の回りでは、様々な事故や事件などが発生しています。

平成13年6月の大阪教育大学附属池田小学校で発生した児童・教職員への殺傷事件や、今年6月、米沢市において発生した帰宅途中の女子高校生が刃物で刺された刺傷事件、また、減少傾向にはありますが、未だに高い発生件数の状況にある交通事故、さらに、突風による負傷事故など、子どもの安全を取り巻く状況は、一層深刻化しており、学校安全に関する取組の重要性がますます高まってきています。

学校安全の取組は、子ども自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して安全に行動できるようにすることを目指す「安全教育」と、子どもを取り巻く外部環境を安全に整えることを目指す「安全管理」、そして両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」により行われますが、「学校における危機管理の手引き - 学校安全編 - 」では、特に「安全管理」に重点をおき、学校安全を構成する「生活安全(防犯を含む)」、「交通安全」、「災害安全」の各領域について、「事前の危機管理」、「緊急事態発生時の危機管理」、「事後の危機管理」、いわゆる「三段階の危機管理」に即した基本的な考え方と方策等について示しました。具体的には、文部科学省が作成した「学校安全に関する参考資料『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』(平成22年3月)や他県の学校安全に関する資料等に示されている内容をもとに、各学校における具体的な対応の参考資料となるよう、危機管理に関するチェックリスト等を盛り込んだ、簡潔で分かりやすい内容・構成にしました。

各学校においては、本書を参考に、組織的な危機管理の取組を進めるとともに、学校安全のより一層の推進をお願いします。

末尾となりますが、本書の作成にあたり御指導、御助言をいただきました、兵庫教育大学大学院教授 西岡 伸紀 先生をはじめ関係の方々に、心から感謝申し上げます。

平成22年11月

山形県教育委員会教育長

相馬 周一郎

目次

第1章 事前の危機管理	
1 生活安全：防犯	1
2 生活安全（防犯をのぞく）	5
3 交通安全	13
4 災害安全	15
第2章 緊急事態発生時の危機管理	
1 基本的対応	18
2 対処要領	20
3 救急救命体制	41
第3章 事後の危機管理	
1 事後評価と学校再開の準備	44
2 事件・事故災害時における心のケア	45
第4章 参考資料	
1 学校安全の構造	47
2 学校保健安全法と学習指導要領	50
3 安全教育の内容	52
4 危険予測学習（KYT）	57
5 各種訓練	66
6 安全点検の例	70
7 緊急連絡体制の例	76
8 危機管理チェックリスト	79
9 安全管理点検40項目	82
10 日本スポーツ振興センター災害共済の医療費等の請求	84
11 実践事例	85
12 関係機関等問合せ先	90
13 学校安全参考資料	94
14 事故報告	97

第1章 事前の危機管理

1 生活安全：防犯

児童生徒等の安全を守り、充実した学校生活を送ることができるようにするために、学校や地域の実情を考慮し、日常の安全確保、学校周辺における不審者等の情報がある場合の安全確保、不審者等の侵入防止、校内や敷地内に侵入した場合の安全確保及び緊急対応等について、多様な観点から対策を検討する必要がある。

また、通学路の安全管理はその設定と安全確保及び通学の手段への対応が主な対象となり、交通安全と不審者対策など防犯の両観点からの対策が重要となる。

通学に関しては、児童生徒等の行動が大きく関わり、児童生徒等の自己管理が重要となるため、安全管理だけではなく計画的な安全指導が不可欠である。

(1) 不審者侵入防止

学校内において取り組むべき事項

教職員の共通理解

項 目		取組むべき事項
1	教職員の危機管理意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者を想定した危機管理マニュアルを作成するとともに、危機管理に関する研修会(さすまた等防犯器具の設置や取扱方法等の研修、訓練等)を開催する。 ・校務分掌での役割分担を明確にし、教職員が自分の担当を理解する。 ・定期的な訓練を通して速やかに緊急時の対応ができるようにする。
2	教職員間の共通理解と定期的な情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・担任又は授業担当者が、学習活動の場から離れる必要が生じた場合には、隣接の教職員に声をかけるなど、児童生徒等の状況把握を教職員相互の協力体制で行う。 ・「不審者による学校への侵入対応チェックリスト」等に基づき、定期的な安全点検を実施し、職員会議等で点検結果の報告等を行う。
3	緊急時に対応できる役割分担等の校内体制の見直しと確認	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者を想定した危機管理マニュアルに基づく役割分担の確認及びそれに基づく訓練を実施する。 ・常日頃から不審者を想定した危機管理マニュアル等を見直し、より効果的な体制づくりに心がける。
4	緊急通報体制の見直しと確認	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者を想定した危機管理マニュアルに基づく緊急通報体制を確認の上、関係機関・児童生徒等の連絡網一覧表を作成し、職員室等に掲示する。 ・警察署、消防署、警備保障会社等への複数通報体制を確立する。
5	避難訓練、児童生徒等への指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練を通して児童生徒等の発達段階や場面、状況に応じた避難等をわかりやすく指導する。

来訪者の確認

項 目		取組むべき事項
1	出入口での受付 手続等の明示及 び来訪者の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入り口等を管理可能なものに限定する。 ・校門や玄関に案内板や案内表示を設置し、受付場所を明示する。 ・受付にあたっては、趣旨について理解を得られるようにし、受付で受付簿に記載の上、名札・リボン等をつけるよう依頼する。 ・来訪者の持ち物にも気を配るようにする。
2	不審者を把握する 校内体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者に対しては、教職員が進んで挨拶、用件の確認、必要に応じて案内するなどの対応を行う。 ・複数の教職員による校内巡回を実施する。 ・名札等をつけていない来訪者に声をかける。 ・不審者の判断基準を明確化する。 <ul style="list-style-type: none"> ・受付を済ましているか。(来校者証の着用等) ・経路以外の場所へ立ち入っていないか。 ・不自然な言動、暴力的な態度は見られないか。 ・凶器、危険物等を所持していないか。 など ・警察への通報基準を明確化する。 <ul style="list-style-type: none"> ・受付を無視しての校舎等への侵入 ・退去の説得に応じようとしない。 ・暴力的な言動、器物損壊 ・凶器、危険物の所持 など

不審者情報に係る関係機関との連携

項 目		取組むべき事項
1	警察等の関係機 関との連携及び 情報の早期把握	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署との情報交換を密にし、確かな情報を的確に把握する。 ・地域の防犯に関する団体やP T A・自治会等との連携を図る。
2	近隣の学校等と の 情 報 交 換	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者や事件・事故の情報については、他校種を含む近隣の学校等や市町村教育委員会と相互に緊密な情報交換が行える体制を整える。

多様な状況での安全確保

項 目		取組むべき事項
1	始業前や放課後 並びに休日の部 活動等時	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による校内巡回体制の確立を図るとともに、児童生徒等の安全を常時確認する。 ・休日の部活動等における緊急時の校内体制を整えらるとともに、児童生徒等の参加状況を把握する。
2	授業中、昼休み や休憩時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による校内巡回体制の確立を図るとともに、児童生徒等の安全を常時確認する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・運動会や文化祭等の学校行事の場合には、教職員による役割分担を定め、保護者等の協力を得て校舎内外の巡回等を実施する。
3	登下校時における安全確保	<p>ア 定められた通学路による登下校の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校で定めた通学路での登下校の徹底を図る。 ・集団や複数による登下校の徹底を図る。 ・通学路において、人通りが少ないなど児童生徒等が登下校の際に、より注意を払うべき箇所をあらかじめ把握し、マップを作成・配布するなどして注意を喚起する。 <p>イ 緊急事態の際の対応の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険の回避、身近な者への連絡、学校や警察等への連絡を指導する。 ・緊急事態が発生した場合、大声を出したり、身近な人に助けを求めたり、「こども110番連絡所」等の緊急避難場所に駆け込むなどして安全を確保するよう指導の徹底を図る。 ・「こども110番連絡所」等の緊急避難場所マップを作成し、児童生徒等に周知徹底を図る。
4	校外での学習や学校行事	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認する。 ・児童生徒等に対する事前の安全指導を十分行う。 ・万一の事態が発生した場合の連絡方法を定める。
5	学校開放時の安全への配慮	<p>ア 開放部分と非開放部分との区別の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分に表示板を設置する。 ・非開放部分には、侵入防止のための施錠等を行う。 ・児童生徒等へも周知する。 <p>イ P T A や地域住民等への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P T A や地域住民等の協力を得て、校内巡回等を実施する。

学校施設面における安全確保

項目	取組むべき事項
1 安全点検表の見直しと安全点検及び迅速な補修	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な不審者の侵入を防ぐことなどの視点に立って安全点検表の見直しを図るとともに、それに基づき定期的に安全点検を実施し、不備な箇所は早急に改善を図る。
2 防犯システムの整備並びに点検および管理	<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知器、非常通報装置等の作動状況点検を実施し、教職員が防犯システムについて理解し、不測時の対応が速やかに行えるようにする。 ・可能な範囲での、防犯システム(防犯カメラ、インターホン、玄関施錠システム等)の整備を行う。

3	死角等の再確認と解消	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の目が届きにくい場所や教職員の動線からはずれる場所を調査・確認し、解消を図るように努める。 ・樹木等の撤去や移動により死角の解消を図る。
4	出入口の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・教材準備室や使用頻度が低い施設は、教職員による鍵の管理を徹底し、必要に応じて教職員がその都度開閉する。 ・長期休業中等は、安全管理しやすいように校舎の出入口を限定する。

家庭や地域社会の協力を得ての取組むべき事項

項 目		取組むべき事項
1	家庭との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会、保護者面接等において、緊急事態についての学校での取組を説明するとともに、保護者に理解を求め協力を依頼する。 ・学校周辺を徘徊する不審者等に関する情報の提供を依頼する。 ・PTA組織に対して、通学路の安全点検への協力や安全確保の啓蒙を依頼する。
2	地域社会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換の場を設置し、緊急事態についての学校の取組を説明するとともに、地域の方々に理解を求め協力を依頼する。 ・学校周辺を徘徊する不審者等に関する情報の提供を依頼する。 ・放課後等における学校周辺等のパトロールを依頼する。 ・「こども110番連絡所」等、緊急時の避難場所の確認を行い、防犯を依頼する。 ・警察や防犯協会等に対して、危険箇所や防犯についての診断等の協力を依頼する。

(2) 通学路の安全管理

項 目		取組むべき事項
1	通学路の設定と安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事情や防犯等を考慮し、教育委員会をはじめ関係機関と協議し、可能な限り安全な通学路を設定する。
2	学校、保護者、地域が連携した通学路の点検・危険箇所の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA等地域と協力し、定期的に点検を実施し、危険箇所の把握に努めるとともに「安全マップ」の見直しを行う。 ・危険箇所については、教職員、児童生徒等、保護者等に周知する。また、管理者等への改善の要望を行う。 ・児童生徒等から、通学路の状況について随時報告を受ける。
3	学校安全ボランティアや地域の関係機関と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、保護者、地域（防犯団体等）、警察等による連絡会を設置し、連携を密接にし、組織的、計画的、継続的な安全対策づくりを行う。 ・警察、見守り隊や近隣の学校と不審者情報等を共有し、児童生徒等及び保護者への注意喚起を常に行う。 ・県警察本部広報相談課webページの「子ども・女性への声かけ事案等発生状況」を活用する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・見守り隊と児童生徒等の対面式・交流会等の設定、登校下校時におけるあいさつ運動を実施する。 ・近隣小・中学校が連携し、安全マップや不審者情報共有、共同した学校安全活動の取組を行う。
4	生活安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・警察や見守り隊と協力した、防犯避難訓練や教室を計画的に実施する。 ・児童生徒等へ、緊急時の対応方法「いかのおすし」(行かない・乗らない・大声で叫ぶ・すぐ逃げる・知らせる)を定着させる。 ・児童生徒等への防犯に関する危険予測学習を実施する。
5	安全マップの作成による危険予測・回避能力を育成	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り隊や保護者と共同による実地調査、地域の方から取材等による「入りやすくて見えにくい場所」等の危険箇所を把握する。 ・「暗くてさびしい道」「人気のない空き地」「大型車の通行量多く注意」など把握した情報は、地図へ書き込む。 ・「交番」や「こども110番連絡所」等、安全を確保できる場所を明示する。

2 生活安全（防犯をのぞく）

学校生活の安全のためには、施設、器具、用具など学校環境における安全管理が前提となるが、休憩時間、各教科等の学習時間など児童生徒等の学校におけるすべての教育活動を学校生活の安全管理の対象とし、児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防ぐ必要がある。

（1）学校環境の安全管理

校舎内・園舎内の安全管理

対 象		項 目
1	教室、保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の破損、整理状態 ・エアコン等による温度管理（熱中症等予防のため） ・二酸化炭素の濃度 ・床や腰板の状態（滑りやすさ、破損など） ・くぎやびょうなどの突起物 ・教室の窓枠の破損 ・窓からの転落の危険性（構造上の問題として） ・出入口の扉における危険の有無 ・机、戸棚、その他の備品の配置や机、いすの破損 ・施錠、錠の故障の有無 など
2	廊下、テラス、階段、昇降口、ベランダ、非常階段	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下の窓枠の破損 ・フェンスの破損や劣化 ・廊下、階段、昇降口やベランダなどの不用物品の有無 ・雨天時の滑りやすさ など

3	便所、水飲み場	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生状態、滑りやすさ（水飲み場、先口場、手洗い場など）など
4	屋上、バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンスの高さ ・床やフェンス、トップライト（天窗）などの破損や劣化 ・出入口の施錠 など
5	給食室	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や設備等の危険性（事故防止、火災防止などの観点から）など
6	特別教室等 （理科室、技術室、 家庭科室、美術 室、パソコンル ーム、保健室）	<ul style="list-style-type: none"> ・実験用、実習用の危険薬品や危険物の保管 ・保健室の薬品の貯蔵と管理 ・電源やガスなどの安全装置の作動性 ・危険標識等の整備 ・刃物類の管理 ・出入口の施錠 ・災害用備蓄物の管理 ・パソコン利用にかかわる情報の管理 など
7	体育館、遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・床面や壁面（ステージを含む） ・電源等の安全 ・体育施設や体育用具の破損や劣化 ・机、テーブル、いすなど備品の破損 ・大型遊具、楽器等の整理状態 ・ピアノの安全管理（固定状態、蓋の開閉状態など） ・取付け口や固定口の破損や劣化 など
8	校舎・園舎等の 外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等の外壁の亀裂や剥落の危険性 ・表面仕上げ材の浮きや剥落の危険性 ・雨どいの破損 など

校舎外・園舎外の安全管理

対 象		項 目
1	校地、園庭、運 動場等	<ul style="list-style-type: none"> ・砂場における危険物の有無 ・校門等の施錠、錠の故障の有無、かぎの管理 ・地面の勾配や凹凸 ・地面の排水状態 ・危険物（ガラス、石、くぎなど）の有無 ・フェンスやその支柱の破損や劣化 ・部外者や動物の進入の有無 など
2	遊具、体育等の 固定施設・移動 施設	<p>[遊具、固定施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄棒、ブランコ、滑り台、バックネット、防球ネットやその支柱などの破損や劣化 ・周囲の状態、設置状態、掲揚塔の破損や劣化 など <p>[移動施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サッカー、バスケット、ハンドボールなどのゴールポストの固定の状態

		<ul style="list-style-type: none"> ・テント、展示物の破損や劣化 ・風雨等の自然環境の影響 など
3	運動用具等の倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫や用具室の整理・整頓 ・倉庫の施錠、錠の故障、かぎの整理 ・石灰の保管状態や取扱い方 ・用器具等の保管状態や利用法 ・児童生徒等の出入りの管理 など
4	プー ル	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化・消毒装置、シャワー、洗眼器などの作動性 ・浄化・消毒装置、シャワー、洗眼器などの利用法 ・プールのへの危険物や異物などの混入 ・プールの排水口の施錠 ・プールサイドやプール周辺の危険性 ・出入口等の施錠 ・プールの消毒薬の保管状態や取扱い方 など
5	足 洗 い 場	<ul style="list-style-type: none"> ・洗い場における危険物の有無 ・周囲における障害物の有無 ・滑りやすさ ・排水状態 など
6	農 場 飼 育 場	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の壁、板面の破損や劣化 ・柵やフェンスの破損や劣化 ・農機具等の整備 ・飼育場や倉庫の整理・整頓 ・出入口等の施錠

災害発生に備えた安全管理

対 象		項 目
1	避 難 関 連 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路における障害物の有無 ・防火用水、消火器、消火栓、防火シャッター、防火用扉などの作動性 ・防災施設や設備等の周辺の障害物の有無 ・自動火災報知設備や緊急放送設備などの作動性 ・避難器具の点検 ・発火しやすい薬品や灯油の安全な保管 ・災害の状況、避難方法、避難経路等に関する校外機関との連絡体制、連絡機能 など
2	転倒、落下等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・教室：戸棚、テレビ、パソコン、ピアノ、工作機械、実験器具、時計、掲示物、置物 など ・廊下：棚、掲示物、額 など

(2) 学校生活の安全管理

休憩時間

対 象		項 目
1	校舎内での活動	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具や施設の安全な利用法 ・遊び等における行動の危険性 ・児童生徒等が使っている道具や遊具等の危険性(禁止されている物や危険な物の使用)
2	運動場・園庭、 体育館等での活動全般	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育動物の安全な扱い方 ・光化学スモッグや熱中症等の予防 ・運動や遊びの種類と場所の危険性 ・運動や遊びをしている児童生徒等と他の児童生徒等との間の危険性 ・休憩時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動 ・人目につきにくい場所での児童生徒等の行動 ・新しく流行している遊びの危険性 など
3	運動場・園庭、 体育館等での固定施設・移動施設の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の仕方の危険性(無理な利用、誤った利用) ・固定施設や移動施設の近くにいる児童生徒等の危険性 など
4	暴 力	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の個々の特性や相互の人間関係の把握 ・粗暴な言動、悪ふざけ、こぜりあいなど暴力の前兆の有無 ・発生時の対応策 など

各教科等の学習時間

対 象		項 目
1	始業前・学習前	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の心身の健康状態の把握 ・児童生徒等の服装 ・学習中に予想される危険に対する準備(予防策、発生時の対処策、児童生徒等への注意の周知)
2	施設、用具などの使用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、用具、教材・教具等の準備 ・施設や用具等の扱い方に関する児童生徒等の理解 ・施設や用具等の扱い方における危険性 など
3	個 別 的 配 慮	<ul style="list-style-type: none"> ・使用法の習熟に懸念のある児童生徒等の把握 ・当日の心身の健康状態や情緒安定に対する配慮 など

園外保育、クラブ活動等、学校行事等の活動等

対 象		項 目
1	一般的安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・活動場所やその経路に関する事前の実地調査 ・校外活動における道中での児童生徒等の行動 ・参加した児童生徒等の人数の把握 ・学年、体力、技術等に差のある児童生徒等がともに活動することの無理や危険性 ・児童生徒等が自主的に行うことに対する安全管理上の配慮

		(最低限の管理の徹底、児童生徒等の自己管理の活用等) など
2	状況に応じた安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の場所、時刻、時間帯等における無理や危険性 ・児童生徒等の心身の健康状態の把握 ・自然環境の状態の把握(天候、温度、湿度、明るさ等:傷害防止及び光化学スモッグによる健康被害や熱中症の防止の観点から) ・活動している児童生徒等同士の間での危険性

学校給食

対 象		項 目
1	準 備 時	<ul style="list-style-type: none"> ・検食による異物等の確認 ・給食当番の服装、健康状態 など
2	調理室からの受渡し時	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室の窓口における危険の有無 ・食缶、食器の受渡し、コンテナ移動等の際の危険の有無 など
3	運 搬 時	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬の方法における危険の有無 ・運搬の経路における危険の有無 など
4	配 膳 時	<ul style="list-style-type: none"> ・配膳時の取扱い など

清掃活動等作業時

対 象		項 目
1	作業者の行動等	<ul style="list-style-type: none"> ・道具や用具の使用法 ・作業時の服装 ・肥料や薬剤の扱い方(換気なども含む) ・作業の方法や手順などにおける危険の有無 など
2	場や周囲との関連	<ul style="list-style-type: none"> ・作業している場所及びその周辺の危険性 ・作業している児童生徒等と他の児童生徒等との間の危険性 など

(3) 安全点検

学校保健安全法施行規則によれば、安全点検は、定期的、臨時的、日常的に行うこととされている。

【学校保健安全法施行規則】

第 28 条 [法第 27 条](#)の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期 1 回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

第 29 条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

点検後は、点検の結果に応じて、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入り禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講じなければならない。事後措置が学校内で実施できない場合には、学校の設置者

に速やかに報告することが必要である。特に、改善点を発見したが、直ちに改善することができない場合、危険箇所であることの看板設置やロープを張るなどの立入り禁止措置をしなければならない。

【安全点検の留意事項】

安全点検表を作成する。

安全点検表の作成に当たっては、対象となる場所ごとに、点検の項目、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、事後措置の状況などを記録できるようにする。

作成した点検表に基づき、十分な点検を実施する。

点検結果は、校内の安全委員会等において情報共有する体制を整えるとともに、最終的な事後措置を講じる担当責任者を決めておく。

必要に応じて専門家による安全点検を行う。

点検が形骸化したりマンネリ化しないように、適宜担当場所を変えるなど工夫する。

(4) 主な事故別の未然防止のための留意事項

転落事故防止

項 目		留 意 事 項
1	安全教育の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・天窓やフェンス、外窓やベランダ、階段等の施設の安全な利用法、危険性を十分に理解させるとともに、危険な行動、利用をしないよう指導を徹底する。
2	安全管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上の管理については、通常は出入口を施錠・閉鎖し立ち入りを禁止する。 ・防護柵、階段の手摺り、窓枠等の保持部分については日常の点検を欠かさず行う。 ・防護塀や柵等のない屋根、屋上は、児童生徒等には使用させない。 ・防護柵のある屋上を授業等で使用する場合は、複数の教職員を配置するとともに、児童生徒等への安全指導を徹底する。 ・屋上に天窓がある場合は、落下防止の対策を講じる。 ・文部科学省リーフレット「学校における転落事故防止のために」(平成20年8月)を参考にする。

遊具事故防止

項 目		留 意 事 項
1	安全教育の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の安全な利用法、危険性を十分に理解させるとともに、危険な行動、利用をしないよう指導を徹底する。 ・着衣やベルト等の巻き込みによる事故の可能性を指導する。

2	安全管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的、日常的な安全点検を必ず実施する。また、安全点検表を作成し、複数で確認する。 ・ 安全点検のポイント <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 80%;"> <tr> <td data-bbox="550 286 1444 694"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目視：ゆがみ、亀裂、摩耗、腐食、異物等の有無の点検 ・ 打音：ハンマー等で叩いて、損傷、はく離、腐食等の点検 ・ 振動：揺り動かして、接合部分、地下部分の緩み、ぐらつき等の固定不良の有無の点検 ・ 負荷：ぶら下がる、押す、引く、ねじる等の力を加え、耐力の状況を点検 ・ 作動：回転部分の油ぎれ、摩耗等による作動の偏りを点検 <p style="text-align: center;">「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（平成20年8月国土交通省）参照</p> </td> </tr> </table> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目視：ゆがみ、亀裂、摩耗、腐食、異物等の有無の点検 ・ 打音：ハンマー等で叩いて、損傷、はく離、腐食等の点検 ・ 振動：揺り動かして、接合部分、地下部分の緩み、ぐらつき等の固定不良の有無の点検 ・ 負荷：ぶら下がる、押す、引く、ねじる等の力を加え、耐力の状況を点検 ・ 作動：回転部分の油ぎれ、摩耗等による作動の偏りを点検 <p style="text-align: center;">「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（平成20年8月国土交通省）参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 目視：ゆがみ、亀裂、摩耗、腐食、異物等の有無の点検 ・ 打音：ハンマー等で叩いて、損傷、はく離、腐食等の点検 ・ 振動：揺り動かして、接合部分、地下部分の緩み、ぐらつき等の固定不良の有無の点検 ・ 負荷：ぶら下がる、押す、引く、ねじる等の力を加え、耐力の状況を点検 ・ 作動：回転部分の油ぎれ、摩耗等による作動の偏りを点検 <p style="text-align: center;">「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（平成20年8月国土交通省）参照</p>			

プール事故防止

項	目	留 意 事 項
1	安全教育の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 睡眠時間の確保、食事など事前の体調管理や、十分な準備運動など、安全な行動の重要性について指導する。 ・ 人員点呼（パディシステム等）の重要性を理解し、素早く、正確に点呼できるようにする。 ・ 典型的な事故例を参考に、安全なプールの利用方法を指導する。
2	安全管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理については「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省、国土交通省）及び「学校環境衛生の基準」等を参考として徹底を図る。 ・ プールの排水口の蓋及び吸い込み防止金具をねじやボルト等で確実に固定する。また、固定箇所の腐食やゆるみ等を定期的に点検を行う。 ・ 浄水装置等の付属設備についても定期検査はもとより始業時の点検を日頃から行う。 ・ プールの遊離残留塩素濃度は、プール使用前及び使用中1時間に1回以上測定し記録する。 ・ プール水等の排水については、事前に必ず水質検査を行い、残留塩素の低濃度を確認した上で放水する。 ・ プールの消毒薬の保管状況についても使用日毎に行う。
3	指導時の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「水泳指導の手引き（二訂版）」（平成16年3月文部科学省）及び「学校における水泳事故防止必携（新訂二版）」（平成18年6月独立行政法人日本スポーツ振興センター）を参考とする。 ・ 健康観察を十分に行い、常に人員確認を実施する。 ・ 監視の責任者は教諭とし、プール全体が監視できるような人数を配置する。 ・ 非常事態に備え、校内電話の設置や携帯電話等をプールに持参する。 ・ 全教職員が、心肺蘇生法及びAEDの取扱い等を身に付ける。

水難事故

項 目		留 意 事 項
1	指 導 の 徹 底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊泳禁止の海、湖沼、増水した河川には絶対に近寄らない。 ・ ため池や貯水池、立ち入り禁止・遊泳禁止区域での遊泳、魚釣りをしない。 ・ 河原、河川付近でのキャンプや水遊びの際には、気象状況や上流ダムの情報に注意する。 ・ 「山形県河川砂防情報システム」 (http://www.kasen.pref.yamagata.jp/)等を活用し、日常から危険箇所を把握する。

熱中症

項 目		留 意 事 項
1	学校活動における事故防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動や活動が長時間にわたる場合には、比較的涼しい時間に活動時間を設定することや、適切な休憩時間の設定、こまめな水分や塩分の補給に気を配る。 ・ 屋外の活動時には帽子の着用、また吸湿性や通気性のよい服装などに注意する。 ・ 健康観察を十分に行うとともに、活動中も児童生徒等の観察を適切に行う。
2	熱中症についての知識、応急手当の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症発症時の応急手当について、職員全員が理解しておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日陰に寝かせ、衣服をゆるめ、水分や塩分を補給する。 ・ 濡れタオルや氷などで体を冷やしたり、タオル等で風を送り、体温を下げる。 ・ 応答が鈍い場合や意識が朦朧としている場合は、救急車を要請する。 など

クマ出没

項 目		留 意 事 項
1	教職員の共通理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じて、クマを想定した危機管理に関する研修会（生態、終生、遭遇時の対処方法等）を開催する。
2	警察等の関係機関との連携及び情報の早期把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署、市町村関係部局との情報交換を密にし、確かな情報を的確に把握する。 ・ P T A や地域住民等の協力を得て、校内巡回等を実施する。
3	近隣の学校等との情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・ クマの目撃の情報については、他校種を含む近隣の学校等や市町村教育委員会と相互に緊密な情報交換が行える体制を整える。
4	始業前や始業後、放課後並びに休日の部活動等時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員による校内巡回体制の確立を図るとともに、児童生徒等の安全を常時確認する。 ・ 休日の部活動等における緊急時の校内体制を整えるとともに、児童生徒等の参加状況を把握する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・近隣での出没情報があった場合には、警察や関係機関との速やかな連携を行うとともに、緊急時の登下校の方法についての対応方針を決める。また、状況に応じて、児童生徒等の避難や侵入に対する防御体制に入る。
5	緊急事態の際の対応の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・危険の回避、身近な者への連絡、警察や学校等への連絡を指導する。 ・不意の遭遇など緊急事態が発生した場合の対処方法など指導の徹底を図る。
6	校外での学習や学校行事における安全体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認する。 ・児童生徒等に対する事前の安全指導を十分行う。 ・万一の事態が発生した場合の連絡方法等を定める。

3 交通安全

交通安全については、通学時のみならず部活動や校外学習時における安全確保も対象となる。徒歩、自転車、バス、鉄道等の交通手段の特性や天候等も考慮した安全対策が必要である。特に、児童生徒等の自己管理が重要となるため、様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車等の利用ができるよう安全教育を計画的に進める必要がある。

(1) 通学路の設定と安全確保

対 象		項 目
1	通学路の設定	<p>[通学路の条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ歩車道の区別がある ・区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる ・遮断機のない無人踏切を避ける ・見通しの悪い危険箇所がない ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、または、警察官等の誘導が行われたりしている ・犯罪の可能性が低い など
2	通学路の安全確保	<p>[交通事故防止等にかかわる安全確保のための方策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する ・場所や状況により交通規制を要請する ・特に危険な箇所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する ・障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し適切に対処する ・保護者、関係機関等との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立する など

		<p>[防犯にかかわる安全確保のための方策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路を通過の登下校の指導 ・通学路の要注意箇所や危険箇所の把握 ・通学路の要注意箇所や危険箇所のマップ作成や児童生徒等への周知 ・「こども 110 番連絡所」等の登下校時の緊急の際の避難場所の児童生徒等への周知 ・登下校時等の緊急事態発生の場合の対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げる等）の指導 ・登下校時の緊急の際の対処法の指導と訓練の実施
3	通学路の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・P T A や地域と協力して定期的に、通学路の安全点検を実施し、常に危険箇所の把握をする。 ・危険箇所を把握した場合には、速やかに管理者等に改善を要請する。 ・事故の多発する場所や、交通量の多い危険箇所について、児童生徒等、保護者、教職員に周知する。

(2) 徒歩及びバス、電車交通機関利用による通学の安全確保

対 象		項 目
1	一般的安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等一人一人の通学方法の把握 ・集団登下校における集合場所の危険性や集団の人数の適切性 ・校外指導での家庭や地域の関係機関・団体等との連携 ・校外指導の計画的実施 ・部活動等で下校時刻が遅くなる場合の下校の仕方（交通事情や防犯等への配慮） など
2	通学方法等に応じた安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から教員への児童生徒等の引き渡し ・交通量の多い地域での対処（登校時間帯における車両進入禁止区分等の設定） ・バス、電車等の利用者への安全確保に関する周知（乗降時や乗車中の行動、降車後の横断や移動） ・他の歩行者、特に高齢者、幼児、障がいのある人たちへの配慮 など
3	悪天候や自然災害発生時における安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報や災害情報の入手 ・状況に応じた臨時休校、登下校時刻や通学順路の変更等の対処 ・状況に応じた保護者の同伴登下校、教職員の引率等の対処など

(3) 自転車通学の安全確保

対 象		項 目
1	通学	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車通学に関するきまり等の設定 など
2	点検、駐車	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の歩行者と自転車等の混雑や交錯(駐車場や経路等の調整) ・定期的な点検と不良箇所の修理 ・自転車置き場の使用法(使用場所や禁止場所の遵守、整理など) など

3	乗車時の行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメットの使用 ・雨天時の服装（雨具の着用、傘さし運転の禁止） ・防犯登録、保険への加入 ・悪天候、濃霧、薄暮などの交通環境の変化に対処した安全な走行 ・交通法規の遵守：スピード抑制、無灯火や二人乗りの禁止 ・歩行者、特に、高齢者、幼児、障がいのある人たちへの配慮や注意 など
---	--------	---

(4) 二輪車や自動車（定時制高校等における）による通学の安全確保

対 象		項 目
1	通 学	・二輪車や自動車を使った通学に関するきまり等の設定 など
2	点 検 、 駐 車	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の歩行者と車両等の混雑や交錯(駐車場や経路等の調整) ・定期的な点検と不良箇所の修理 ・車両置き場の使用法(使用場所や禁止場所の遵守、整理など) など
3	乗車時の行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメットやシートベルトの着用 ・保険への加入 ・悪天候、濃霧、薄暮などの交通環境の変化に対処した安全な走行 ・交通法規の遵守 ・歩行者、特に、高齢者、幼児、障がいのある人たち及び自転車、他の車両などへの配慮や注意 など

4 災害安全

災害発生に備えた安全管理としては、火災や地震、火山活動などの災害発生時の避難に関する事項及び地震等への備えに関する事項等が考えられる。これらについては、警察、消防等関連機関との連絡体制を含めて検討する必要がある。また、災害発生時に学校が避難所になる場合も想定しておく必要がある。

(1) 地震

項 目		留 意 事 項
1	防災体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・常日頃より、教職員の危機管理意識を高めるとともに、地震対応マニュアル等をもとに防災体制を確立する。 ・校舎の耐震性や避難経路の安全性をふまえた避難方法を定めておく。
2	施設・設備の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒や落下の可能性のあるものの除去や、落下防止策など安全確保につとめる。 ・本棚やテレビ、清掃用具入れ、灯油タンク、ガスボンベ等、校舎内の施設・設備について転倒・落下防止策を施す。 ・避難経路となる廊下や階段、出入口等には避難の障害となる物が置かれていないか常日頃より点検を行う。

3	実践的な避難訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に児童生徒等が落ち着いた行動ができるよう、平素から緊急時の安全な行動の取り方について理解させておく。 ・緊急地震速報を活用した避難訓練など様々な場面を想定した避難訓練を実施する。
---	-------------	--

(2) 火災

項 目		留 意 事 項
1	防火体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・常日頃より、火気使用責任者を中心に、教室や特別教室の火気点検を行うとともに、消火器の所在や使用法に熟知しておく。 ・避難経路の指示、約束事の掲示、出入口の安全確保を行う。消防署への通報、初期消火、避難誘導、重要書類の搬出、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしておく。
2	施設・設備の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・火気の近くに燃えやすいものが置かれてないか等、校舎内の施設・設備について常に火気点検を行う。 ・灯油タンク、ガスボンベや燃料倉庫など施設・設備について防火対策を施す。 ・避難経路となる廊下や階段、出入口等には避難の障害となる物を置かない。
3	実践的な避難訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に児童生徒等が落ち着いた行動ができるよう、平素から緊急時の安全な行動の取り方について理解させておく。 ・多様な時間や出火場所を想定した避難訓練など、様々な状況を想定した避難訓練を実施する。

(3) 落雷・突風

項 目		留 意 事 項
1	落雷、突風等異常気象による事故の脅威の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外での活動中に、落雷や突風によるテントの倒壊などの事例を示し、危険を予測・回避することの大切さについて児童生徒等、保護者、教職員等に周知する。
2	屋外活動時の留意点の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外活動時の留意点について教職員で共通理解し、指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外での授業、体育大会・各種競技大会の実施及び開催にあたっては、事前に気象情報を入手する。 ・強風や落雷等の警報や注意報等に留意し、発令された際は、参加者の安全確保を最優先にし、活動を中止する。 ・また、中止決定までの手順をフローチャートにまとめておく。 ・大気が不安定なため、竜巻・雷雨の発生等、急激な天候の変化が予想される場合は、予め、避難方法等について教職員の共通理解を図っておく。 ・テント等の設営には十分配慮する。

(4) 風水雪害・土砂災害

項 目		留 意 事 項
1	安全体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・風水雪害・土砂災害の登下校方針や避難体制を明確にし、マニュアルに掲載する。マニュアルには避難所も掲載する。 「山形県河川砂防情報システム」 (http://www.kasen.pref.yamagata.jp/)等を活用し、日常から危険箇所を把握し、安全マップに掲載し、避難方法等を考えておく。 ・河川、ため池等の氾濫の恐れがある場所 ・崖崩れ等の土砂災害の起こりやすい場所 ・道路が浸水しやすい場所 ・暴風時に倒木等の被害の恐れがある場所 など ・マニュアルに基づき、学校と地域の実情に応じて避難訓練を実施する。
2	緊急時の対応の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の接近等、緊急時の対応について、事前に児童生徒等・保護者に伝えておく。 ・登校前の時点で、災害の恐れがある場合は、地域の状況により登校の可否を決定し、家庭連絡等によって速やかに的確な指示を行う。 ・状況により、保護者の同伴登下校、教職員の引率などについて考慮する。 ・下校させる場合には、気象状況、通学路の状況等を確認し、下校のタイミングを的確に判断する。早めの下校を実施し、危険な状況下での下校はさせない。
3	天候回復後の安全点検	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設設備を点検し、安全確認を行い、必要に応じて適切な措置を講じる。 ・飲料水について、必ず安全確認を行う。また、学校給食についても、施設設備の衛生管理を徹底する。 ・通学路の安全点検を行い、状況によっては通学路の変更を行うなど、適切な措置を講じる。

第2章 緊急事態発生時の危機管理

1 基本的対応

(1) 校内危機対応組織

緊急事態発生時は、全職員が協力し、組織的に危機対応にあたる。

危機対応には、危機管理を担当する組織（対応本部）と心のケアを担当する組織が必要である。

組織

役割分担			担当
総括	責任者	全体指揮	校長 副校長・教頭
危機管理	学校安全 (危機管理)	学校安全担当	教頭、生徒指導主任、保健・安全主任 教育委員会職員
		情報管理担当	教務主任、進路指導主事
		庶務担当	事務長（事務室）
	報道	報道担当	校長、教頭、教務主任、生徒指導主事等 教育委員会職員
ケア	保護者	保護者担当	教頭、学年主任
		個別担当	担任等
ケア	学年	学年担当	学年主任、（教務主任） 担任、副担任
	ケア	ケア担当	学校医、養護教諭、教育相談担当等

役割

区分	内容
責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・事案の全体把握と対応決定 ・警察、教育委員会との連携 ・被害者、被災者への対応 ・保護者対応、報道対応 など
学校安全 (危機管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・最新情報の把握 ・学校内外の安全状況の把握 ・保護者、関係機関、報道等への連絡・通知等 ・報告準備 ・記録（時系列）の整理 ・食事等補給 など
報道	<ul style="list-style-type: none"> ・報道対応準備
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・該当保護者への状況説明支援等 ・全保護者への緊急連絡による不安軽減 ・緊急保護者会や通知文の準備 など
学年	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童生徒等への付添、見舞い ・学年児童生徒等の状況把握と不安軽減 など
ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当 ・学校医・医療機関等との連絡連携 ・ハイリスク児童生徒等の把握（ケア会議開催） ・教育相談等のケア活動

(2) 緊急時の連絡体制

迅速・確実な連絡体制を整備する。

- ・教職員・関係機関等の連絡先一覧を職員室等に掲示しておく。
- ・校内及び関係機関等への連絡系統をフローチャート等にまとめておく。
- ・避難訓練等で、連絡体制についても確認する。

適切に対処する。

- ・警察、消防、教育委員会等への連絡すべき事項の文例等（5W1Hを基本）を明示する。

関係保護者へ迅速に連絡する。

- ・緊急事態発生の第一報入手直後、5W1Hに留意しながら、関係保護者に連絡する。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。
- ・関係保護者には、電話連絡だけではなく直接会い、事態に応じて謝罪、最新情報を交換するなど、緊密に連携する。
- ・加害児童生徒等がいる場合、早期に家庭と連携し、適切な対応を支援する。
- ・校内に、加害者・被害者の当事者がいれば、双方の保護者と連携し、解決に向け支援する。

(3) 避難・登下校の対応

避難誘導の方法や経路等を明確にする。

- ・児童生徒等を発生源から遠ざけ、安全な場所へ誘導し、生命の安全を確保する。
- ・児童生徒等が悲惨な状況を見ないように配慮する。
- ・校内放送等の指示により、定められた場所へ、迅速かつ安全に避難する。
- ・避難経路は、災害時に本当に安全か、十分に確認しておく。
- ・名簿により、確実な人員把握をする。
- ・避難場所で、児童生徒等の不安の軽減を図る。
- ・想定される災害毎に、児童生徒等への指示事項を明確にする。

緊急時の児童生徒等の登下校対応について明確にする。

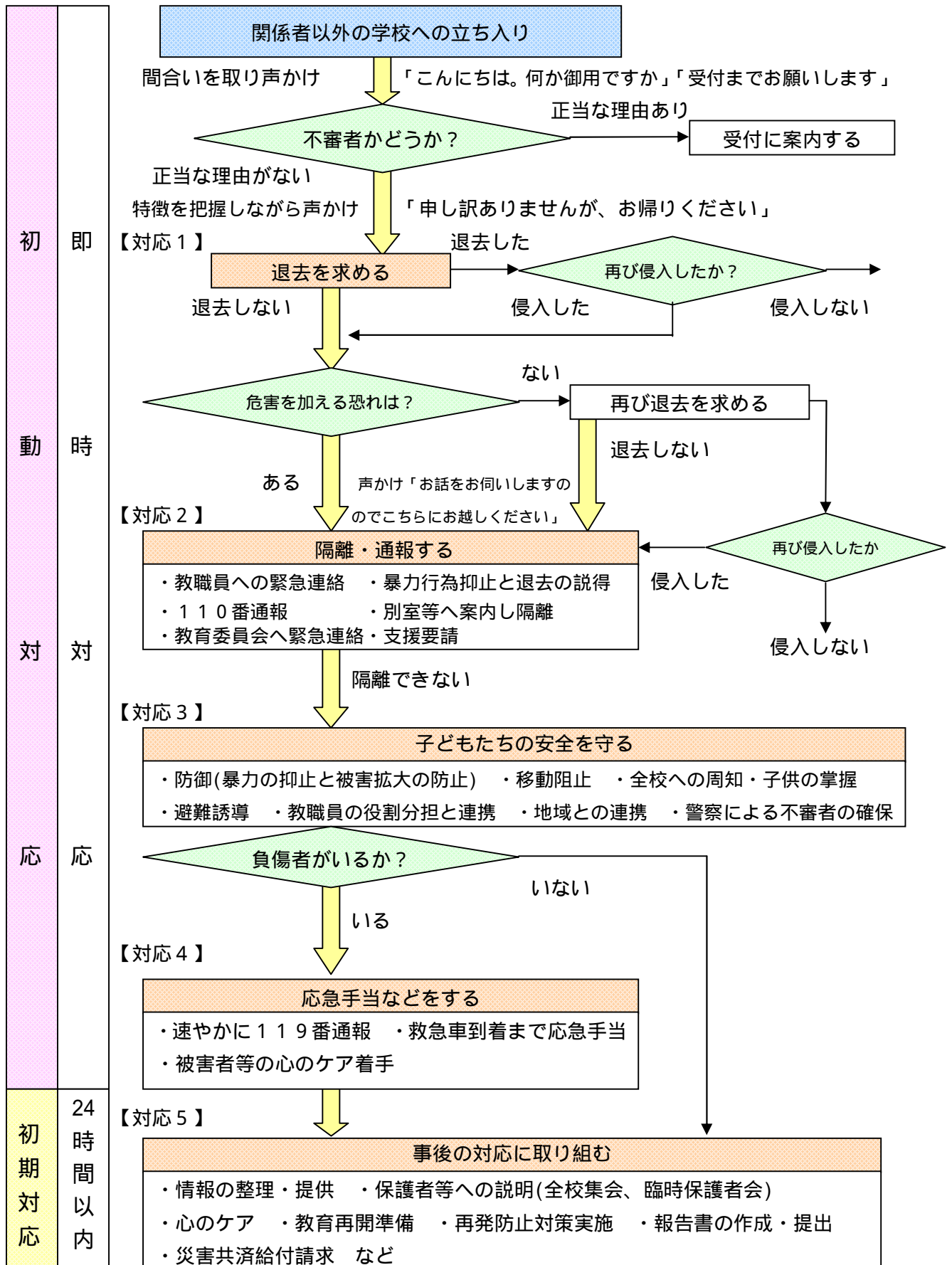
- ・緊急事態発生時は、児童生徒等の登下校について、特に留意する必要がある。
- ・災害時は、保護者またはそれに代わる人へ児童生徒等を直接引き渡す、引き渡し証等で記録を残す。

(4) 児童生徒等・保護者への対応

緊急事態発生時においても、保護者と十分な連携を図る。

- ・個人情報等に配慮しながら、正確な情報を提供し、学校等の今後の対応を説明し、児童生徒等・保護者の不安を軽減する。
 - ・事後対応への協力を仰ぐとともに、個別相談等に積極的に対応する。
- 重大事故は緊急集会（児童生徒等・保護者）等により、児童生徒等・保護者へ説明する必要がある。
- ・重大事故発生時は、早期に家庭への連絡や緊急保護者会を実施する。保護者会は、PTA会長等の協力の下に実施する。
 - ・緊急児童生徒等集会では、事故の概要、学校の思い、相談窓口等について説明する。
 - ・緊急保護者会では、事故の概要、児童生徒等の様子、学校の思い、家庭での児童生徒等への配慮事項、相談窓口等について説明する。通知文の内容も同様である。

2 対処要領
 (1) 不審者侵入時

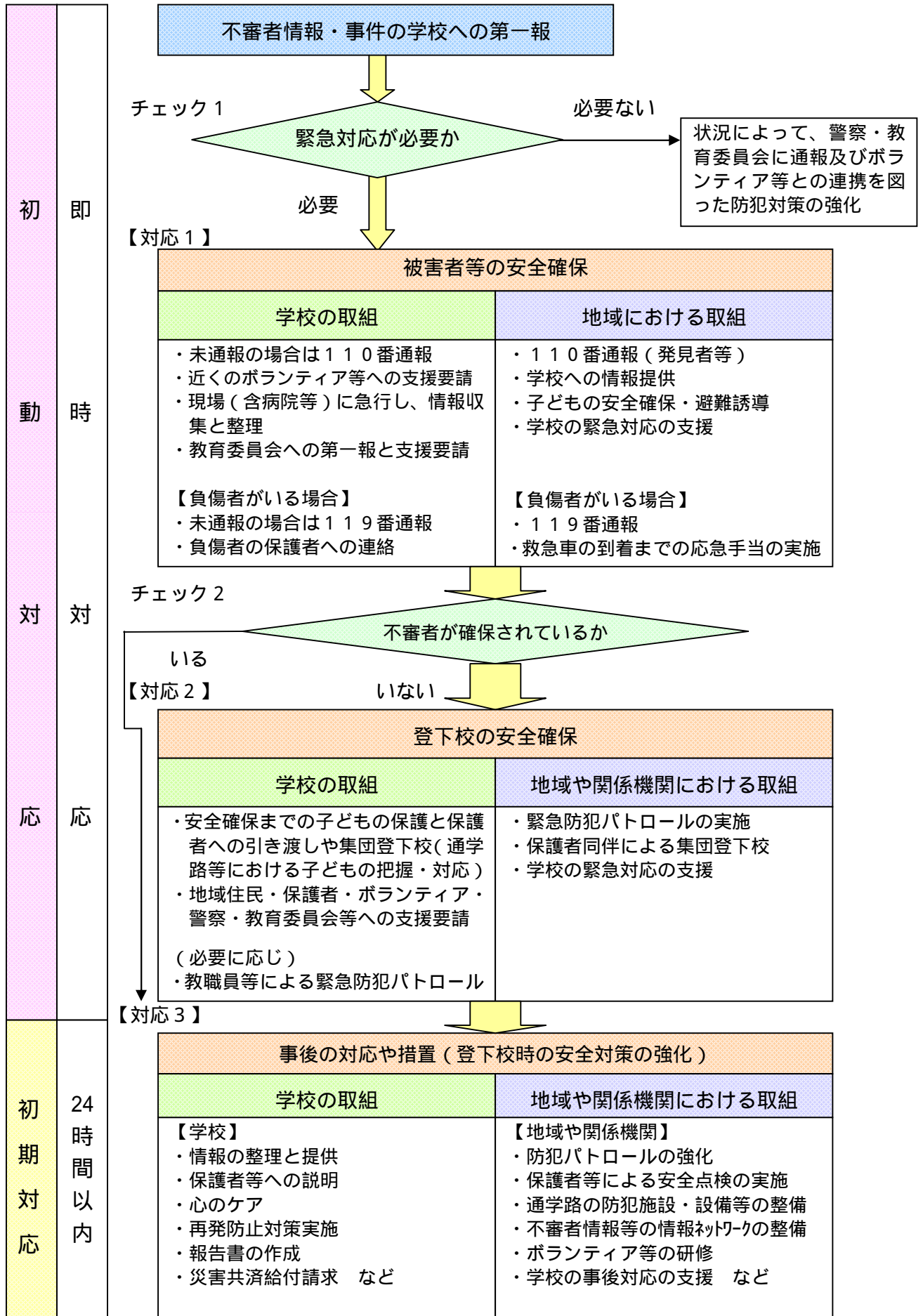


不審者侵入時対応の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の安全確保を優先させる。 ・学校における危機管理マニュアル等に基づき、侵入者の動向を把握するとともに、児童生徒等の安全な避難誘導に努める。
2	教職員への緊急連絡及び警察などへの緊急通報	<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知器、携帯用防犯ブザー等により緊急事態発生を知らせる。 ・速やかに事態を把握し、校内放送等により、正確な情報を伝達するとともに、警察等に通報する。 ・管理職は、情報の集中化を図り明確な指示を行う。
3	発生現場への救援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における危機管理マニュアル等に基づき、事態の把握、伝達、避難誘導、応急手当などの救援活動を行う。 ・発生場所での正確な事態を把握し、児童生徒等の安全確保に努める。
4	近隣の学校等への連絡・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の学校等との緊急通報体制に基づき、早急かつ正確な情報の伝達に努める。
5	管轄する教育委員会への連絡等	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者情報を直ちに連絡するとともに、学校の対応について報告し、必要に応じて協力を求める。
6	その他の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに不審者侵入事件対策本部等を設置し、児童生徒等の安全確保を図るとともに、対応策について検討する。 ・保護者へ速やかに連絡する。 ・登下校の指導をする。

不審者による学校への侵入対応については、各学校の実情に応じた校内体制を整備し、具体的な行動がわかるフローチャート等を教職員の目が届くところに掲示し周知する。

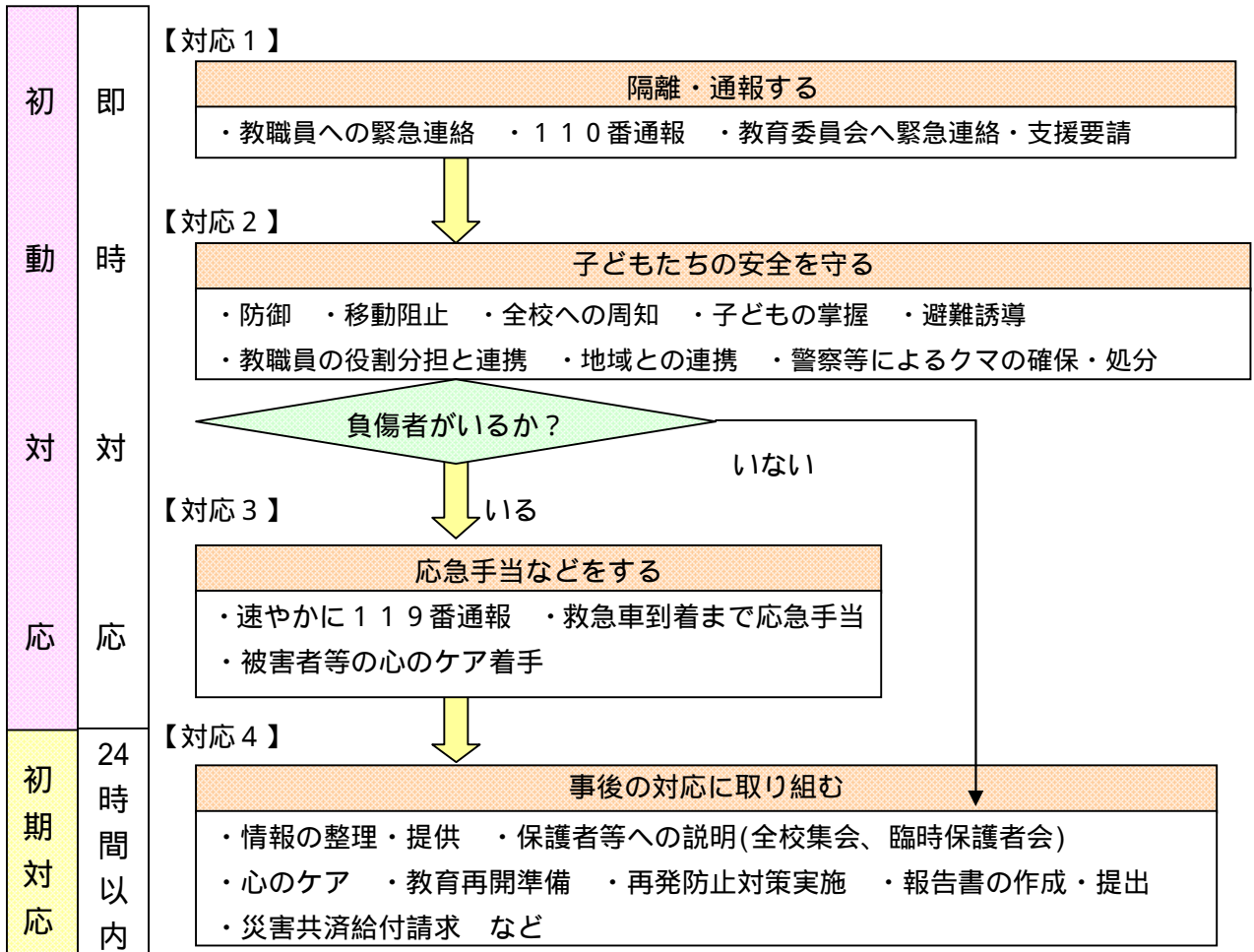
(2) 不審者事案登下校時



登下校時対応の留意事項

項	目	留 意 事 項
1	緊急対応の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・第一報が入った時点で、その概要を把握し、緊急に対応しなければならぬ情報なのかどうかをチェックする。
2	被害者等の 安全確保	<p>【学校の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察に通報されていない場合は、「110番」通報する。 ・ボランティア等に、電話・電子メール等で支援を依頼する。 ・子ども（周辺の子も含む）や不審者の現状、対応状況等について情報を収集し、整理する。 ・不審者が近辺にいると考えられる場合には、警察が到着するまでの間、子どもの安全確保を図る。 ・管轄する教育委員会に概要を報告するとともに、適宜報告し助言を得る。 ・負傷者の有無を確認し、負傷者がいれば直ちに、「119番」通報し、応急手当を行う。 ・負傷した子どもの保護者に、負傷状況の概要や搬送先病院名を連絡する。 <p>【地域（地域住民・保護者・ボランティア等）における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察に「110番」通報するとともに学校に連絡する。 ・警察が到着するまでの間、子どもの安全確保を図る。 ・負傷者の有無を確認し、負傷者がいれば直ちに、「119番」通報し、応急手当を行う。 ・学校が行う緊急対応を支援する。
3	不審者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者が確保されているか警察等に確認する。
4	登下校の 安全確保	<p>【学校の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の現在の状況（登校中・下校中、登校前・帰宅後など）を把握する。 ・下校前の場合は、安全が確保されるまで学校に待機させる。 ・子どもだけの登下校が難しい場合には、保護者への引渡しや保護者の引率による集団登下校を行う。 ・警察には情報の提供と緊急の防犯パトロール等を要請する。 ・保護者、現場や危険のある場所に近いボランティア、地域防犯関係者等に、防犯パトロールの実施を要請する。 ・教育委員会に、域内の学校に対する情報提供や警察などとの連絡・調整を要請する。 ・必要に応じ教職員等による緊急防犯パトロールを実施する。 <p>【地域（地域住民・保護者・ボランティア等）における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全点検を実施し不審者の発見や情報収集を行う。 ・子どもの登下校時刻に合わせた防犯パトロールを実施する。 ・学校が行う緊急対応を支援する。

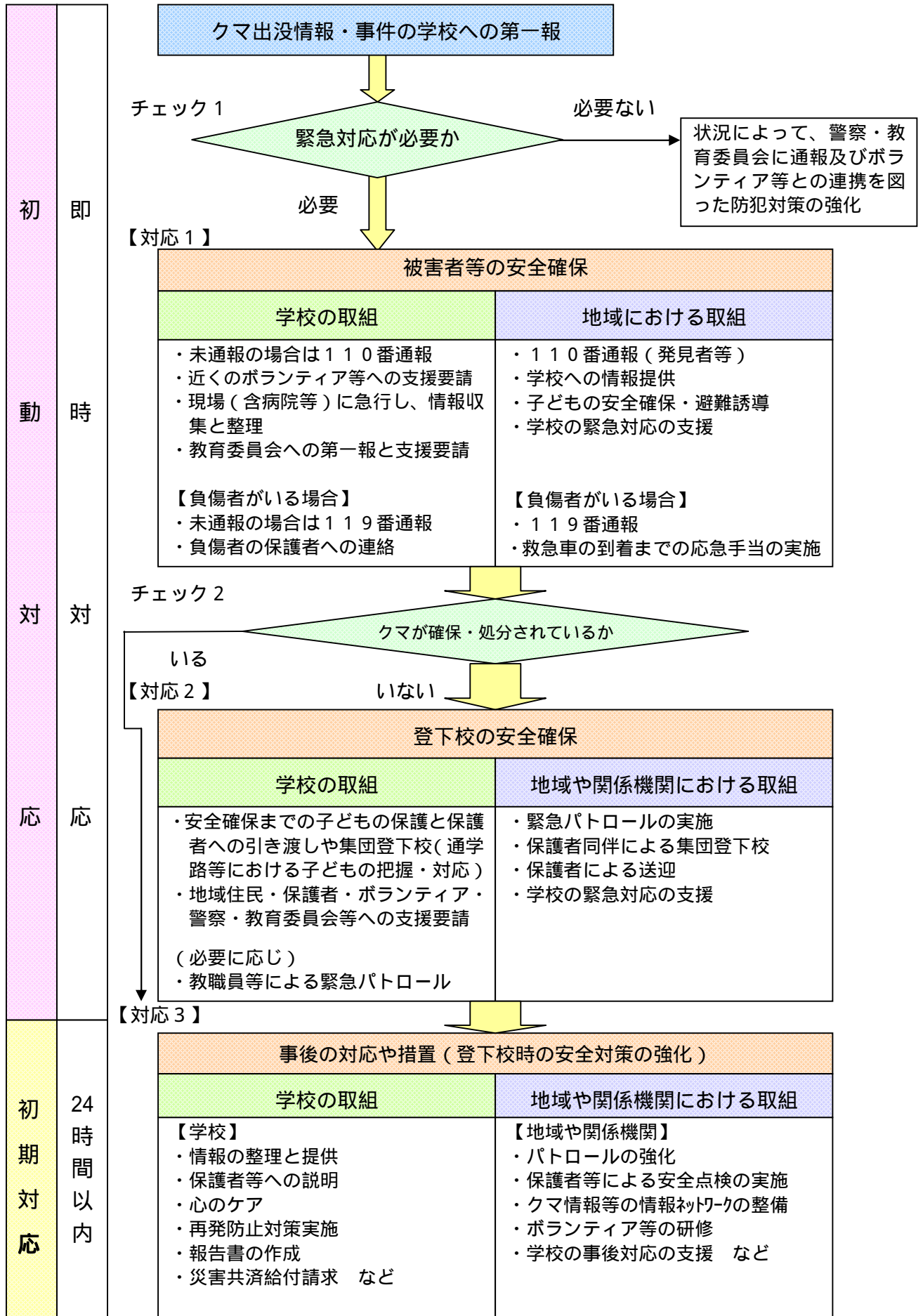
(3) クマ侵入時



クマ侵入時対応の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	児童生徒等の安全確保	・児童生徒等の安全確保を優先させる。 ・クマの動向を把握し、児童生徒等の安全な避難誘導に努める。
2	教職員への緊急連絡及び警察などへの緊急通報	・火災報知器、携帯用防犯ブザー等により緊急事態発生を知らせる。 ・速やかに事態を把握し、校内放送等により、正確な情報を伝達するとともに、警察等に通報する。 ・管理職は、情報の集中化を図り明確な指示を行う。
3	発生現場への救援活動	・学校における危機管理マニュアルなどに基づき、事態の把握、伝達、避難誘導、応急手当などの救援活動を行う。 ・発生場所での正確な事態を把握し、児童生徒等の安全確保に努める。
4	近隣の学校等への連絡・協力	・近隣の学校等との緊急通報体制に基づき、早急かつ正確な情報の伝達に努める。
5	管轄する教育委員会への連絡等	・クマ情報を直ちに連絡するとともに、学校の対応について報告し、必要に応じて協力を求める。
6	その他の対応	・直ちにクマ侵入対策本部等を設置し、児童生徒等の安全確保を図るとともに、対応策について検討する。 ・保護者へ速やかに連絡する。 ・登下校の指導をする。

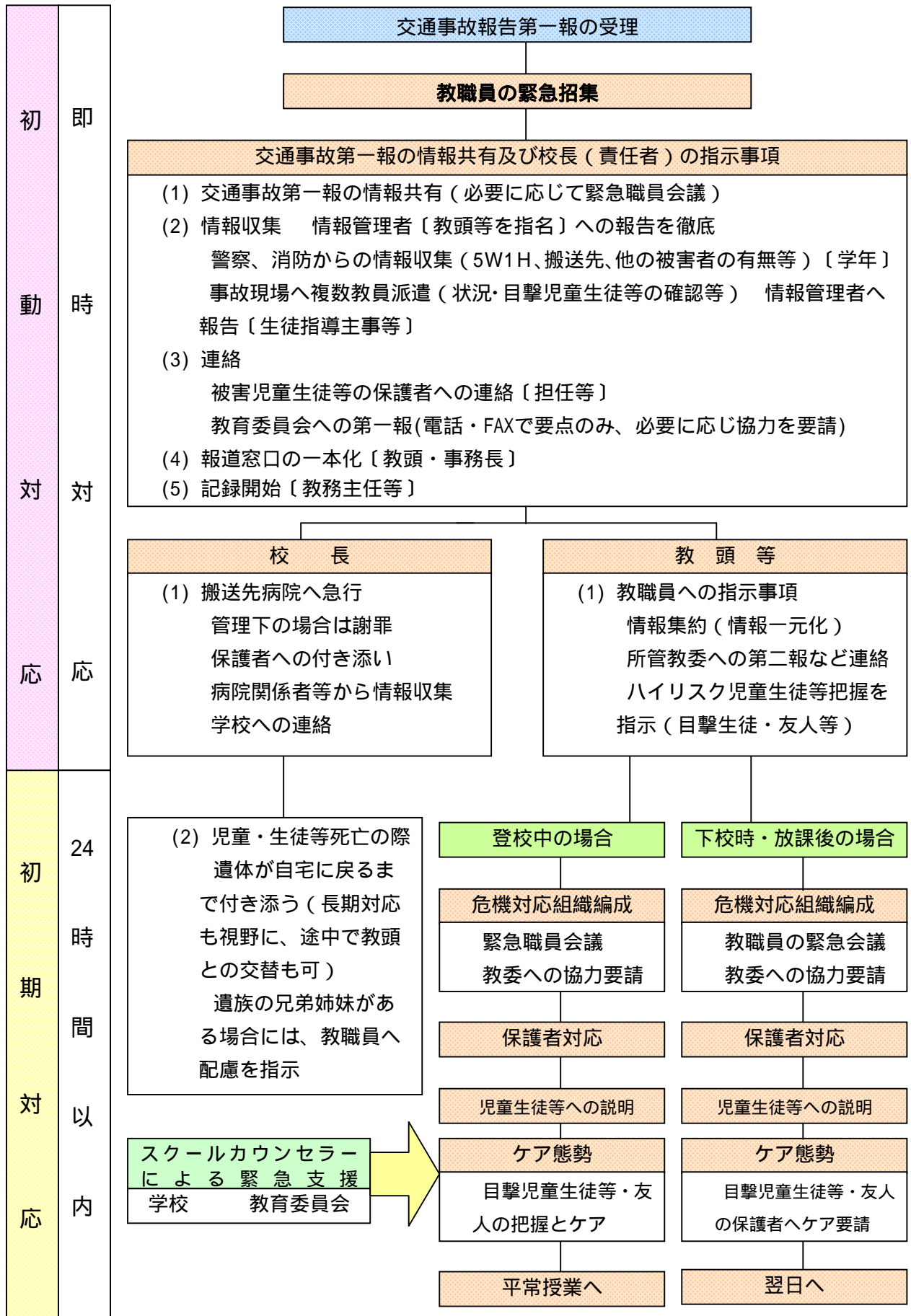
(4) クマ出没登下校時



クマ出没時対応の留意事項

項	目	留 意 事 項
1	緊急対応の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・第一報が入った時点で、その概要を把握し、緊急に対応しなければならぬ情報なのかどうかをチェックする。
2	被害者等の 安全確保	<p>【学校の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察に通報されていない場合は、「110番」通報する。 ・ボランティア等に、電話・電子メール等で支援を依頼する。 ・子ども（周辺の子も含む）やクマの現状、対応状況等について情報を収集し、整理する。 ・クマが近辺にいると考えられる場合には、警察が到着するまでの間、子どもの安全確保を図る。 ・管轄する教育委員会に概要を報告するとともに、適宜報告し助言を得る。 ・負傷者の有無を確認し、負傷者がいれば直ちに、「119番」通報し、応急手当を行う。 ・負傷した子どもの保護者に、負傷状況の概要や搬送先病院名を連絡する。 <p>【地域（地域住民・保護者・ボランティア等）における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察に「110番」通報するとともに学校に連絡する。 ・警察が到着するまでの間、子どもの安全確保を図る。 ・負傷者の有無を確認し、負傷者がいれば直ちに、「119番」通報し、応急手当を行う。 ・学校が行う緊急対応を支援する。
3	クマの確保・処分	<ul style="list-style-type: none"> ・クマが確保・処分されているか警察等に確認する。
4	登下校の 安全確保	<p>【学校の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の現在の状況（登校中・下校中、登校前・帰宅後など）を把握する。 ・下校前の場合は、安全が確保されるまで学校に待機させる。 ・子どもだけでの登下校が難しい場合には、保護者への引渡しや保護者の引率による集団登下校を行う。 ・警察には情報の提供と緊急のパトロール等を要請する。 ・教育委員会に、域内の学校に対する情報提供や警察などとの連絡・調整を要請する。 ・必要に応じ教職員等による緊急パトロールを実施する。 <p>【地域（地域住民・保護者・ボランティア等）における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全点検を実施しクマの情報収集を行う。 ・子どもの登下校時刻に合わせたパトロールを実施する。 ・学校が行う緊急対応を支援する。

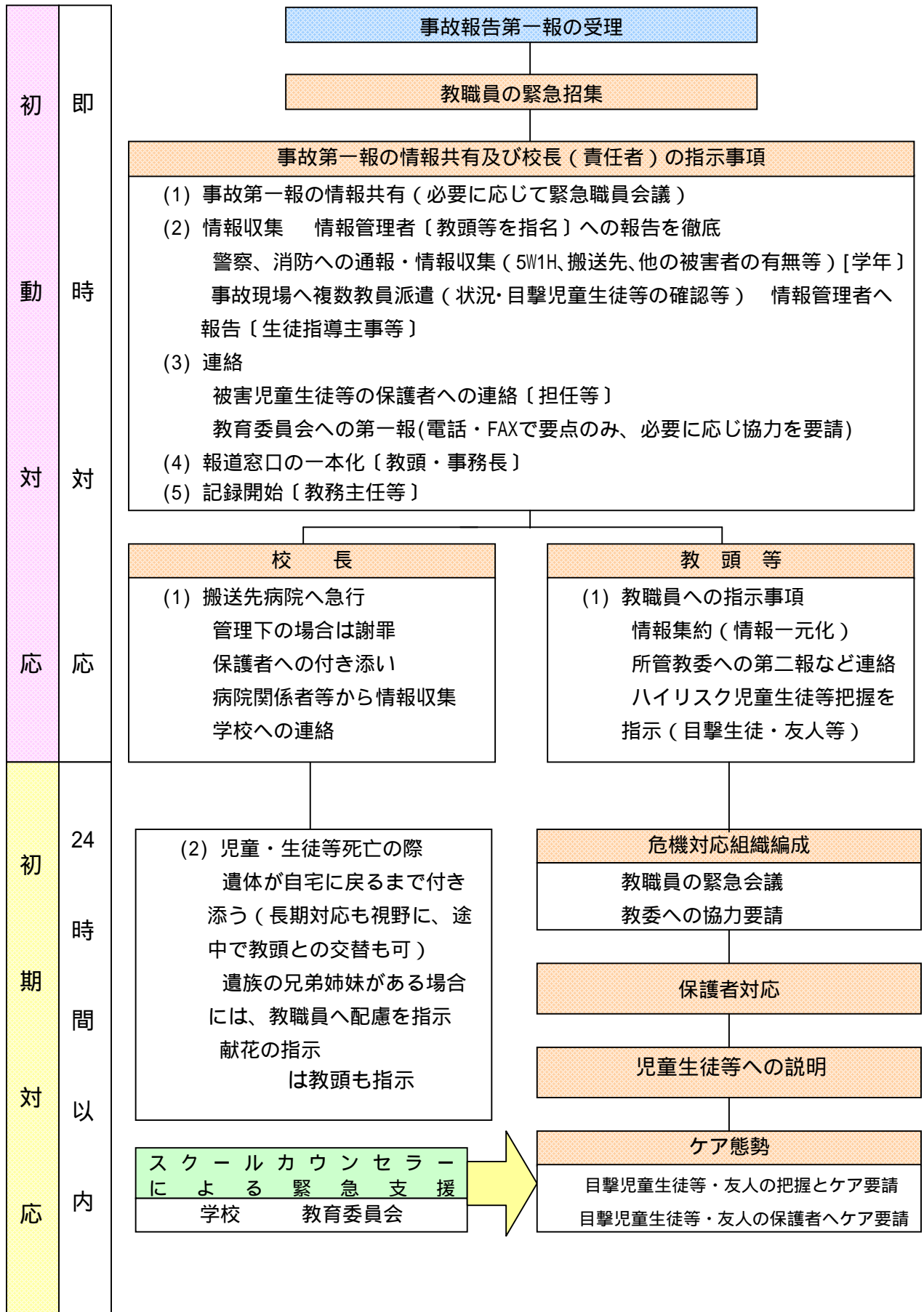
(5) 交通事故発生時



交通事故発生時の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	事 実 確 認	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生の連絡が入ったら、直ちに管理職へ報告し、複数の教職員で現場へ急行する。 ・周囲に児童生徒等がいた場合には、落ち着かせ、安全な場所へ避難させる。
2	緊 急 通 報	<ul style="list-style-type: none"> ・警察「110番」・消防「119番」へ通報し、状況を確認する。 ・事故を目撃した児童生徒等へ警察からの事情聴取がある場合は、必ず教職員が立ち会う。
3	保 護 者 へ の 連 絡	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童生徒等の保護者に状況を連絡する。
4	管 轄 す る 教 育 委 員 会 へ の 連 絡 等	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故について連絡するとともに、学校の対応について報告し、必要に応じて協力を求める。
5	教 職 員 に よ る 対 応	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職は、役割分担に基づき学校の対応を指示する。
6	情 報 収 集	<ul style="list-style-type: none"> ・警察と連携しながら、事故に至った経緯、情報を可能な限り収集する。
7	被 害 児 童 生 徒 等 を 訪 問	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童生徒等のいる病院または家庭を訪問し、容体・状況の把握をする。
8	事 故 の 概 要 に つ い て の 把 握 ・ 整 理	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の全容等収集した情報を整理する。 ・管理職、生徒指導主事、保健主事、学年主任、PTA役員等で今後の対応について話し合う。
9	状 況 の 説 明 (保 護 者 会 の 開 催 、 報 道 機 関 へ の 情 報 提 供)	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催などにより保護者への説明を行う。その際、児童生徒等のプライバシーの保護には十分配慮する。
10	事 故 の 再 発 防 止 対 策 の 実 施	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止のため、全校集会等を実施し、事故の事実や学校としての対応を伝えるとともに、交通安全に関する指導を徹底する。
11	報 告 書 の 作 成	<ul style="list-style-type: none"> ・事故報告書を作成し、管轄する教育委員会へ報告する。 ・事故を目撃した児童生徒等に対しては、関係機関・団体と連携しながら個別指導による心のケアに努める。
12	災 害 共 済 給 付 等 の 請 求	<ul style="list-style-type: none"> ・日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する。

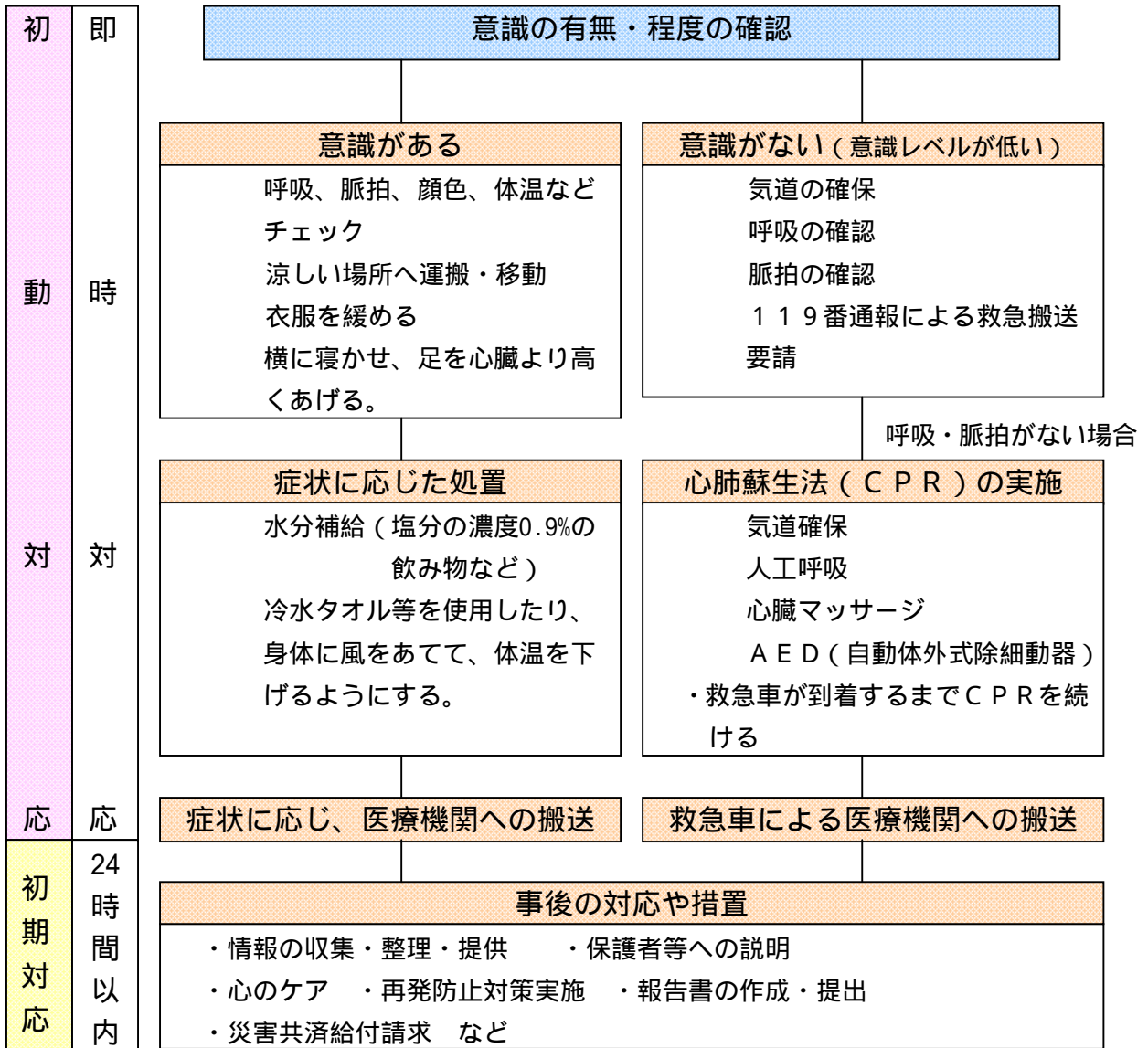
(6) 事故発生時(転落・遊具・プール・水難事故等)



事故発生時の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	事 実 確 認	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生の連絡が入ったら、直ちに管理職へ報告し、複数の教職員で現場へ急行する。 ・周囲に児童生徒等がいた場合には、落ち着かせ、安全な場所へ避難させる。
2	緊 急 通 報	<ul style="list-style-type: none"> ・警察「110番」・消防「119番」へ通報し、状況を確認する。 ・事故を目撃した児童生徒等へ警察からの事情聴取がある場合は、必ず教職員が立ち会う。
3	保 護 者 へ の 連 絡	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童生徒等の保護者に状況を連絡する。
4	管 轄 す る 教 育 委 員 会 へ の 連 絡 等	<ul style="list-style-type: none"> ・事故について連絡するとともに、学校の対応について報告し、必要に応じて協力を求める。
5	教 職 員 に よ る 対 応	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職は、役割分担に基づき学校の対応を指示する。
6	情 報 収 集	<ul style="list-style-type: none"> ・警察と連携しながら、事故に至った経緯、情報を可能な限り収集する。
7	被 害 児 童 生 徒 等 を 訪 問	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童生徒等のいる病院または家庭を訪問し、容体・状況の把握をする。
8	事 故 の 概 要 に つ い て の 把 握 ・ 整 理	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の全容等収集した情報を整理する。 ・管理職、生徒指導主事、保健主事、学年主任、PTA役員等で今後の対応について話し合う。
9	状 況 の 説 明 (保 護 者 会 の 開 催 、 報 道 機 関 へ の 情 報 提 供)	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催などにより保護者への説明を行う。その際、児童生徒等のプライバシーの保護には十分配慮する。
10	事 故 の 再 発 防 止 対 策 の 実 施	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止のため、全校集会等を実施し、事故の事実や学校としての対応を伝えるとともに、安全に関する指導を徹底する。
11	報 告 書 の 作 成	<ul style="list-style-type: none"> ・事故報告書を作成し、管轄する教育委員会へ報告する。 ・事故を目撃した児童生徒等に対しては、関係機関・団体と連携しながら個別指導による心のケアに努める。
12	災 害 共 済 給 付 等 の 請 求	<ul style="list-style-type: none"> ・日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付等のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する。

(7) 熱中症発生時



熱中症発生時対応の留意事項

項目	留意事項
1 保護者への連絡	・被害児童生徒等の保護者に状況を連絡する。
2 教育委員会への連絡等	・事故について連絡するとともに、学校の対応について報告し、必要に応じて協力を求める。
3 被害児童生徒等を訪問	・被害児童生徒等のいる病院または家庭を訪問し、容体・状況の把握をする。
4 事故の概要把握・整理	・事故の全容等収集した情報を整理する。
5 事故の再発防止対策の実施	・再発防止のため、全校集会等を実施し、事故の事実や学校としての対応を伝えるとともに、安全に関する指導を徹底する。
6 報告書の作成	・事故報告書を作成し、管轄する教育委員会へ報告する。 ・個別指導による心のケアに努める。
7 災害共済給付等の請求	・日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付等のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する。

(8) 火災発生時

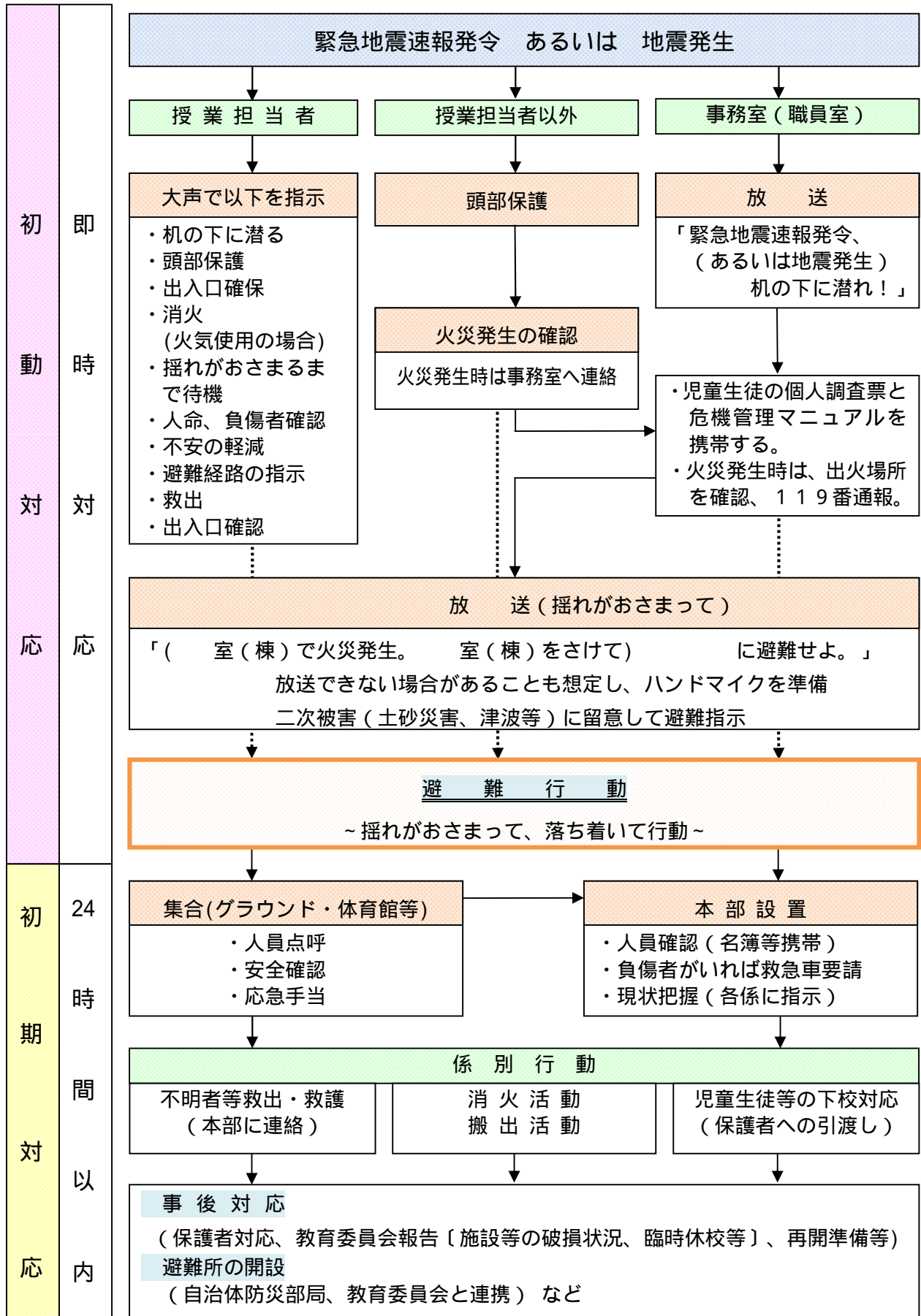
		火 災 発 生		
初 動 対 応	即	通 報 初期消火	発見者 近隣者	緊急連絡（火災報知器等） 初期消火、防火扉・シャッターの閉鎖等 消防への通報（119番通報）
	時	避難誘導 安全確保 （全職員）	児童生徒等・教職員の避 難誘導、安全確保 人員確認（名簿等携帯） 児童生徒等の不安軽減 等に配慮	統 括 （管理職） 全体指揮（必ず、現 場確認） 情報の集約・一元化 記録開始
	対	救 出 救 護	保健・安全主任 養護教諭 保健・安全部 担任・副担任 授業者	救出活動 救急処置（心肺蘇生法、A E D等） 警察・教育委員会への支援要請 緊急車両誘導 医療機関への連絡・搬送
	応	消火補助	事務（部）長 生徒指導主事等 生徒指導部 など	危険箇所への立入り禁止措置 緊急車両の誘導 消火活動への協力
		搬 出	事務・教務主任 教務部 など	搬出活動（重要書類） 搬出品管理
	初 期 対 応	24 時 間 以 内	危機管理 担 当 （設置場所 会議室等）	校長（責任者） 副校長・教頭 事務（部）長 事務主任 教務主任 生徒指導主事 進路指導主事 保健・安全主任 学年主任 養護教諭 など
		心のケア 担 当 （設置場所 相談室等）	教育相談担当 養護教諭 学年主任 担任・副担任 教務部 など	状況によりスクールカウンセラー派遣等を要請 ハイリスクな児童生徒等の検討 ハイリスクな児童生徒等の保護者への連絡 ケア計画の策定 専門家による児童生徒等・保護者へのカウ セリングやサポート

すべての学校危機で、危機管理担当、心のケア担当による初期対応が必要である。

火災発生時の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	火災発生・発見	・非常ベル等により火災の発生を直ちに伝えるとともに、応援を要請する。
2	児童生徒等の安全確保	・周囲の児童生徒等を落ち着かせ、避難させる。負傷者がいる場合は、直ちに火災現場から搬出し、応急手当をする。
3	初期消火・通報	・火災の連絡を受けたら直ちに消防「119番」へ通報する。 ・応援要請を受けた教職員は、消火器を持ち現場へ急行し、初期消火にあたる。
4	避 難	・教職員の役割分担に基づき、安全な避難経路を確認した上で避難・誘導及び搬出、人員確認（名簿携帯）をする。 ・所在不明の児童生徒等がいる場合には、管理職の指示のもと、状況に応じて複数で搜索する。
5	避難後の安全確保	・負傷者の確認と応急手当、警察、医療機関へ連絡する。 ・児童生徒等の不安に対処する。 ・児童生徒等を把握する。（勝手な行動をさせない）
6	保護者への連絡	・緊急連絡網により、状況を保護者へ連絡する。
7	管轄する教育委員会への連絡等	・管理職は、教育委員会へ第一報をいれる。 ・必要に応じて教育委員会へ職員の派遣を要請するとともに今後の対応について相談する。
8	報道機関への対応	・窓口を一本化し対応する。（情報管理者等）
9	対策本部の設置 情報収集 火災の概要についての把握・整理	・本部を設置し、役割分担に基づき行動する。 ・警察、消防と連携しながら火災に至った経緯、状況を可能な限り情報収集し、整理する。 ・管理職、生徒指導主事、保健主事、学年主任、PTA役員等で今後の対応について話し合う。
10	状況の説明 （保護者会の開催、 報道機関への情報提供）	・PTA役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催などにより保護者への説明を行う。その際、児童生徒等のプライバシーの保護には十分配慮する。
11	教育再開準備及び 事故の再発防止 対策の実施	・役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。
12	報告書の作成	・事故報告書を作成し、管轄する教育委員会へ報告する。

(9) 地震発生時



地震発生時の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・的確に指示する。（頭部の保護、机の下などへの避難など児童生徒等への対応） ・火災など二次災害を防止する。（暖房関係管理、薬品管理、ガス管理等） ・負傷者を確認する。
2	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職は、状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の方法を決定する。 ・授業担当者は生徒の動揺を抑え、負傷の有無や負傷の程度、避難時の安全を確認する。児童生徒等の不安を増大させないように、原則としてその場を離れない。 ・授業担当者以外は分担して各教室等に急行し、授業担当者から状況等を聞き取る。避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して管理職に報告する。
3	避難	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路及び避難場所の安全確認ができた後、全校へ的確な避難指示を行う。（頭部の保護、あわてない、さわがない等） <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>○避難訓練標語「お・は・し・も」</p> <p>「お」 避難のとき「押さない。」</p> <p>「は」 避難のとき「走らない。」</p> <p>「し」 避難のとき「しゃべらない。」</p> <p>「も」 現場に「戻らない。」</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担に応じて行動する。（避難誘導、負傷者運搬等） ・児童生徒等名簿や緊急連絡網を携帯する。
4	避難後の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の安否確認及び的確な指示をする。（勝手な行動をさせない） ・負傷者の応急手当や警察、消防、医療機関へ連絡する。 ・児童生徒等の不安に対処する。
5	対策本部の設置 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・本部を設置し、役割分担に基づき行動する。 ・校舎の被害状況とテレビやラジオ等で地域における被害状況等を把握する。
6	管轄する教育委員会への連絡等	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職は、教育委員会へ連絡する。 ・今後の対応について相談する。
7	保護者への連絡 ・引き渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の校舎外避難後の対応を決定する。 ・緊急連絡網により、保護者へ連絡し、引き渡す。

上記状況でない授業時間外、校外学習、登下校時の留意事項は、次のとおりである。

授業時間外の留意事項

場所	児童生徒等の行動	教職員の対応
屋内	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れている間は、頭部を覆ってじっと待機し、落下物や倒壊物に気を付ける。 ・揺れがおさまると教職員の指示に従い、校舎外避難場所へ移動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校へ指示する。（揺れがおさまるまで、頭部を保護して教職員が到着するまで待機） ・分散して児童生徒等の安全確保や的確な指示誘導をする。
屋外	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れ、揺れがおさまるまで、頭部を覆って広い場所の中央で待機する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎外にいる児童生徒等の人員確認や負傷者の応急手当をする。

校外学習中の留意事項

項目		留意事項
1	児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な状況把握と的確な指示をする。 ・列車、バス等に乗車中は係員の指示に従う。 ・児童生徒等の不安に対処する。
2	近くの避難場所への避難	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所、救護施設がない場合、地元の人や機関等から情報を入手し、的確な対応で、施設管理者の指示に従う。
3	避難後の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・人員確認や負傷者の応急手当を行い、児童生徒等の不安に対処する。 ・海岸での津波、山中での崖崩れ、落石に注意する。 ・地元公的機関への救援を要請する。
4	学校への連絡避難後の対応決定	<ul style="list-style-type: none"> ・学校への連絡や状況報告を行い、指示を受けて対応する。 ・学校から教育委員会・保護者へ連絡する。 ・教育委員会からの指示等により、地元公的機関へ救援を要請する。

登下校時の留意事項

項目	児童生徒等の行動	教職員の対応	
1	児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・頭部を保護し、身を低くする。 ・車道に出ない。建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内や通学路上、避難場所の児童生徒等の安否を確認する。
2	近くの避難場所への避難	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまったら状況に応じて、公園、学校などの避難場所、あるいは自宅に避難する。 ・自宅や学校に避難することが困難な場合、教師や保護者、地域の人に来るまで待機する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域と連携する。 ・児童生徒等の所在を確認する。
3	自宅学校	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて対応する。（学校、保護者、地域の連携） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等を家庭へ確実に引き渡す。家族不在の場合は学校で保護する。

(10) 突風・台風発生時

在 宅 時	前日周知・メールによる緊急通報等	最新気象情報の確認											
		管理職等の緊急会議											
校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有													
<p>基本的な対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">警報等</th> <th style="width: 10%;">授業</th> <th style="width: 70%;">対 応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 台風接近 ・ 暴風警報 ・ 竜巻注意情報 </td> <td style="text-align: center;">中止</td> <td>休校の連絡は、前日に行う。 天候が急変した場合など、朝6：00段階で暴風警報等の発令の際は、休校とし、緊急連絡する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実施</td> <td>すぐに暴風警報等が解除され、午前・午後に、授業が開始できる状況であれば、自宅待機とする。 教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。 教職員・ボランティア等で安全を確保する。</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨・洪水警報 ・ 強風注意報 ・ 大雨・洪水注意報 </td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td>各家庭が安全に登校できることを確認し、登校する。 通学路の状況等により、安全な登校が心配な場合、担任に連絡し、自宅待機後、状況を見て登校する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>台風の際は、前日に、休校・自宅待機等の方針を児童生徒等に周知する。 自宅待機後に登校する可能性がある場合は、緊急連絡の時間・方法等について、予め周知しておく。</p>			警報等	授業	対 応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風接近 ・ 暴風警報 ・ 竜巻注意情報 	中止	休校の連絡は、前日に行う。 天候が急変した場合など、朝6：00段階で暴風警報等の発令の際は、休校とし、緊急連絡する。	実施	すぐに暴風警報等が解除され、午前・午後に、授業が開始できる状況であれば、自宅待機とする。 教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。 教職員・ボランティア等で安全を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨・洪水警報 ・ 強風注意報 ・ 大雨・洪水注意報 	実施	各家庭が安全に登校できることを確認し、登校する。 通学路の状況等により、安全な登校が心配な場合、担任に連絡し、自宅待機後、状況を見て登校する。
警報等	授業	対 応											
<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風接近 ・ 暴風警報 ・ 竜巻注意情報 	中止	休校の連絡は、前日に行う。 天候が急変した場合など、朝6：00段階で暴風警報等の発令の際は、休校とし、緊急連絡する。											
	実施	すぐに暴風警報等が解除され、午前・午後に、授業が開始できる状況であれば、自宅待機とする。 教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。 教職員・ボランティア等で安全を確保する。											
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨・洪水警報 ・ 強風注意報 ・ 大雨・洪水注意報 	実施	各家庭が安全に登校できることを確認し、登校する。 通学路の状況等により、安全な登校が心配な場合、担任に連絡し、自宅待機後、状況を見て登校する。											
在 校 時 対 応	即時	校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有											
		<p>基本的な対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">警報等</th> <th style="width: 10%;">授業</th> <th style="width: 70%;">対 応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 台風接近 ・ 暴風警報 ・ 竜巻注意情報 </td> <td style="text-align: center;">中止</td> <td>担当者は、気象情報や交通状況を定期的に確認する。 教職員が安全を確認し下校する。下校は集団下校とする。 安全な下校が困難と判断される場合、学校で待機させる。 天候により、保護者に連絡し、迎えを依頼する。 必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平常</td> <td>原則は、平常授業とする。 これまでの降雨量や今後の気象予報、地域の実情に応じて、注意報段階での下校も検討する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>保護者の迎え等については、連絡方法や保護者への引継方法を共通理解しておく。</p>	警報等	授業	対 応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風接近 ・ 暴風警報 ・ 竜巻注意情報 	中止	担当者は、気象情報や交通状況を定期的に確認する。 教職員が安全を確認し下校する。下校は集団下校とする。 安全な下校が困難と判断される場合、学校で待機させる。 天候により、保護者に連絡し、迎えを依頼する。 必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。	平常	原則は、平常授業とする。 これまでの降雨量や今後の気象予報、地域の実情に応じて、注意報段階での下校も検討する。			
警報等	授業	対 応											
<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風接近 ・ 暴風警報 ・ 竜巻注意情報 	中止	担当者は、気象情報や交通状況を定期的に確認する。 教職員が安全を確認し下校する。下校は集団下校とする。 安全な下校が困難と判断される場合、学校で待機させる。 天候により、保護者に連絡し、迎えを依頼する。 必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。											
	平常	原則は、平常授業とする。 これまでの降雨量や今後の気象予報、地域の実情に応じて、注意報段階での下校も検討する。											
留 意 点	<p>メールによる緊急通報システムや、学校Webページの緊急通信欄等を整備しておく。 風雨が小康状態となっても、土砂災害等の二次災害の危険があり、慎重に対応する。 公共交通機関の運休等により、登校ができない場合、欠席にはならないことを周知し、安全第一に行動するよう指導しておく。 被害防止のため、強風による転倒や移動の可能性がある物の固定、ドアの開閉や窓ガラスの飛散防止などに取組む。 竜巻は、何処でも起こる可能性がある。「竜巻注意情報」が発令された場合、速やかに児童生徒等に知らせる。空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が発生するなど積乱雲が近づいた場合、頑丈な建物の中に入り、ガラス窓から離れ、安全を確保する。</p>												

(11) 風水雪害・土砂災害発生時

在 宅 時	前日周知・メールによる緊急通報等	最新気象情報の確認								
		管理職等の緊急会議								
校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有										
基本的な対応										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">警報等</th> <th style="width: 15%;">授業</th> <th style="width: 65%;">対 応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨(雪)情報 </td> <td style="text-align: center;">中止</td> <td>朝6:00の段階で土砂災害警戒情報や、記録的短時間大雨情報が発令され、児童生徒等の登校に危険が想定される場合は、休校、または自宅待機とし、緊急連絡する。前日に想定できる場合は、前日に連絡する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実施</td> <td>午前・午後に、授業が開始できる状況であれば自宅待機。 教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。</td> </tr> </tbody> </table>			警報等	授業	対 応	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨(雪)情報 	中止	朝6:00の段階で土砂災害警戒情報や、記録的短時間大雨情報が発令され、児童生徒等の登校に危険が想定される場合は、休校、または自宅待機とし、緊急連絡する。前日に想定できる場合は、前日に連絡する。	実施	午前・午後に、授業が開始できる状況であれば自宅待機。 教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。
警報等	授業	対 応								
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨(雪)情報 	中止	朝6:00の段階で土砂災害警戒情報や、記録的短時間大雨情報が発令され、児童生徒等の登校に危険が想定される場合は、休校、または自宅待機とし、緊急連絡する。前日に想定できる場合は、前日に連絡する。								
	実施	午前・午後に、授業が開始できる状況であれば自宅待機。 教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。								
<p>児童生徒等への連絡方法、登下校の安全確保、保護者の迎え等については、突風・台風発生時対応に準ずる。</p>										

在 校 時 対 応	即時	校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有				
		<p>気象情報に基づき、対応を決定する。なお、保護者の迎えや担任等による帰宅確認については、突風・台風発生時対応に準ずる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">警報等</th> <th style="width: 15%;">授業</th> <th style="width: 65%;">対 応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨(雪)情報 </td> <td style="text-align: center;">実施 (屋内)</td> <td> <p>災害発生危険性が高まっている際は、担当者は、気象情報を定期的に確認する。</p> <p>土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨(雪)情報が発令され、児童・生徒等の下校に危険が想定される場合は、必ず学校待機とする。状況により、安全な階に避難する。</p> <p>但し、市町村防災部局から避難指示等があった際は、指定された避難所に避難する。避難所は事前に周知する。</p> <p>天候回復後、教職員が通学路等の安全を確認し下校する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	警報等	授業	対 応	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨(雪)情報
警報等	授業	対 応				
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨(雪)情報 	実施 (屋内)	<p>災害発生危険性が高まっている際は、担当者は、気象情報を定期的に確認する。</p> <p>土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨(雪)情報が発令され、児童・生徒等の下校に危険が想定される場合は、必ず学校待機とする。状況により、安全な階に避難する。</p> <p>但し、市町村防災部局から避難指示等があった際は、指定された避難所に避難する。避難所は事前に周知する。</p> <p>天候回復後、教職員が通学路等の安全を確認し下校する。</p>				

留 意 点	<p>気象庁によると、1時間に20ミリ以上の強い雨が降ると、小さな川や側溝があふれ、小規模の崖崩れが始まる可能性があるとしている。この場合、十分な注意が必要である。</p> <p>児童生徒・保護者等に、休校・自宅待機等の決定を速やかに連絡できるよう、メールによる緊急通報システムや学校Webページの緊急通信欄等を整備しておく。</p> <p>災害発生時は、児童生徒等の安否確認が急務である。さらに、家族・住居の被災状況等を早急に確認し、必要に応じケア対策を講じる。</p>
-------------	--

突風・台風・風水害・土砂災害発生時の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	情 報 収 集	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビやラジオ及びインターネット等で気象情報を収集する。 ・教育委員会や防災担当課等から災害発生箇所及びその可能性のある箇所について情報を収集する。 ・土砂崩れ等の被害情報があれば、被害状況のわかる保護者、PTA役員、地域住民から情報を収集する。 ・必要に応じ近隣校と情報交換を行う。 ・必要に応じ公共交通機関の運行状況を確認する。
2	下 校 ・ 待 機 の 判 断	<p>【下校させる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網により保護者に連絡する。 ・通学路の変更、教職員の引率、集団下校、保護者の出迎え等、安全な方法で下校させる。 ・家族が不在の家庭において、家屋の立地状況等に危険が予想される児童生徒等については、保護者に連絡をとり、学校に待機させる等の適切な措置を講じる。
		<p>【学校で待機させる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な待機場所を指定する。 ・児童生徒等を地区毎に集め、安心させるように対応する。 ・児童生徒等に、災害状況や保護者からの連絡を伝える。 ・下校が可能になった児童生徒等から保護者に引き渡す。
3	事 後 の 対 応 と 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要があれば支援要請を行う。

(12) 落雷発生時

対応ガイドライン	
事 前	<p>関係者は、児童生徒等の安全を最優先することを十分に共通理解する。 当日の活動は、余裕をもったスケジュールを組む。 活動の中止決定の手順、避難場所、避難方法・誘導手順を明確にしておく。 前日に、当日の気象予報（天気予報、気象警報・注意報、気圧配置、前線の有無、竜巻情報等）を確認し、対応の想定を行う。</p>
当 日	<p>朝、気象予報を確認するとともに、落雷・突風等が想定される場合は、定期的に気象情報を入手し、関係者に情報を提供する。 絶えず雷鳴や空模様に注意する。雷注意報発令の有無にかかわらず、雷鳴が聞こえたり、雷雲が近づく様子があったりする場合は、直ちに活動を中止する。雷鳴が遠くかすかに聞こえる時も、落雷する危険信号と考えて直ちに活動を中止する。 避難は、近くの建物、自動車、バスの中など、安全な空間に入る。周囲に建物などが無い場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする。 雷雲が遠ざかって、20分以上が経過してから屋外に出る。</p>

学校の安全配慮義務

学校関係者は、児童生徒等が屋外で活動中、落雷の予兆があった場合は、速やかに活動を中止し、危険性がなくなると判断されるまで、安全な場所に避難し、児童生徒等の安全確保を最優先事項として行動する。

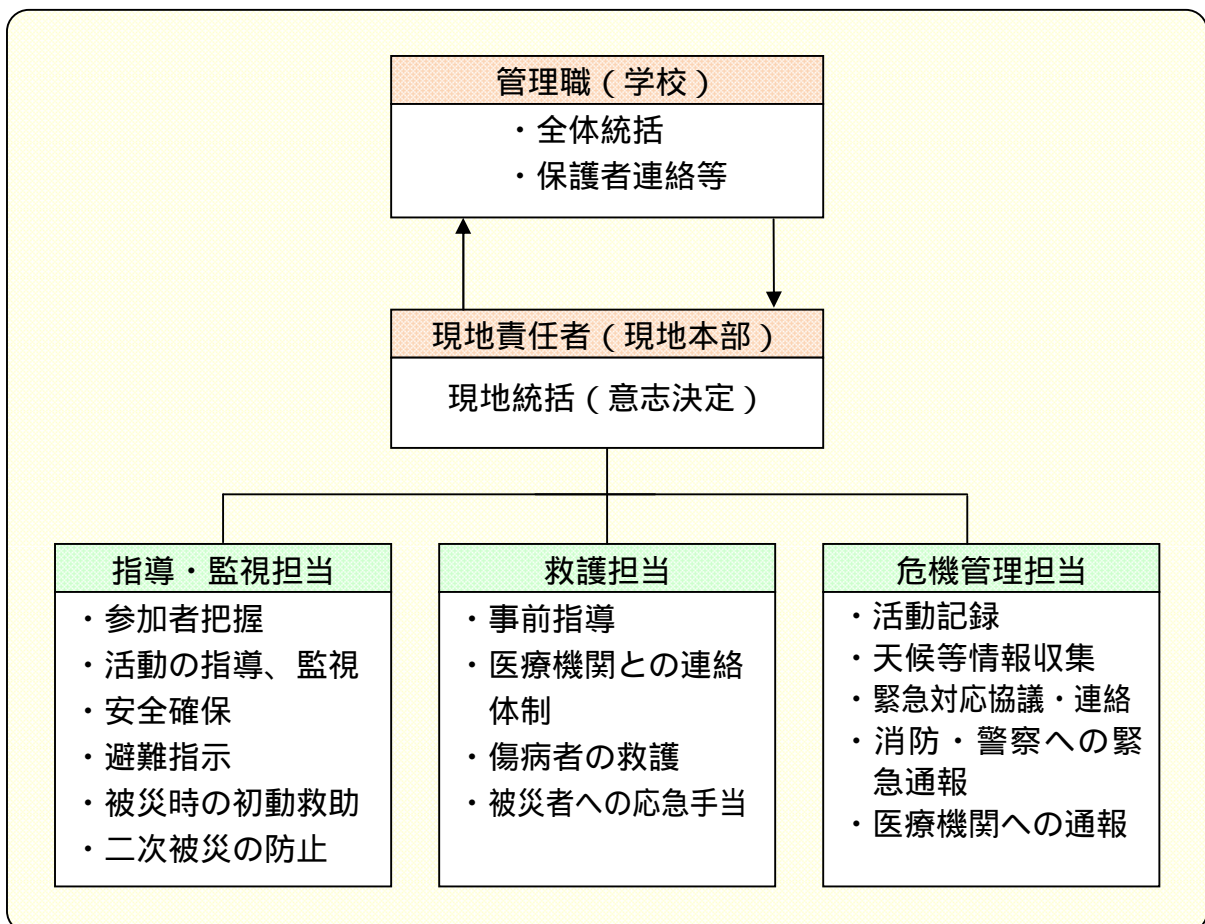
【判例：上告審判決（平成18年3月13日最高裁第二小法廷）・差戻審判決（平成20年9月17日高松高裁第4部）】

落雷発生時の留意事項

- ・自動車、バス、列車、鉄筋コンクリート建築の内部は安全である。その際、建物や車両の壁、電気製品の近くから離れる。
- ・テントやトタン屋根の仮小屋は危険である。
- ・周囲に建物などが無い場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする。
- ・高い木には落雷しやすいので、4m以内には近づかないこと。人間は、木よりも電気が通りやすいので、木から人間に雷が飛び込む「側撃」という現象が起こる危険がある。

(13) 校外活動における緊急発生時の対応組織

校外活動時に緊急事態が発生した時には、次のような対応組織例が考えられる。

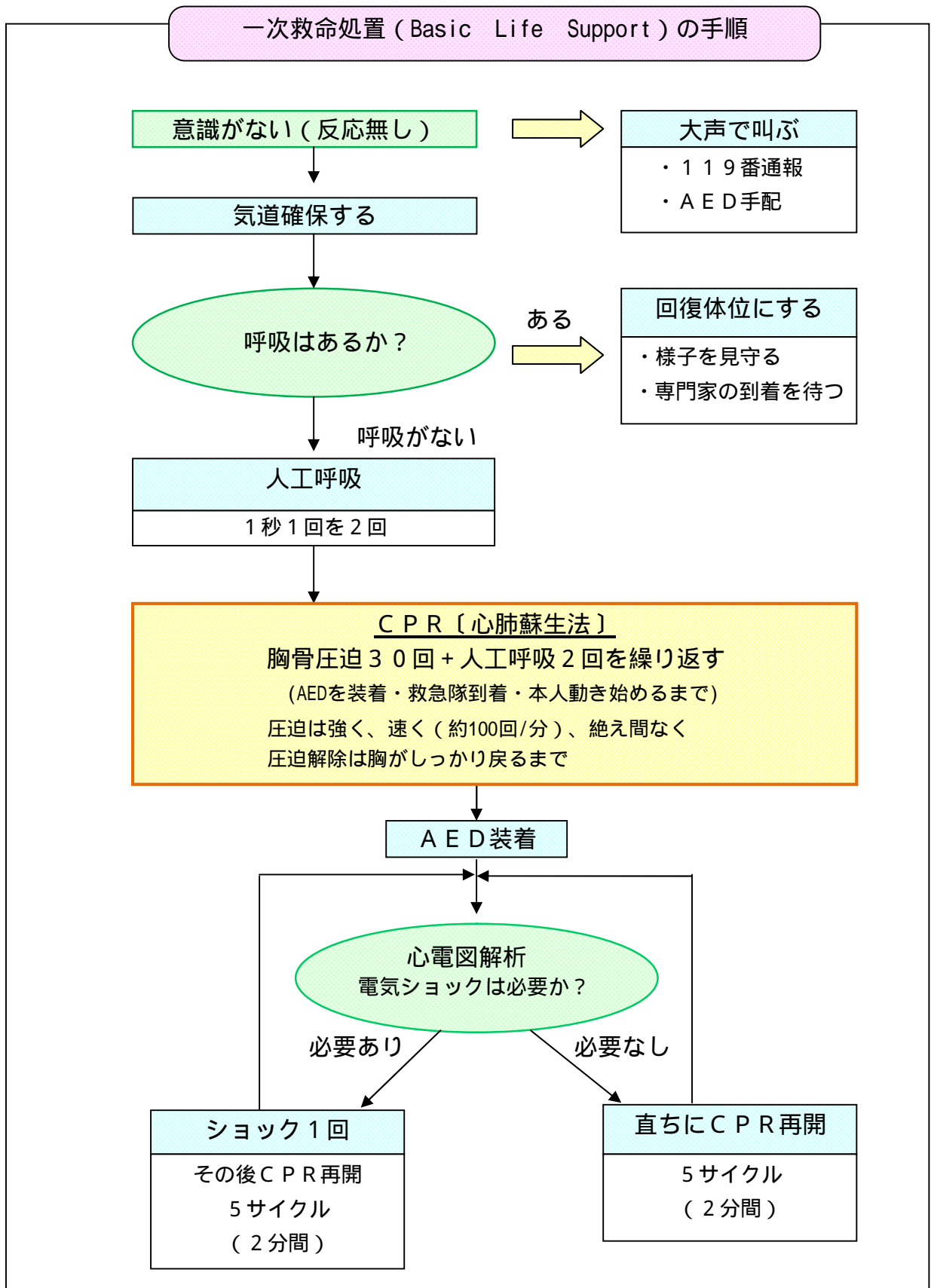


3 救急救命体制

救 急 救 命 の 手 順 等	<p>1 救急時対応の理解 既往症等により生活管理の必要な児童生徒等を把握し、保護者、主治医と連携し、緊急時の対応方法を確認する。 傷病者の生命を第一に考え、救急車の要請の手順を明確にする。 意識がない場合、出血がある場合など、症状に応じた応急手当の研修を実施する。 心肺蘇生法（CPR：人工呼吸及び心臓マッサージ）及びAED（自動体外式除細動器）取扱の技能を身に付けることが望まれる。</p> <p>2 救急対応の手順 発生した事故災害の状況把握。 傷病者の症状の確認。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・出血・意識・呼吸・脈拍・傷・骨折 ・その他の症状等 </div> 心肺蘇生法（CPR）などの応急手当（現場で直ちに）。 AEDの手配など、協力要請や指示。 必要と判断したら、速やかに119番通報（救急車要請）。 管理職、養護教諭と保護者へ連絡し、協力を仰ぐ。 救急車に教職員が2人同伴する。 担当者を決め、詳細な記録を取る。</p> <p>3 緊急時、救急車要請基準の明確化</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・意識喪失を伴うもの ・ショック症状（蒼白、脱力感、脈異常、冷汗、あくび等） ・痙攣が持続するもの ・多量の出血を伴うもの ・骨の変化が見られるもの ・大きな開放創（開いた傷）をもつもの ・広範囲の火傷等 </div>
留 意 事 項	<p>a 緊急時には傷病者が発生する可能性も高い。このため、医療機関の連絡先、事案発生時の救急車要請基準や、医療機関に引き継ぐまでの手順等について明確にする。</p> <p>b 障がいのある児童生徒等や、要生活管理を必要とする児童生徒等への配慮が必要である。</p>
障 が い の あ る 児 童 生 徒 等 へ の 支 援	<p>障がいのある児童生徒等や、要生活管理の必要な児童生徒等のプライバシーの保護と、支援体制の整備が必要である。 保護者、医師等との密接な連携を図り、共通理解を図り、プライバシーの保護に取り組む。 緊急時に備え、医療機関等との連絡体制や支援体制を整備する。 あらかじめ救急対応について、医師から指示を受けておく。</p>

(1) 一次救命処置の理解

教職員は、心肺蘇生法（CPR：人工呼吸及び心臓マッサージ）及びAED（自動体外式除細動器）取扱いの技能を身に付けることが望まれる。



(2) 多量の出血

人間の全血液量は、体重 1kg あたり約 80ml で、一時にその 3 分の 1 以上を失うと生命に危険がおよぶ。

傷からの大出血は直ちに止血しなければならない。

(例：体重 60kg の人の場合 $60\text{kg} \times 80\text{ml} = 4.8 \text{リットル} \times 1/3 = 1.6 \text{リットル}$)

止血の方法

手 当



手足であれば、その部分を高く挙げる。



直接圧迫止血

傷口に清潔なガーゼやハンカチをあてて、手でしっかり押さえたり、包帯を少し強めに巻いて圧迫する。



間接圧迫止血

傷口より心臓に近い動脈(止血点)を、手や指で骨に圧迫して血液の流れを止める。

間接圧迫とはホースを途中でおさえて水を止めるようなもの。



直接圧迫止血と間接圧迫止血の併用

直接圧迫止血だけでは止まらないときには、さらに間接圧迫止血を加えて行う。

直接圧迫をすぐに行えない場合には、まず間接圧迫を行う。

止血帯の使用

手足の出血で、直接圧迫、間接圧迫、あるいは両者の併用でも出血がひどくて止まらない場合や、運搬するときに止血帯を用いなければ止血できない場合にかぎって用いる。けっして安易に用いてはいけない。

止血帯はできるだけ幅 5cm 位のものを用い、傷口より 3cm ほど心臓に近い、健康な皮膚を残した位置でしめる。

ゆっくりしめて、止血できたらそれ以上きつくしめてはいけない。止血帯をかけた場合は、かけた時刻を記しておく。



第3章 事後の危機管理

1 事後評価と学校再開の準備

対 応 の ポ イ ン ト	<p>1 安全確認の徹底 今以上の被害拡大（精神面を含む）がないと判断される場合、学校と教育委員会等が安全確認を行い、共通理解を図る。 確認後、早期に通常の学校教育活動に戻れるよう準備する。 危機管理担当の活動はその後も継続する。各班の業務等は適宜、見直す。</p> <p>2 事後評価 危機管理担当は、時系列でまとめた記録等から、事件・事故等の発生要因の把握、問題点等の整理、学校・地域等の安全性の評価、安全対策の確立など、事後評価と対応に取り組む。 事案に応じて、学校安全委員会（学校保健安全委員会）や学校評議員会等を開催し、多様な観点から評価に取り組み、改善点を明らかにし、再発防止策を検討する必要がある。 改善点や再発防止策に基づいて、学校安全計画や危機管理マニュアルを見直す。</p> <p>3 学校再開への準備 教育委員会、関係機関等と連携し、安全を確保し、授業の再開に向けて諸条件を整備する。 教育再開に向けた主な準備は以下である。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 校内や通学路等の安全確保・ 衛生管理、安全点検・ 教室など学習場所の確保・ 教材、教具など学習用具の確保・ 指導体制の整備・ 実態に即した学習指導計画の作成
---------------------------------	--

事後評価の留意事項（評価の観点）

- ・ 学校安全計画や安全管理に関する計画は適切であったか。
- ・ 事件・事故災害における情報収集や連絡体制、緊急体制は整えられていたか。
- ・ 計画されたことが実行され、記録されていたか。
- ・ 初動体制は迅速に立ち上がったか。
- ・ 危機管理マニュアル等は適切に機能するように作成されていたか。
- ・ 関係教職員全てに業務手順や命令系統が周知され、役割・配備は適切であったか。
- ・ 適切な情報分析が行われていたか。
- ・ 教育委員会・関係機関と緊密な連携ができていたか。
- ・ 応急対策は適切であったか。
- ・ 備品は適切であったか。
- ・ 被害者へのフォローは適切に行われていたか。
- ・ その他何か問題が確認されなかったか。

2 事件・事故災害時における心のケア

教育相談体制の確立	<p>1 緊急時に対応できるよう、日頃から教育相談体制を確立しておく。</p> <p>事案発生時に児童生徒等の支援を的確に行うために、日常の健康観察、健康相談活動を教育活動に位置付け、計画的に実施する。</p> <p>日頃から教育相談担当や養護教諭を中心に、学校医、スクールカウンセラー、専門機関等と連携し、ケア体制を確立する。</p> <p>児童生徒等に、退行現象や生理的反応、情緒的・行動的反応が見られる場合は、早期に専門家や専門機関と連携し支援する。</p> <p>重大事案発生時は、保護者や教職員に対する適切な支援が必要になる。スクールカウンセラーと連携し、相談活動等に取り組む。</p> <p>重大事案発生時は、状況に応じ、教育委員会に支援を要請する。</p>
ケア会議	<p>1 緊急時は、ケア会議を開催して支援する。</p> <p>ケア会議は、教育相談担当、養護教諭、保健主事、学年主任、スクールカウンセラー、担任等で構成する。学年会に教育相談担当、養護教諭等が参加する形態もある。事案発生後、毎日、開催する。</p> <p>ケア会議には、事案に応じ、管理職も参加する。会議を主導するのは、ケアを担当する教育相談担当や養護教諭とする。</p> <p>ケア会議の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害評価と応急対応（クラスへの指導、個別相談等）の計画 ・保護者と担任、教育相談担当等との連携促進 ・学校医、専門医、スクールカウンセラー等への相談・連携 <p>2 被害評価は、以下のような評価項目を明らかにし、一覧表を作成し確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怪我や入院について。 ・事案発生現場について。（第一発見者、近くで目撃等） ・被害者、加害者、目撃者との関係性について。 （親友、友人、部活動で一緒等） ・当事者の悩み等について。 ・事案後の様子や言動など、教職員や保護者等の印象について。 <p>3 共感的理解に基づき対応する。</p> <p>日常の観察、保健室の来室状況、保護者等からの情報、質問紙による調査等により、心の健康状態を把握する。</p> <p>具体的には、児童生徒等に常に温かい気持ちで接し、話をじっくり聞く、優しい言葉をかける、クラスで語り合ったりするなど、悲しみや悩み等を共有する。</p> <p>状況に応じて、専門家や専門機関の支援を受けてカウンセリング等に取り組む。</p>

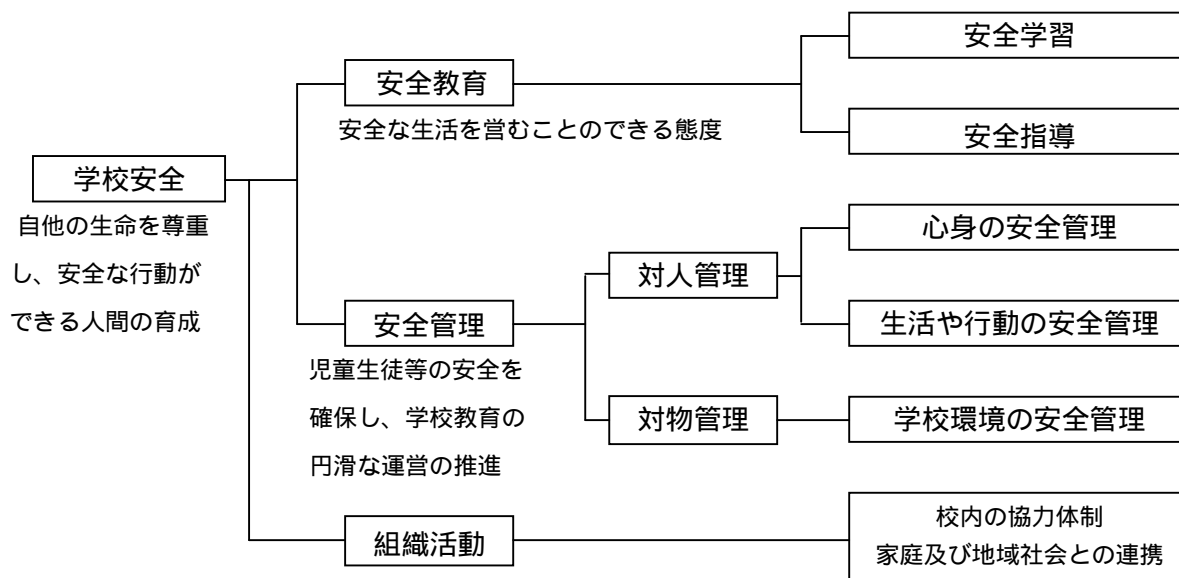
事件・事故災害時における心のケアの留意事項

- (1) 迅速に安否確認や心身の健康状態の把握を行う。そのためには、休日に発生した事件・事故災害でも、子ども、保護者、教職員の所在等を確認できるよう事前に連絡方法を確認しておく。また、子どもの心のケアに当たり、その家族・友人・関係者の安否や被災状況についてもできる限り把握しておくことが重要である。
- (2) 特に、災害の場合には、まず、子どもに安心感や安全感を取り戻させることが大切であることから、ライフラインの復旧をはじめ、できるだけ早期に平常時の生活に戻ることが大切となる。
- (3) 命にかかわるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合などには、通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがある。事件・事故災害の直後には現れず、しばらくたってから症状が現れる場合があることを念頭におく必要がある。
- (4) 通学路を含めた学校における事件・事故災害による子どもの命にかかわる出来事に対して、迅速に適切な応急手当を行う。

事態への対応に当たっては、子どもたちに動揺や風評が広まることのないように、子どもや保護者への情報の伝え方(いつ・誰が・誰に・何を)については共通理解を図った上で実施する。また、被害を受けた子どもの保護者へは、正確な情報提供(発生状況、健康被害状況、病院への搬送等)が、速やかに行えるようにすることが重要である。日ごろから応急手当等が適切に行われるように訓練を行うなど、救急体制の整備に努める。
- (5) 障がいや慢性疾患のある子どもの場合、事件・事故災害時には、平常時の状況に比べ、様々な困難がある状況になっている。例えば、日常生活上の介助や支援が不足したり、必要な情報が正しく伝わらないなどの不安を抱えていることも多い。そのため、心のケアを考える際には、これらの不安等への配慮や、障がいの特性及び症状の悪化に対する十分な配慮が必要となる。
- (6) 事件・事故災害時には、教職員が大きなストレスを受けることが多い。子どもの心の回復には、子どもが安心できる環境が不可欠であり、それには、周りの大人の心の安定が大切である。教職員自身のメンタルヘルスにも十分な配慮を払うことが、子どもの心のケアにおいても重要となる。このことは、保護者においても同様である。

第4章 参考資料

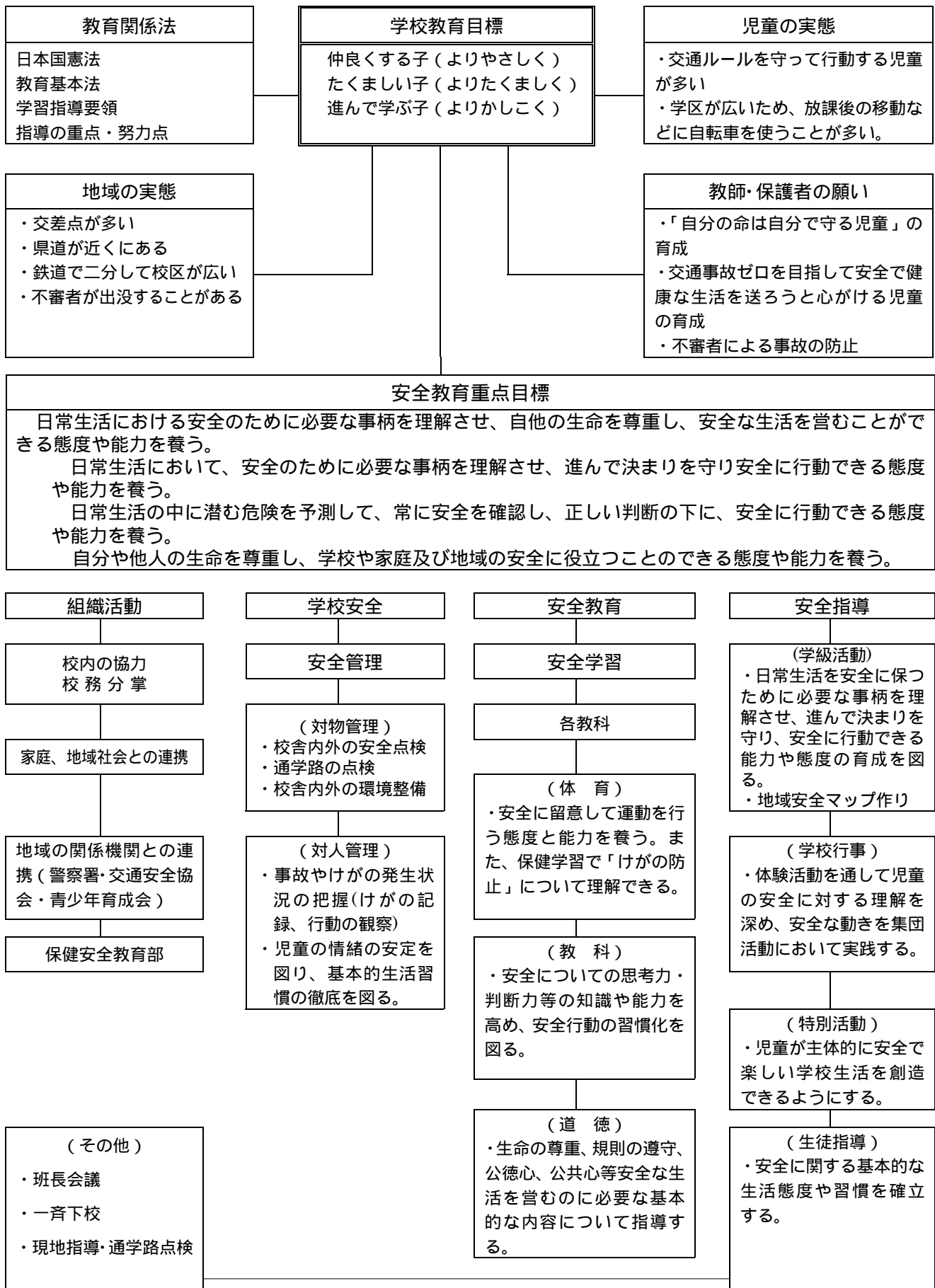
1 学校安全の構造



校内の協力体制や家庭・地域社会との連携による安全教育と安全管理の効果的な推進

区分		内容(例)
学校安全	安全教育	安全学習
		応急手当(体育科の保健領域、保健体育科の「保健分野」「科目保健」)
		命の大切さ(道徳)
		「安全マップを作ろう」、「安全博士になろう」(総合的な学習の時間)
		安全指導
		防犯教室(避難訓練、人形劇による不審者への対処法)
	安全管理	安全マップの使い方(危険場所等)
		防犯カード(緊急連絡シール)、防犯ブザー・笛の使い方
		安全集会(安全ボランティア・「こども110番連絡所」へのお礼の会等)
		啓発活動(安全標語・ポスターコンクール等)
		対人管理
		安全に関するきまり・約束・安全確保の方法の設定 児童(5つの約束等) 来訪者(名札・カード着用のお願)
	組織活動	避難場所の設定(緊急避難所「こども110番連絡所」等)
		緊急対応体制(緊急通報、危機管理マニュアル)
		防犯訓練(不審者侵入対応訓練、護身術)
		救急救命法(教職員対象)
		安全に関する意識・行動、危険発生状況の調査
		対物管理
安全管理	安全マップ(通学路の安全点検)	
	校門・通用門等出入り口の管理、立木等の死角をなくす措置(施設・設備)	
	緊急通報装置の作動状況(火災報知器等)	
	不審者対応機器・道具の管理(刺股、防御盾等)	
	組織活動	
	学校安全委員会等の設置(学校、自治会、PTA等による)	
組織活動	防犯パトロール(PTA、自治会、防犯協会等による校外、校内巡視)	
	緊急避難所「こども110番連絡所」等	
	防犯パンフレット(市民用)	
	防犯大会・パレード、講演等(専門家をによる講話)	
	啓発活動(垂れ幕・のぼり)	

学校安全全体計画（例）



学校安全計画(例)

項目	10	11	12	1	2・3
保健体育	○ 体育施設、用具点検 ○ 生徒健康状態把握	○ 体育施設、用具点検 ○ 生徒健康状態把握	○ 体育施設、用具点検 ○ 生徒健康状態把握	○ 体育施設、用具点検 ○ 生徒健康状態把握	○ 体育施設、用具点検 ○ 生徒健康状態把握
公民科	○ 生存権・環境権 ○ ガス中毒、一酸化炭素中毒の仕組みと応急手当	○ 政治参加と地方自治 ○ 電気器具の取扱い上の注意	○ 大気汚染・水質汚濁と公害	○ 日本の社会保険制度 ○ 工業生産と公害問題	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育 ○ 社会科としてのマナー
安全学習	施設器具・機械の取扱いと使用上の注意・点検・整備 化学薬品の取扱いと使用上の注意・点検・整備	施設器具・機械の取扱いと使用上の注意・点検・整備 化学薬品の取扱いと使用上の注意・点検・整備	施設器具・機械の取扱いと使用上の注意・点検・整備 化学薬品の取扱いと使用上の注意・点検・整備	施設器具・機械の取扱いと使用上の注意・点検・整備 化学薬品の取扱いと使用上の注意・点検・整備	施設器具・機械の取扱いと使用上の注意・点検・整備 化学薬品の取扱いと使用上の注意・点検・整備
1 学年活動	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育
2 学年活動	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育
3 学年活動	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育
安全指導	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育
安全教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育
安全管理	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育
対人管理	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育
対物管理	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育
学校安全に関する組織活動	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育	○ 交通安全教育 ○ 防災教育 ○ 環境教育

2 学校保健安全法と学習指導要領

(1) 学校保健安全法

学校保健法は、法律の題名を「学校保健安全法」に改められ、学校安全について、以下のような規定が整備された。

子どもの安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した総合的な学校安全計画の策定による学校安全の充実
各学校における危険等発生時対処要領の策定による的確な対応の確保
警察等関係機関、地域のボランティア等との連携による学校安全体制の強化

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第 26 条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第 29 条第 3 項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第 1 項及び第 2 項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第 27 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第 28 条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第 29 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第 10 条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第 30 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

(2) 学習指導要領

学校における「安全に関する指導」が総則に新たに規定された。

【小学校学習指導要領総則】

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

3 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

中学校学習指導要領解説総則編

【第1章 総説 3改訂の要点(2)「総則」改善の要点 ア教育課程編成の一般方針から抜粋】

(ウ) 体育・健康に関する指導については、新たに学校における食育の推進及び安全に関する指導を加え、発達の段階を考慮して、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導を、保健体育科の時間はもとより技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとした。

【第3章 教育課程の編成及び実施 3 体育・健康に関する指導から抜粋】

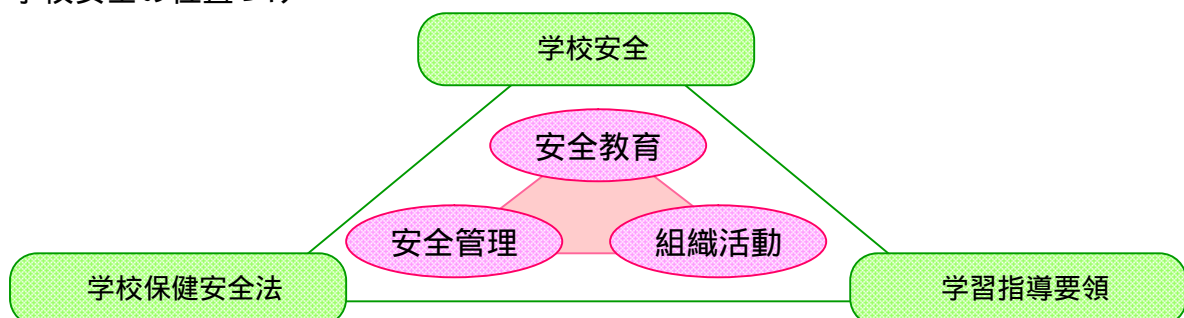
.....さらに、生徒の安全・安心に対する懸念が広がっていることから、安全に関する指導の充実が必要である。さらに、生徒が心身の成長発達について正しく理解することが必要である。こうした現代的課題に対して、今回の改訂では、学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して学校教育活動全体として取り組むことが必要であることを強調したものである。

略

さらに安全に関する指導においても、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導を重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要である。

小学校・高等学校・特別支援学校の学習指導要領も同様

(3) 学校安全の位置づけ



3 安全教育の内容

幼稚園

【生活安全】

- 園内での生活の安全
 - ・施設・設備の安全
 - ・遊具や遊びに使う道具の安全
 - ・体を動かす遊びでの安全
 - ・自然とかかわる活動の安全
- 遠足・園外保育の安全
 - ・遠足・園外保育等での安全
 - ・交通機関の安全な利用
- 特に配慮を要する活動の安全
 - ・水遊びや雪遊び等での安全な遊び方
 - 事件・事故災害発生時の適切な行動
 - ・事件、事故が発生したときの適切な行動
 - ・不審者に遭遇した時の行動の仕方を知る
 - ・園に不審者が侵入したときの避難の仕方
 - ・光化学スモッグ発生時の避難の仕方
- 家庭生活の安全
 - ・園庭・施設開放時での安全
 - ・家庭の内外で起こる事故、犯罪被害と安全な行動
- 地域や社会生活での安全
 - ・地域での犯罪・事故の発生時における安全な行動の仕方
 - ・地域での犯罪被害の防止に関する活動や対策
 - ・地域・社会生活の安全に関する機関や団体の活動

【交通安全】

- 道路の歩行と横断及び交通機関の利用
 - ・道路の歩行と交通ルール
 - ・道路の横断
 - ・踏切等鉄道での安全
 - ・気象や交通環境の変化と安全
 - ・集団歩行時の安全
 - ・登降園の安全
- 自転車の安全な利用
 - ・自転車の安全な利用（保護者の管理下）
 - 自転車に関する知識と心得

- ・自転車についての理解と安全
- ・自転車に乗車する場合の安全
交通事故防止と安全な生活
- ・交通事故に遭遇したときの行動の仕方
- ・交通安全に関する園・地域・機関の活動への理解と積極的な参加

【災害安全】

- 非常災害時の避難
- ・非常災害時の行動の仕方
火災時の安全
- ・火災時の行動と避難の仕方
地震及び自然災害時の安全
- ・地震・津波発生時の避難の仕方
- ・火山活動と避難
気象災害時の安全
- ・暴風雨、洪水等による危険及び安全な行動
- ・豪雪、雪崩による危険及び安全な行動
- ・落雷による危険及び安全な行動
原子力災害発生時の安全
- ・放射線汚染発生時の避難の仕方
災害事故防止と安全な生活
- ・災害安全に関する地域や学校(園)の行事や活動等への理解と積極的な参加

小学校、中学校・高等学校

【生活安全】

- 教科学習時・総合的な学習時の安全
- ・施設・設備と学習用具の安全
- ・施設・設備と学習用具の点検と整備
- ・運動や実習・実験・校外学習のときの安全
児童(生徒)会活動等の安全
- ・児童(生徒)会活動の安全
- ・クラブ活動等の安全
- ・活動計画の立て方と活動の安全
学校行事における安全
- ・運動会、校内競技大会等の安全
- ・遠足・旅行・集団宿泊時の事故とその防止
- ・交通機関の安全な利用と自由時間の事故の防止
- ・勤労生産・奉仕的な活動等の安全
- ・服装や健康の状態と事故の防止

- 始業前や放課後等休憩時間、清掃活動の安全
- ・ 学校施設に基づく事故の原因と安全な行動
- ・ 学校生活での事故と安全な行動
- ・ 清掃活動の安全
- ・ 給食時の安全
- 登下校や家庭生活の安全
- ・ 登下校時に起こる事故、犯罪被害とその防止
- ・ 家庭の内外でおこる事故、犯罪被害とその防止
- 野外活動等の安全
- ・ 水泳、登山、スキー、スケート、水辺活動等の事故と安全な行動
- 事件・事故災害発生時の安全・応急手当
- ・ 不審者進入時の対応
- ・ けが人に対する介助の仕方
- ・ けがの応急手当の仕方と措置
- ・ 熱中症・光化学スモッグ発生等の措置と応急手当の仕方
- 地域や社会生活での安全
- ・ 地域での犯罪被害の現状と安全な行動
- ・ 地域での犯罪被害の防止に関する活動や対策
- ・ 地域・社会生活の安全に関する機関や団体の活動
- ・ 地域・社会における自分たちの責任と役割

【交通安全】

- 道路の歩行と横断及び交通機関の利用
- ・ 道路の役割・通行区分と安全
- ・ 通学路の安全
- ・ 交差点の歩行や道路の横断
- ・ 気象や交通環境の変化と安全
- ・ 集団歩行時の安全
- ・ 踏切など鉄道での安全
- ・ 幼児や高齢者及び障害のある人々の保護
- ・ 公共交通機関利用時の事故と安全な行動
- 自転車の安全な利用と点検・整備
- ・ 自転車の安全な利用とヘルメットの着用
- ・ 自転車の安全な走行
- ・ 自転車による交通事故（自損事故・加害事故）の防止
- ・ 自転車の集団走行時の安全
- ・ 自転車の点検・整備
- ・ 自転車に係のある交通法規と歩行者の保護
- ・ 正しい駐輪の仕方

- 二輪車・自動車の特性と心得
- ・自動車の種類による事故の特徴
- ・自動車の構造・機能と安全
- ・シートベルトの着用
- ・雨天や夜間の危険
- ・運転免許制度
- 交通事故防止と安全な生活
- ・交通安全に関する機関や団体の活動
- ・救急施設と救急体制
- ・安全な交通社会づくりにおける責任と役割

【災害安全】

- 火災時の安全
- ・火災のときの危険
- ・火災の状況に応じた安全な行動
- ・避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方
- 地震災害時の安全
- ・地震のときに起こる危険を理解し、安全に行動できるようにする
- ・避難経路・避難場所の確認と避難の誘導の仕方
- ・津波による危険と避難の仕方
- 火山災害時の安全
- ・火山活動による危険と避難の仕方
- 気象災害時の安全
- ・風水害等による危険と安全な行動の仕方
- ・豪雪、雪崩等による危険と安全な行動の仕方
- ・落雷による危険と安全な行動の仕方
- 原子力災害時の安全
- ・放射線による身体への影響や健康被害
- ・放射線による健康被害の防止や避難の仕方
- ・地域・社会生活における放射線事故の防止対策
- ・放射線による健康被害の防止と個人や社会の責任
- 避難所の役割と安全
- ・災害発生状況と避難所の意義と相互扶助
- 災害の備えと安全な生活
- ・災害安全に関する学校行事等への意義の理解と積極的な参加
- ・児童（生徒）会活動による自主的活動への参加
- ・地域社会における防災に関する活動への参加

あなたは

学校やお家で楽しくのびのびと生活していますか



- どちらかに○をつけてみましょう
- ★ お家の人や先生にすんずんであいさつやへんじをしていますか。 はい いいえ
 - ★ 友だちとなかよく、元気にあそんでいますか。 はい いいえ
 - ★ やくそくをまもって、まわりのあんぜんに気がつけていますか。 はい いいえ
 - ★ よいと思つたことをすすんでやっていますか。 はい いいえ
 - ★ 生きものを大切にしていますか。 はい いいえ

先生やお家の方へ

この教材は、子どもが、学校や地域で楽しくのびのびと生活できるようにするために作成したものです。学校の「防災教室」や予備での授業、家庭での話し合いなどに活用してください。

●対象 子どもの大切な命と安全を、まわりの大人がみんな守っていることを意識しています。自分の命や安全を守るためには、基本的な生活習慣や人とのコミュニケーション能力を身に付け、自分の命や安全を大切にすることを意識する必要があります。自己判断をさせてみましょう。また、命と安全を守るための知識を、5つの対象にしました。地域の支援等から、必要な内容を追加するなどして活用してください。

●内容 これまでの内容を確認し、実践につなげてください。

●留意 保護者は、おまけやいたずらにならなければいけように注意してください。また、地域の人の通学路の安全設備や安全至マツプづくりは、子どもの知識や能力を育てるためにも重要です。子どもや地域の実情に応じて工夫しながら、ぜひ実践してみてください。

「いいえ」が、「はい」になるようにがんばりましょう!

あなたの大切なのちとあんぜんをまもるためには、きけんに近づかない「知え」がひつようです。五つのやくそくをまもって元気にのびのびと生活しましょう。



●こんなことにも気をつけましょう

エレベーターでは、しらないひととのらないうにしましょう



おうちでひとりであるときは、でんわをとらない、かばんをぬけないようにしましょう

つうかくでさがせばよう

あふないと書にすけてもらえるおみせやいえ

500円 1100円

なにかあつたら、こうばんやきんじよのいえ、こども110ばんのいえにすぐにしらせよう。



「みちをおしえて」とか「おくつてあげる」といわれても、しらないひとのくるまにのつてはいけません。



きがついたら、へんなひとやくくるまにおうちのひとやせんせいにばなしておこう。



がつこうからかえりみちは、みんなといっしょにかえろう。そとであそぶときもひとりきりにならないうにしよう。



あふないとおもつたら、ほうはんづーをならしたり、おおきなこえをだしてにげよう。



大切ないのちをまもるための 五つのやくそく

4 危険予測学習（KYT）

（1）危険予測学習（KYT）とは

危険予測学習（Kiken Yochi Training：危険予測学習の頭文字をとってKYTと呼ばれる。危険予知訓練とも言う。）とは、イラストや写真を資料として用い、グループ学習等により、資料に潜む危険を話し合う中で、自ずと、身の回りの生活や交通等に潜む危険を予測し、回避する能力を育むことができる大変有効な学習方法として注目されている。

指導展開はパターン化されており、10分間程度の短時間での学習も可能である。危険予測学習の情報は、内閣府、文部科学省、(財)日本交通安全教育普及協会、(財)日本自動車工業会のWebページなどから入手できる。

（2）危険予測学習（KYT）の進め方

展開例 1

短い時間を活用した展開方法として、以下に示す「4ラウンド法」がある。

企業などでは、作業にかかる前、ミーティングの中で、その作業に潜む危険を短時間で話しあい、「これは危ないなあ」と危険に気付き、これに対する対策を決め、行動目標を立て、一人ひとりが実践するという取組みを行っている。

【4ラウンド法】

段 階	活動目標	活 動 内 容
1 現 状 把 握	どんな危険が潜んでいるか	<ul style="list-style-type: none"> どのような危険が潜んでいるか、問題点を指摘させる。 問題点の指摘は自由に行わせ、他のメンバーの指摘内容を批判するようなことは避ける。
2 本 質 追 究	これが、危険のポイントだ	<ul style="list-style-type: none"> 指摘内容が一通り出揃ったところで、その問題点の原因などについてメンバー間で検討させ、問題点を整理する。
3 対 策 樹 立	あなたなら、どうする	<ul style="list-style-type: none"> 整理した問題点について、改善点、解決策などをメンバーにあげさせる。
4 目 標 設 定	私たちは、こうする	<ul style="list-style-type: none"> あがった解決策などをメンバー間で討議、合意の上、まとめさせる。 合意結果は、掲示したり、ミーティングなどで情報交換したりして、メンバー間の共通理解を図る。 このような活動を定期的に行ううちに、日常の作業をただ流すだけでなく、常に、何か危険は潜んでいないかと各自に考える習慣を身につけさせることも期待できる。

展開例 2

通学路等の何気ない日常の風景を写真に撮ったり、イラスト図として書いたりして、それらを児童生徒等の前に提示し、以下の展開で学習する。

なお、学習時間は、1 単位時間を使う活動、朝の会・終わりの会など短い時間での活動の両方が想定される。

【展開方法】

学習内容		指導上の留意事項等
1	交通状況の読み取り (個人～発表)	<ul style="list-style-type: none"> ・自らがイラスト中の歩行者の立場となって、状況を詳しく把握させる。 ・言葉で表現し、発表させる。
2	危険の予測と、 重大な危険の選定 (発表～話し合い)	<ul style="list-style-type: none"> ・この場面で起こり得る危険を発見・予測し、その根拠を述べさせる。 ・どのような意見でも肯定的に受容する。 ・「見えている危険」と「見えていない危険」に分けて板書するの もよい。
		<ul style="list-style-type: none"> ・最も危険な項目を2～3選定する。
3	回避方法の考察 (話し合い)	<ul style="list-style-type: none"> ・どのようにしたら危険が回避できるか、話し合わせる。 ・自己、他者が陥りやすい心理特性なども考えて、最もふさわしい方法を話し合わせる。 ・回避方法の根拠を明らかにさせる。
4	ま と め	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の言葉でまとめさせる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> * 自分が取る行動の危険性 * 危険予測の重要性「自分の命は自分で守る」 * 危険回避の具体的行動の明確化 * 人命尊重の意識の醸成 </div>

展開方法の工夫

学習内容の2を「危険の予測」と「重大な危険の選定」の2段階と捉え、全体を5段階で展開する方法もある。

資料は印刷したり、プロジェクター等で提示したりするとよい。

学級活動の1 単位時間や朝の会等を活用し実施する。

一斉授業だけでなく、導入後、4～5人のグループに分けて、学習内容1・2・3の活動を行い、最後にグループごとにまとめを発表させる方法もよい。

グループで進める場合は、簡単なワークシートを作成し記入させるとよい。

イラストの代わりに、学校周辺の危険な場所の写真等を用いるなど、各校の実情に応じて工夫するとよい。

展開例 3

危険予測学習の指導過程として以下に示す例が考えられる。児童生徒等の発達段階に応じた指導の工夫が求められる。

【指導課程】

学習項目		学習の進め方
導 入		取り上げる題材、教材等の説明を受け、判別に学習する。
展 開	1 交通状況の読み取り	交通状況の読み取り・・・ある特定の状況図をもとに、自分が歩行者・自転車・乗用車等の立場から、ありのままに詳細に把握する。 言葉で表現し発表させる・・・交通状況把握能力の向上
	2 危険の予測	危険の予測・・・この場面で起こり得る危険を発見・予測し、その根拠を述べさせる。 * どのような意見でも肯定的に受容する。 顕在・潜在危険の読み取り・・・見えている危険と見えていない危険の順に、危険源の理解を進め、危険感受性の向上を図る。 また、当事者自身の心の動きや関心の向き方等とその危険との関連性にも注目する。 * 指摘された危険項目をワークシートに記入する。また、黒板や模造紙に記入し、後で全体で発表用に利用するのもよい。 * 自分が気付かなかった危険源についてはワークシートに追加記入する。
	3 最も起こり易く重大な危険の選定	最も起こり易く重大な危険項目の絞込み・・・最も危険な2～3項目を選出。出揃った危険項目の中から最も起こり得る重大な危険を話し合いで選び出す。 * 当事者として自分が取り得る行動の中から発生する危険にも注意。 * この危険の絞込みの中で分析力や洞察力が養成される。
	4 最適回避方法の検討と最適回避方法の選定	絞り込んだ危険の回避方法の選択と選定・・・選び出された危険はどのようにしたら回避できるか話し合う。その中で自他が落ち込み易い心理特性などを考えた上で、最もふさわしい回避方法を選択し、決定をする。 最適な危険回避方法の根拠を明らかにする。
	5 安全行動の実践化	安全行動の実践化・・・各班で話し合った結果を全体会で発表し合い、理解を深め合うようにする。安全な行動の仕方についてまとめ、実践化を確認する。
まとめ		安全行動の決意・・・自分が取る行動に潜む危険にも気付き、安全な行動を取ることを決意するようにする。 安全優先の生活習慣化・・・毎日の生活の中で安全を意識した行動ができるようにする。 人命尊重の実践・・・一つしかない命を大切にするためにどうすべきかを常に考えて行動できるようにする。

(3) 危険予測学習 (KYT) 用ワークシート(例)

題 材 名			
班 名	司会者	書 記	メ ン バ ー

学 習 項 目	解 答 ・ 意 見 ・ 考 察 ・ 感 想 等
<p>1 . 交通状況の読み取り</p> <p>「この場面で交通に関係するもので何が見えるか、見えない所には何があると思うか、よく観察して発表し合おう」</p>	
<p>2 . 危険の予測</p> <p>「この場面では次にどのような危険が起きると思うか、その理由についても話し合おう」</p>	
<p>3 . 最も起こり易く重大な危険の選定</p>	<p>「2 . 危険の予測」で記入した危険の中で、最も起こり易く重大な危険を2～3件選び出し、その番号の左側に 印をつける。</p>
<p>4 . 危険回避方法の検討と最適回避方法の選定</p> <p>「 印の危険を回避するにはどうしたらよいか話し合おう」</p>	
<p>5 . 安全行動の実践化</p> <p>「どうしたら安全な行動がとれるか、意見を出し合い、実践しよう」</p>	

小学生のKYT（4～6年生）

自転車に乗るときの基本的な心得

資料1（交通場面）



自転車が、信号機のない交差点を右折しようとしています。
この交通場面から、どのような危険が考えられるでしょうか？
みんなで考えてみましょう。

資料2（危険な場面）

右からくる車とぶつかる



右から走ってくる車とぶつかる危険があります。

左から歩いてくる歩行者とぶつかる



左から歩いてくる歩行者と衝突する危険があります。

資料3（信号機のない交差点の正しい通り方）



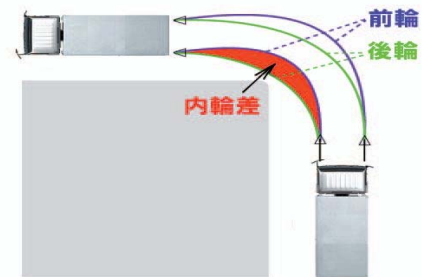
一時停止の標識・標示を守らないで止まらなかったことや、周りの安全をよく確かめなかったことなどが危険の原因として考えられます。このような交差点を右折するときは、停止線で一時停止をし、前後左右の安全を確かめ、できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側までまっすぐ進み、十分にスピードを落として曲がりましょう。また、狭い道路から広い道路に出る場合や見通しの悪い曲がり角でも一時停止をして、安全を確認してから通行するようにしましょう。

後ろから、左に曲がろうとしている車がある場合は、その車を先に通してから通行するようにしましょう。

資料4（死角、内輪差）



【死角】



【内輪差】

車には運転者から見えない部分いわゆる死角があります。特にミラーによる死角に入ってしまうと、こちらからは運転者の顔が見えていても気付かれていない場合があります。常に車の死角に入らないように注意しましょう。

車には曲がる時に後輪が前輪よりも内側を通るいわゆる内輪差という特性があります。この内輪差は大型の車ほど大きくなります。特に交差点では後方からの左折車に十分注意しましょう。

資料5（基本的な心得）

自転車も車の仲間



歩行者などへの思いやり



自転車の正しい止め方



自転車も車の仲間です。交通ルールを守って、安全に乗るようにしましょう。

自転車で走っているときに、小さな子どもやお年寄り、身体の不自由な人などがいたら、思いやりの気持ちを持って行動するようにしましょう。

自転車を止めておくときは、他の人や車の迷惑にならないように、決められた場所に止めるようにしましょう。

自転車に乗るときの基本的な心得

資料1 (交通場面)

< 信号機のない交差点の右折 >



自転車が、信号機のない交差点を右折しようとしています。この交通場面から、どのような危険が予測されるでしょうか？ みんなで考えてみましょう。

資料2 (予測される危険)

後ろからくる車と衝突



安全確認をしないまま右折しようとして右に進路を変えたときに、後ろから走ってくる車と衝突する危険があります。他に前から走ってくる車と衝突するなどの危険が考えられます。

左からくる歩行者と衝突



安全を確認しないまま交差点に入ったときに、左からくる歩行者と衝突する危険があります。他に右から走ってくる車と衝突するなどの危険も考えられます。

資料3 (危険回避の仕方)

信号機のない交差点の正しい右折の仕方



このような交差点を右折するときは、停止線で一時停止し、前後左右の安全を確かめ、できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側までまっすぐに進み、十分にスピードを落として曲がりましょう。一時停止の標識・標示がなくても、狭い道路から広い道路に出る場合や見通しの悪い曲がり角では一時停止をして、安全を確認してから通行するようにしましょう。

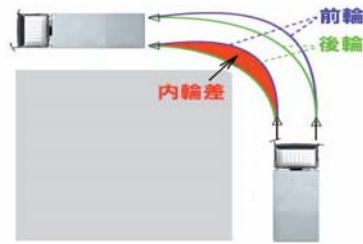
資料4（死角、内輪差）



【死角】

車には運転者から見えない部分いわゆる死角があります。特にミラーによる死角に入ってしまうと、こちらからは運転者の顔が見えていても気付かれていない場合があります。常に車の死角に入らないように注意しましょう。

車には曲がるときに後輪が前輪よりも内側を通るいわゆる内輪差という特性があります。この内輪差は大型の車ほど大きくなります。特に交差点では後方からの左折車に十分注意しましょう。



【内輪差】

資料5（交通社会人としての自覚と責任）

加害者になった場合の責任と補償



自転車は事故を起こしても大したことはないと思っ
ていませんか？自転車は、道路交通法では、車の一種で
す。交通ルールを守らないで交通事故を起こすと、刑事
責任として刑罰が科せられ、民事責任として被害者に与
えた損害を賠償しなければならない場合があります。運
転免許がある場合はさらに、運転免許の取消しや停止処
分という行政上の処分が加わります。

自転車の加害事故では、6,000万円を超える損害賠償
の事例があります。自転車で事故を起こした場合の責任
の重さをよく理解し、交通ルールを守って安全な乗り方
に努めるようにしましょう。

事故を起こした場合の対応の仕方



もしも事故を起こしてしまったら、落ち着いて次の行動をとるようにしましょう。

けが人がいる場合は、まず救急車を呼びましょう。

二次災害を防止するため、歩道など安全な場所に自転車等を移動させましょう。

現場をよく確認し、けが人の人数やけがの程度などを警察へ通報しましょう。

事故の相手の名前、住所、連絡先などを確認しておきましょう。

自転車の通行場所と正しい通行方法

資料1 (歩道・車道を通行する場面)

次の交通場面から、どのような危険が予測されるか、またその予測される危険の回避方法を考えてみましょう。

【 自転車が通れる歩道を通行】



【 見通しの悪い交差点を右折】



資料2 (予測される危険)

【 の場合】



A1: 前からくる歩行者と衝突

歩道をスピードを出して歩行者が自転車に気付かずに進路を変えて衝突する危険が考えられます。



A2: 車道へ移り、後ろからくる車と衝突

歩行者を避けようとするとき後方からくる車と衝突する危険が考えられます。

【 の場合】



A1: 右からくる車と出会い頭に衝突

一時停止、安全確認をしないで交差点に飛び出すと、右からくる車と出会い頭に衝突する危険が考えられます。



A2: 後ろからくる直進車と衝突

後方の安全確認をせずに、急に右に曲がると、後方から直進してくる車と衝突する危険が考えられます。

5 各種訓練

不審者侵入時（小学校の例）

予定時間	不審者の行動	教職員の指示・対応	児童の行動
14:35～ 14:40	<ul style="list-style-type: none"> ・覚せい剤中毒症で幻覚の強い不審者Aが、包丁と金属バットを所持し、正門から侵入。 ・体育館横の通路を通り、教室棟入口廊下から、大きな声で叫びながら1年1組の教室に侵入し、児童に襲いかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任が担当教室で待機する。 ・1年1組の担任は、児童に避難について指示し、大声で、助けを求める。 ・また、負傷者（軽傷）を、運動場まで付き添って安全に避難させる。 ・緊急事態に気付いた1年2組の担任は大声で不審者を威嚇しながら、児童に避難を指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各教室で待機する。 ・1年1組の児童は、担任の指示で避難する。
14:45	<ul style="list-style-type: none"> ・隣の1年2組の教室に侵入し、凶器を振り回し、児童に襲いかかろうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室担任は、避難する際、隣の教室の前にある非常ベルを押す。 ・また、児童1人に指示をし、職員室の副班長（教頭）に連絡させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年2組の児童は、担任の指示で避難する。
14:50		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の報告を受けた教頭は、校内放送をし、緊急事態であることを告げ、避難の指示を出し、班長（校長）に報告する。 <p>例：「只今、 さん（共通キーワード）が来校されました。先生方は 教室（不審者のいる場所）にお集まり下さい。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態に気付いた各教室の担任は、児童に避難の指示を出し、周囲に知らせる。 ・救護班は、負傷者の手当をする。 ・連絡を受けた班長（枚長）は、直ちに110番通報する。あわせて負傷者が出ているので119番通報をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年3組の児童は、担任の指示で避難する。
15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者A、校舎内にいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・班長（校長）は、市教委に連絡する。 ・学年主任は「生徒名票」「出席簿」を持ち出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各教室の児童は、担任の指示で運動場へ避難する。
15:05	<ul style="list-style-type: none"> ・通報を受けた警察官がさすまた、盾等を持って、不審者を取り押さえ、逮捕する。 ・救急車が到着し、負傷者を収容する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室に居合わせた教職員は、欠席状況一覧表を持ち出す。 ・警備班が不審者のところへ行き、机等でけん制する。 ・各担任は、運動場で児童の掌握（点呼、安否の確認）をする。 ・各担任は、点呼の結果を班長に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童は避難を終え、学級ごとに整列する。

火災発生時（中学校の例）

内 容	指導上の留意点
<p>1 災害発生</p> <p>指示例</p> <p>「大丈夫、静かにして落ち着きなさい」</p> <p>「放送をよく開きなさい」</p> <p>「ハンカチなどで鼻や口を覆いなさい」</p>	<p>大きな声で明確な指示を出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沈着冷静に指示し、生徒の行動を掌握する。 ・煙を吸わないよう、気をつけさせる。
<p>2 避難誘導</p> <p>指示後の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火の始末 ・電源を切る ・ガスの元栓を閉める ・窓を閉めるとともに、避難経路となる出口の確保をする <p>校内放送の避難指示に従い、避難を開始する</p> <p>「今から避難をしますので、先生の後ろに並んで付いてきなさい」</p> <p>（校庭へ出て列を乱さずに避難場所へ向かう）</p>	<p>指示だけでなく、安心するような言葉をかける。</p> <p>校内放送を静かに聞かせ、二次災害についての情報を得る。</p> <p>避難方法、避難場所を明確に指示する。</p> <p>負傷者がいないか、確認する。</p> <p>隣接学級と協力しながら、上履きのまま安全に避難させる。</p> <p>担任（教師）は、出席簿を持って出る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・はしご車による避難 ・救助袋による避難 ・消火器による消火訓練 <p style="text-align: right;">等も実施する</p> </div>
<p>3 人員確認</p> <p>(1) 人員を確認する</p> <p>「年組はここに並びなさい」</p> <p>「静かに座ってまちなさい」</p> <p>(2) 本部の指示があるまで待機する</p>	<p>生徒を落ち着かせ、素早く人員確認をし、学年でまとめ、本部に報告する。</p> <p>負傷者のある場合は、あわせて報告する。</p>

地震発生時（高等学校の例）

時 間	実施内容	留 意 事 項
14：50	HR活動	<ul style="list-style-type: none"> ・正副担任及び生徒は、HR教室で待機。 ・担任は、危機管理マニュアル（生徒用）を利用し地震、津波発生時の対応及び火災発生時の指導をする。
14：55 地震発生	非常ベル （消防署通報）	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室が非常ベルを鳴らし、消防署へ通報。
14：57 本部設置	避難防災活動指令 近隣への訓練報告	<ul style="list-style-type: none"> ・「地震が発生しました。全員本校グラウンドに避難してください。」 （事務室） ・グラウンド内に本部を設置する。
14：57	避難訓練開始	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は非常ベルが鳴った後、生徒を静かにさせて、放送の内容を聞かせる。 ・放送の内容を確認後、教室、廊下、便所、階段等の窓を開け、担任の指示により避難を開始する。 （危機管理マニュアルを基本に避難） ・学用品はそのままにし、上履きのままグラウンド（教室棟2階の高さ）に避難する。（点呼を速やかに行うため、クラスでまとまって行動すること。） ・安全第一、私語をせず、迅速に避難をする。 ・避難の隊列は、先頭を担任、末尾を副担任が付く。（副担任は、全員が教室を出るのを確認する。）
15：05	人員点呼 グラウンド整列 避難活動完了	<ul style="list-style-type: none"> ・正副学級委員長で協力し人員点呼をとり、副学級委員長が、最初に担任に報告し、担任は学年主任に報告をする。 ・学年主任は全クラスがそろった段階で、無線により本部へ連絡する。
15：15	係別会	<ul style="list-style-type: none"> ・「消火係、搬出係、救護係の生徒は配置に付け」の号令で移動し、担当教員の指示を受ける。
15：20	通報実習	（各学年1～2名）
15：25	消火器実習	（各学年1名）
15：30	消防署員講評 校長講評	（消防署） （校長）

6 安全点検の例

学校保健安全法施行規則（以下「規則」という）によれば、安全点検は、定期的、臨時的、日常的に次表のとおり行うこととされている。

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期 1 回以上計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火に関する設備など	学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。 (規則第 28 条第 1 項)
	毎月 1 回以上計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記に準じて行われる例が多い。
臨時的な安全点検	必要があるとき ・ 運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・ 暴風雨、地震、近隣の火災などの災害時 ・ 近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。 (規則第 28 条第 2 項)
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。 (規則第 29 条)

教室等の安全点検表(例)

点検実施日 平成 年 月 日
 担当者 点検 印

項 目	チェック	具 体 的 処 理
床板の異常、破損	有・無	改善・使用禁止・その他()
床が滑りやすい	有・無	改善・使用禁止・その他()
掲示物の固定不全	有・無	改善・使用禁止・その他()
吊り下げられた物品の固定不全(電灯・ブラインド等)	有・無	改善・使用禁止・その他()
窓や窓ガラスの破損・ひび割れ	有・無	改善・使用禁止・その他()
出入口の戸の破損	有・無	改善・使用禁止・その他()
椅子や机の破損	有・無	改善・使用禁止・その他()
戸棚、ロッカーなどの転倒の危険	有・無	改善・使用禁止・その他()
戸棚、ロッカーなどの落下物の危険	有・無	改善・使用禁止・その他()
清掃用具収納庫の整理・整頓の不備、破損	有・無	改善・使用禁止・その他()
外壁・内壁の亀裂や剥離	有・無	改善・使用禁止・その他()
ベランダの防護柵の腐食	有・無	改善・使用禁止・その他()
便所の清潔・清掃	有・無	改善・使用禁止・その他()
清掃用具などの収納庫の整理・整頓の不備、破損	有・無	改善・使用禁止・その他()
水周りの清潔・清掃・排水の不全	有・無	改善・使用禁止・その他()
* その他(各学校における独自の点検事項)	有・無	改善・使用禁止・その他()

プールの安全点検表(例)

点検実施日 平成 年 月 日
 担当者 点検 印

項 目	チェック	具 体 的 処 理
プール周りの柵の破損、侵入の危険	有・無	改善・使用禁止・その他()
出入口の施錠	有・無	改善・使用禁止・その他()
プールの付属施設の破損、異常	有・無	改善・使用禁止・その他()
プール及びプールサイドの床の滑りやすさ	有・無	改善・使用禁止・その他()
コースロープや止め金の破損	有・無	改善・使用禁止・その他()
給排水口の蓋の破損	有・無	改善・使用禁止・その他()
水量の過不足や異物混入	有・無	改善・使用禁止・その他()
* その他(各学校における独自の点検事項)	有・無	改善・使用禁止・その他()

プール使用開始前点検表(例)

点検実施日 平成 年 月 日
 担当者 点検 印

	点検箇所等	点 検 内 容	確認
1	緊急連絡体制	緊急連絡体制が整備されており、教職員に周知されているか。	
2	周 出 入 口	周りの柵や扉、鍵等の破損はないか。	
3		薬品の保管場所は施錠されているか。	
4		機械室は、必要時以外施錠されているか。	
5	付 帯 設 備 等	更衣室や便所は衛生的かつ安全に整備されているか。	
6		シャワー・洗眼設備等は良好に整備されているか。	
7		担架等の救命具の位置が確認され、いつでも使用できる状態にあるか。	
8		利用者へ危険を周知させるためのメガホン等を常備しているか。	
9	機 械 室	浄化装置・薬品注入装置が正常に作動するか。	
10	プ ール サ イ ド	プールサイドのタイル等に怪我を引き起こすような破損はないか。	
11		児童生徒等に危害を及ぼす異物等が放置されていないか。	
12	コ ー ス ロ ー プ	コースロープに怪我を引き起こすような破損はないか。	
13	水 槽 内	プール水槽内にガラス等の破片が散乱していないか。	
14	排 (環) 水 口	排 (環) 水口蓋は、ボルト・ネジ等で堅固に固定されているか。	
15	二重の安全対策	吸い込み口に取り付けられた吸い込み防止金具にぐらつきはないか。	

〔備考〕

【記入について】

- ・確認の欄には「異常なし・対応済み」の場合には「0」を記入。
- ・「異常あり」の場合で、
 自校で修理する場合は「A」を記入。
 業者に修理を依頼する場合には「B」を記入。
 未対応（学校として対応が難しいものを含む）の場合には「C」を記入。
 ただし、「C」を記入した場合には、改善されるまでプールの使用を控えておくこと。

【写真の撮影・保管について】

- ・点検内容の「14」「15」については、点検時において写真を撮影し保管しておくこと。

グラウンドの安全点検表(例)

点検実施日 平成 年 月 日
 担当者 点検 印

項 目	チェック	具 体 的 処 理
グラウンド内の石などの危険物	有・無	改善・使用禁止・その他()
登り棒の土台・溶接部分の被損	有・無	改善・使用禁止・その他()
ジャングルジムの土台・溶接部分の破損	有・無	改善・使用禁止・その他()
タイヤブランコのチェーンの破損	有・無	改善・使用禁止・その他()
つり橋の土台・溶接部分の被損	有・無	改善・使用禁止・その他()
サッカーゴールの転倒危険	有・無	改善・使用禁止・その他()
サッカーゴールの溶接部分の破損	有・無	改善・使用禁止・その他()
遊具(鉄棒・ブランコ・滑り台)の破損	有・無	改善・使用禁止・その他()
危険物(バックネット、丸太の遊具、くぎ・ガラスなど)の放置	有・無	改善・使用禁止・その他()
* その他(各学校における独自の点検事項)	有・無	改善・使用禁止・その他()

定期安全点検集計表(例)

点検実施日 平成 年 月 日
 担当者 点検 印

1 2 月定期安全点検集計表		校長印	教頭印	担当主任	
異常箇所	点検・事故措置の状況				
	担当者名	担当者	業務主任	業者	備考
教室棟 2階 3の2 歯ブラシケース破損		12 / 4			
教室棟 3階 女子便所 入口から1番目の鍵がかからない			12 / 4		
教室棟 3階 女子便所 入口から2番目穴があいている			12 / 4		
図書室 本棚の黒い板が外れている		12 / 4			
理科室 廊下側の鍵がおかしい 3番目が壊れている				12 / 4	
職員女子便所 ドアがよく閉まらない			12 / 4		
グラウンド バックネット近くの土手が崩れている				12 / 4	ロープを張り修復まで立ち入り禁止
グラウンド ジャングルジム東フェンス下 木が腐っており、ポールが川に落ちる			12 / 4		
用具小屋 ガラス破損			12 / 4	12 / 4	

印……修理等が済んだ状況

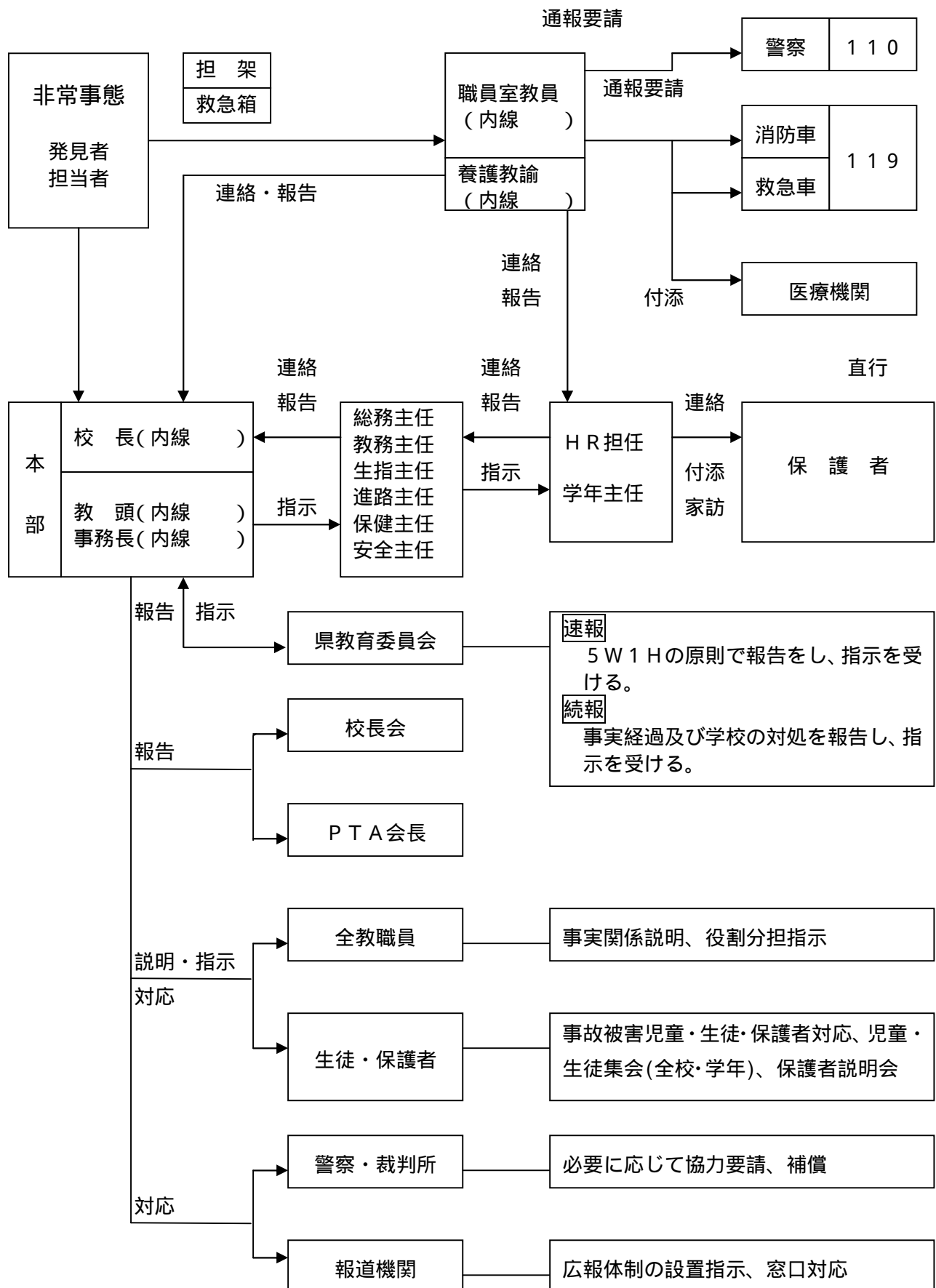
通学路の安全点検表(例)

番号	通学経路の名称	通学班数	通学班人数	点検完了月日	担当者
		班	人	平成 年 月 日	点検印

評定の基準 A：良好 B：校内で要検討 C：関係機関へ問い合わせまたは要望

点 検 事 項		評 定	処置月日
1	関係機関、保護者などとの協議によって選定（指定）されているか。	A・B・C	月 日
2	集団登校等、学校や地域の実態に応じた通学方法が選定されているか。	A・B・C	月 日
3	自転車の点検・整備は定期的に実施されているか。	A・B・C	月 日
4	必要なスクールゾーンが検討・設置されているか。	A・B・C	月 日
5	必要な横断歩道や信号機・遮断機が設置されているか。	A・B・C	月 日
6	ガードレール・カーブミラーや標識などに破損等の不備はないか。	A・B・C	月 日
7	道路標示が薄れて見えにくくなっていないか、	A・B・C	月 日
8	橋梁の欄干の高さが十分か、また、隙間から落ちる危険性はないか。	A・B・C	月 日
9	側溝への転落の危険性や蓋の間に隙間・不備はないか。	A・B・C	月 日
10	歩行者用信号機の青時間の長さが短くはないか、	A・B・C	月 日
11	児童等が安全に歩行できるよう車道と歩道の区分がされているか。	A・B・C	月 日
12	道路工事の箇所については、児童等の通学の安全が確保されているか。	A・B・C	月 日
13	横断歩道橋の通路の破損や不備はないか。	A・B・C	月 日
14	歩道上に危険物や放置自転車など通行の妨げとなるものはないか。	A・B・C	月 日
15	人通りが極端に少なく、寂しい箇所はないか。	A・B・C	月 日
16	地下道の照明の不備などがないか。	A・B・C	月 日
17	通学路上の「子ども110番」など地域の安全確保の取組が周知されているか。	A・B・C	月 日
18	雑草や植樹が通行の支障や周りからの死角となっていないか。 (冬季に登下校する際、十分な照明が確保されているか。)	A・B・C	月 日
19	不審者出没の情報が学校に入るシステムが構築されており、通報と同時に対応・点検する体制がとれているか。	A・B・C	月 日
20	通学地域別に、通学・防犯についての指導が定期的に行われているか。	A・B・C	月 日
<p>〔備考〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通学路の設定あるいは変更については、通学状況の実態を把握している所轄の警察署に相談して決定すること。 2 指定された通学路については、年度初めに通学路図を作成し、関係機関に提出するとともに、学期に1回程度は点検を行い、道路の交通事情の変化に対処できるようにする。 			

7 緊急連絡体制の例



連絡先一覧 (例)

(1) 救急車の要請

・消防署 119番
・警察署 110番

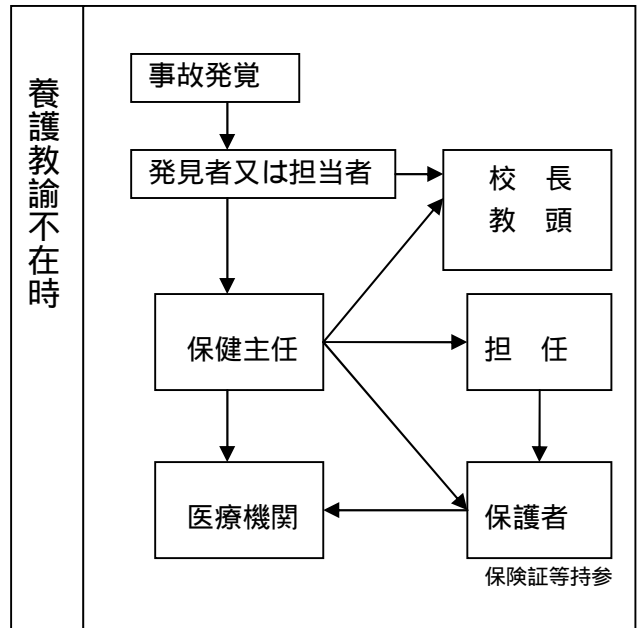
救急車要請基準

- ・心停止、呼吸停止の状態
- ・意識障害がある状態
- ・ショック症状（蒼白・脱力感・脈異常・冷汗・あくび等）
- ・けいれんが持続する状態
- ・激痛が持続する状態
- ・多量の出血や骨の変形を伴う状態
- ・大きな開放創をもつ状態
- ・広範囲に火傷を受けた状態 等

救急車要請基準

目的地 学校住所 市・・・
(学校名) 高校正門に
だれが 氏名
男子 歳(年生)
どこで 体育館で
どこを 頭を強く打って
どうした 意識がない
通報者名 自身の名前を

(2) 養護教諭不在時の対応



タクシー連絡先等も記載するとよい

(3) 医療機関

診療科目	病院名	電話番号	診療時間
内科	内科医院	-	8:30～12:00 14:00～18:00 〔木曜午後・日祭休診〕
歯科	歯科医院	-	9:30～12:30 14:00～18:00 〔木曜午後・土曜午後・日祭休診〕
耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科医院	-	8:30～12:00 14:00～18:00 〔木曜午後・日祭休診土16:00迄〕
眼科	眼科クリニック	-	8:30～10:00〔担当火・木・金〕
脳神経外科	総合病院	-	8:30～11:45 14:00～18:00〔火・金のみ〕
整形外科	整形外科医院	-	8:30～12:30 14:00～18:00 〔土曜午後・日祭休診〕
総合病院	中央病院	-	8:30～11:00 〔内・児・脳・整・外・婦・耳・目・泌〕
休日 夜間	休日夜間診療所	-	休日9:00～16:00 夜間19:00～21:20

は学校医

緊急連絡用記録用紙 (例)

記録者【 】

傷病者	年 組	氏 名		性別	男・女
発生日時	年 月 日	曜日	時 分頃	発生場所	
事故発生状況	何をしていたか				
	どうなったか				

救急車手配時間	時	救急車到着時間	時
救急車同乗車氏名		家庭連絡時刻	時

事故発生直後の状態

意識	はっきり・ぼんやり・意識なし	
ソッ症状	なし・あり：顔面蒼白・冷や汗・あくび・その他()	
出血	なし・あり：大量・少量・部位()・その他()	
呼吸	回/分	正常・異状：頻呼吸・徐呼吸・いびき
		その他()
脈	回/分	整・不整：頻脈・徐脈・微弱
		その他()
体温		
血圧	/ mmHg	
顔色	正常・異状：潮紅・蒼白・チアノーゼ・発疹・その他()	
瞳孔	正常・異状：瞳孔拡大(約4mm以上)・瞳孔縮小(約2mm以下) ・左右不同・その他()	
その他	やぶにらみ・眼球の律動的運動・その他()	
けいれん	なし・あり：部位(全身・手足)・持続時間(程度) 舌をかんで出血・あわをふいている・その他()	
疼痛	なし・あり：部位()・程度()・その他()	
外傷	なし・あり：部位()・程度()・その他()	
手足	麻痺・しびれ・骨折の部位()・変形の有・無 ・冷感・その他()	
その他	嘔吐・失禁(便・尿)・不穏・その他()	

自覚症状	吐き気・視力低下・複視(ものが二重に見える)・その他()
------	-------------------------------

処置	気道確保・人工呼吸・胸骨圧迫・AED・止血・異物除去
	保温・冷やす・衣服をゆるめる・体位・手足のマッサージ・
	その他()

8 危機管理チェックリスト

全般及び不審者侵入時(例)

評価 A(行っている)B(おおむね行っている)C(行っていない)

点 検 項 目	評価	今後の改善計画等
1. 学校の実態に応じた危機管理マニュアルを作成し、子どもの日常及び緊急時の安全確保対策等について共通理解を図っているか。		
2. 不審者侵入事件、登下校中の事件・事故に関わる情報を収集し、職員会議や校内研修等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行うなどにより、教職員の危機管理についての意識高揚を図っているか。		
3. 全ての教職員が、緊急時に一体となって迅速・的確に対応できる実践力の向上を図るために、次のような措置を講じているか。		
(1)不審者による緊急事態発生時に備えた防犯訓練を実施し、その反省を対応に生かしているか。		
(2)教職員自身の安全を確保しつつ、警察が到着するまで、子どもを見守り、不審者が近づけないようにする防犯訓練を行っているか。		
(3)防犯に関する知識、安全を守るための器具の使用法、応急手当や心のケアの具体的な方法等について研修をおこなっているか。		
(4)教職員間の情報伝達訓練や警察、消防等への通報訓練などを行っているか。		
4. 警察等の関係機関、保護者、地域住民、近隣の学校、幼稚園、保育所等と連携して学校周辺における不審者の把握ができる体制を整えているか。		
5. 教職員や保護者・地域住民等のボランティアによる校内巡回等により、不審者を早期に発見する体制を整えているか。		
6. 学校への来訪者が確認できるよう、次のような措置を講じているか。		
(1)立て札や看板等による案内・指示を行ったり、順路、入口、受付等を明示しているか。		
(2)来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別が可能ないようにしているか。		
(3)来訪者に最初に出会った教職員が、氏名・用件を聞いたり、持ち物や言動等により不審者かどうかの判断ができるようにしているか。		
(4)登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定しているか。		
(5)閉門中は、教職員やボランティアが立ち会ったり、防犯カメラ設置校では、意図的にモニターを確認したりするなど、防犯体制の整備を心がけている		
7. 校内における注意を払うべき箇所を点検し、子どもに注意喚起するとともに、教職員の具体的な役割分担(校内巡回等)を定め、地域のボランティア等の協力も得つつ、授業中、休憩時間等における子どもの安全を確保しているか。		

点 検 項 目	評価	今後の改善計画等
8. 校外学習や遠足等の学校行事において、子どもの安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 事前に現地の安全を確認し、それに基づいた綿密な計画を作成しているか。		
(2) 子どもに対する事前の安全指導を十分に行っているか。		
(3) 万が一の事態が発生した場合の避難方法、連絡方法について、あらかじめ定めているか。		
9. 学校開放(授業日)に当たって、子どもの安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 開放部分と非開放部分との区別を明確にし、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策(施錠等)講じているか。		
(2) 学校開放時に、安全確保について保護者や地域住民等によるボランティアの積極的な協力を得る働きかけを行っているか。		
10. 不審者による緊急事態発生に備え、次のような組織、体制等が整備されているか。		
(1) 直ちに校長、副校長・教頭、教職員、子どもに情報が伝達され、避難誘導、防御(不審者対応)、応急手当、通報、記録、保護者への連絡等が、迅速・的確に行われる組織(役割分担)を整えているか。また、必要に応じて、保護者、隣接校等の協力が得られる体制を整えているか。		
(2) 警察、消防等の関係機関に対して、隣接する学校や学校周辺の店等とも連携を図りながら、直ちに通報できる体制を整えているか。		
(3) 直ちに教育委員会に通報し、指導・助言を得るとともに、人的支援等が得られる体制を整えているか。		
(4) 保護者、教職員に連絡体制整備の重要性を認識させるとともに、必要に応じて直ちに通報できる体制等を整えているか。		
(5) 学校近くの地域住民や店等とも連携を図り、直ちに負傷者等の全体の状況を把握し、速やかに応急手当、病院等への搬送ができる体制を整えているか。		
(6) 緊急対応後、情報の整理と提供、保護者への説明等の事後対応や、再発防止対策の検討、教育再開準備、心のケア体制の準備等を行うための事件・事故対策本部の活動を速やかに開始できるようにしているか。		
11. 学校の施設整備等の面で、次のような対策を講じているか。		
(1) 校門、囲障、外灯(防犯ライト等)、校舎の窓、校舎の出入口、錠の状況等の点検・補修を行っているか。		
(2) 緊急時に安全を守るための器具(さすまた、盾、杖、催眠スプレー、ネットランチャー等)を備えているか。		
(3) 警報装置(警報ベル、ブザー等)、防犯監視システム、通報機器(校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等)などを設置している場合、作動状況の点検を行っているか。		
(4) 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性について確認を行っているか。		
(5) 危害を加える恐れのある者が侵入した場合を想定し、受付の近くに、一時的に隔離しておく場所(応接室、相談室等)を決めているか。		
12. 安全教育(防犯)が学校の実態に応じて教育課程に位置付けられ、子どもの実態に応じて計画的に実施されているか。		
13. 不審者の侵入を想定した避難訓練を行い、緊急事態発生時に子どもが安全に避難できるようにしているか。		

登下校時(例)

評価 A(行っている)B(おおむね行っている)C(行っていない)

点 検 項 目	評価	今後の改善計画等
1. 安全な通学路等の設定と定期的な点検の実施のために、次のような対策を講じているか。		
(1) 教職員、保護者が実際に歩き、防犯の観点や交通事情等を配慮し、関係者が議論して可能な限り安全な通学路を設定しているか。		
(2) 定期的に点検を実施したり、必要に応じて随時点検を実施しているか。		
(3) 点検により防犯上好ましくない状況が発見された場合は、教育委員会への連絡、関係機関への要請等を行い、通学路の環境整備を行っているか。		
2. 通学路等における危険・注意箇所等の把握と周知徹底のために、次のような対策を講じているか。		
(1) 危険・注意箇所、万一の際に子どもが駆け込める場所について保護者、警察、自治会などの関係者間共通認識をしているか。		
(2) 「通学路安全マップ」の作成等を通じて、子どもたちに要注意箇所の周知を行っているか。		
(3) 交番や「子ども110番の家」等の緊急避難できる場所を、子ども一人一人に周知しているか。		
3. 通学路における事件に備えて、次のような組織・体制を構築しているか。		
(1) 直ちに校長、副校長・教頭、教職員、子どもに情報が伝達され、子どもの安全確保、情報収集、地域への協力要請、記録、保護者への連絡等が迅速・的確に行われる組織(役割分担)を整えているか。		
(2) 警察等の関係機関、保護者、地域住民、近隣の学校・幼稚園等と連携して、通学路における不審者の情報が把握できる体制を整えているか。		
(3) 子どもの安全確保のため、速やかに警察に通報し、警察官による学校周辺や通学路等の防犯パトロールの協力を得る体制を整えているか。		
(4) 登下校時に、不審者による緊急事態が発生した場合、地域住民等が、子どもの避難誘導や関係機関への通報等を行う体制を整えているか。		
(5) 登下校時の子どもの安全確保のため、保護者や地域住民等のボランティアによる日常的な防犯パトロール等の協力を得ているか。		
(6) 学校行事等により登下校が不規則になる場合には、前もって保護者や警察、関連団体に連絡するなどの対策を講じているか。		
4. 子どもに危険予測・危険回避能力を身に付けさせる安全教育を実施するために、具体的な局面を想定し、実践的な対処法(大声を出す、逃げる、地域住民の家に駆け込む等)の指導をしているか。		

文部科学省「学校の危機管理マニュアル 子どもを犯罪から守るために (平成19年11月)より

9 安全管理点検40項目

< 点検にあたって >

学校は、児童生徒等が安心して安全に集団生活を営む場でなければなりません。
 以下の3点等に留意の上、校長のリーダーシップのもと、教職員の危機意識の醸成、児童生徒等の危険予測・危険回避能力の育成などとともに、学校の安全管理の徹底に努めることが大切です。
 (1) 様々な学校危機を想定し、日頃から未然防止に取り組むことが重要です。
 (2) 児童生徒等の安全確保に向けては、日頃から保護者・地域社会と緊密に連携するなど、一体となった取組が重要です。
 (3) 危機の発生に備え、実践的な訓練などにより、即応体制を整備しておくことが重要です。
 学校が取り組む事項を具体的に示した「学校の安全管理40の点検項目」を有効に活用して下さい。

【防犯体制】

1	教職員の危機意識の醸成及び取組の改善	教職員の危機意識の醸成、取組の改善を図るため、職員会議や学校保健(安全)委員会等において、防犯体制及び危機管理に関する事項を取り上げているか。
2	学校安全計画の作成	危険予測・危険回避能力を育む安全教育や防犯に関する安全管理に計画的に取り組むため、学校安全計画を作成しているか。
3	危機管理マニュアルの作成	緊急時を想定し、事前・発生時・事後の対応策を明確にした、学校独自の危機管理マニュアルを作成しているか。
4	教職員の研修・訓練の実施	関係法令の理解や緊急時の即応体制の確認、救急救命法の習得など、防犯及び危機管理に関する研修・訓練を計画的に実施しているか。
5	児童生徒等の防犯教室・訓練の実施	児童生徒等を対象に、不審者の侵入等を想定した防犯教室・訓練を実施しているか。
6	保護者への啓発	防犯に関する取組や情報について、配付資料や保護者会等を通して、保護者に啓発し、家庭でも話し合うように働きかけているか。

【連携体制】

7	学校安全ボランティアによる見守り活動	学校安全ボランティア(子ども見守り隊等)との連携・協力の下、登下校時等の見守り活動や通学路の安全点検等を行っているか。 近隣の学校及び地域に組織された学校安全ボランティアとの連携・協力の下、児童生徒等の登下校が見守られているか。
8	学校と学校安全ボランティアの連携	学校が主体となって、学校安全ボランティアとの連絡会議や防犯に関する研修会等を行っているか。 近隣の学校が主催する学校安全ボランティアとの連絡会議等に参加するなど、連携を深める取組を進めているか。
9	P T A、関係機関等との連携	防犯体制の確立に向け、日頃から、P T A、民生委員・児童委員、警察、防犯ボランティア等と連携しているか。
10	緊急時の関係機関等への通報体制の確立	緊急時には、速やかに警察・消防・教育委員会等に通報・連絡する体制を整えているか。
11	緊急情報の家庭等への連絡	不審者情報等の緊急情報について、家庭や学校安全ボランティア等へ、電話やメール等により速やかに連絡する体制を整えているか。
12	近接する学校間等での情報交換	近接する学校、幼稚園等の中で、不審者情報や学校の対応等について、連絡・協議し合う体制を整えているか。
13	緊急避難所の児童生徒等への周知	交番や子ども110番の家などの緊急避難所について、児童生徒等や保護者に周知しているか。

【不審者侵入防止の体制】

14	不審者侵入防止体制の周知	学校の不審者侵入防止体制について、保護者等関係者への周知に努めているか。
15	学校施設・設備の安全点検	校門、フェンス、外灯、校舎の出入り口・窓、警報装置、A E D、校内電話等について、定期的・日常的に安全点検及び修理を行っているか。
16	校地内の見通しの確保	防犯上の安全管理のために、校門付近をはじめ、校地内の見通しの妨げとなる樹木の剪定や障害物(施設・設備は除く)の撤去を行っているか。

17	校地出入口の限定	普段使用しない校門等については施錠や閉鎖をするなどし、校地の出入口を限定しているか。
18	普段使用する校門の管理	普段使用する校門は、登下校時等以外の門扉の閉鎖、防犯カメラによる監視、立入禁止等の看板の設置などや、計画的な巡視・監視により、出入を管理しているか。
19	来訪者への案内	校地出入口等に、立て看板や標示等で、玄関への順路、受付位置等を明示しているか。
20	校舎出入口の管理	事務室や職員室などから、見通しが確保できない校舎出入り口は、閉じるなどの管理をしているか。
21	来訪者名簿への記入等	受付時に、来訪者名簿への記入及び来訪者証等の着用を求めているか。
22	教職員による来訪者への声かけ・確認	全教職員による、来訪者へのあいさつや用件の確認等を励行しているか。
23	教職員による校内巡視	一日の時間に沿って、適宜、教職員による校内の巡視を行っているか。
24	児童生徒等の不審者等発見時の対応	児童生徒等が、不審者及び不審物等を発見した場合、速やかに教職員に知らせよう徹底しているか。
25	警察や消防等による点検	防犯体制や施設・設備について、警察や消防、教育委員会等による定期的な点検・指導を受けているか。

【不審者侵入時の緊急体制】

26	不審者への教職員の対応	不審な来訪者に対しては、退去を求め、適度な距離を保ち複数で対応することなどを、全ての教職員で確認しているか。
27	不審者の隔離等	不審な来訪者があった場合、児童生徒等に近づくことがないように、一時的に案内（隔離）し対応する場所（応接室等）を設定しているか。
28	防犯器具の設置	さすまたや催涙スプレー等の防犯器具について、常に使用できる状況にしているか。
29	防犯器具の技能習得	教職員は、実技訓練等を通し、防犯器具の使用について、技能を習得しているか。
30	校内連絡体制の整備	不審者等が侵入した場合に、校内電話・放送を使うなど、教職員や児童生徒等への連絡体制を整えているか。
31	危機管理体制の確認	不審者等が侵入した場合に、避難誘導や通報、対策本部の設置、AEDを使用するなどの一次救命処置や応急手当等が迅速・的確に行われるよう、危機管理体制について定期的に確認しているか。
32	緊急時の対応方針の周知	保護者への緊急連絡体制や児童生徒等の下校方法等について、方針を定め、保護者にも周知しているか。
33	事案発生後の心のケア等対応	事案発生後の児童生徒・保護者等への説明や、心のケア等の対応方法等についても確認しているか。

【登下校時の安全管理】

34	通学路の安全点検	防犯上の視点をもって、通学路や校区内の安全点検を実施しているか。
35	通学路の危険箇所等の指導・周知	通学路における防犯上の危険箇所や安全な通学方法等について、通学路の安全マップの作製や配布物などを通して、児童生徒等に指導するとともに、保護者へも周知しているか。
36	不審者への対処法の指導	防犯ブザーの所持や使用法、大声を出す・逃げるなどの対処法等が身に付くよう指導しているか。
37	始業前や放課後における安全確保	始業前や放課後における安全確保のため、校門等での指導や校内巡視等を実施しているか。

【学校行事等の安全管理】

38	学校行事等での安全確保	学校行事や学校開放時には、標示や施錠等により、非開放部分を明確に区分し、児童生徒・保護者等へ周知しているか。
39	学校行事等での保護者等との連携	学校行事等、防犯上必要な際に、保護者や警察、スクールガード等に警備やパトロール等の協力を要請するなど、連携して活動しているか。 学校行事等、防犯上必要な際に、保護者や警察等に警備やパトロール等の協力を要請するなど、連携して活動しているか。
40	校外学習等での安全確保	校外での学習や行事の際には、事前に実地調査を行うなど、緊急事態発生時の避難方法や連絡体制等について確認しているか。

10 日本スポーツ振興センター災害共済の医療費等の請求

日本スポーツ振興センター法等に基づき、学校管理下の事故（負傷・疾病等）が発生した場合は、発生月の翌月10日まで日本スポーツ振興センターに医療費等の請求を行わなければならない。

医療費等請求上の留意点

医療費を請求する場合は「災害報告書」「医療費の状況」等により行うが、次のような場合に関しては、関係書類を添付する必要がある。

（「災害共済給付事務の手引2009」独立行政法人日本スポーツ振興センター仙台支所：平成21年9月）

区 分		添付書類	留 意 点
1	1か月の医療費の単位療養額（外来・入院・治療用装具を合算せず）が70,000円(7,000点)以上の請求がある場合	高額療養状況の届	保護者における記載欄を記入
2	1か月の医療費の単位療養額（外来・入院・治療用装具を合算せず）が267,000円(26,700点)以上の請求がある場合	高額療養状況の届 所得に関する証明 「所得課税証明書」又は 高額療養状況の届の 事業所における証明	国民健康保険加入者 市町村発行の「所得課税証明書」を添付 国民健康保険以外の加入者 高額療養状況の届の下段に勤務先の 証明が必要
3	学校休業日に学校内で行われた部活動等の課外指導の場合	課外指導計画書	学校が作成した日時、場所、活動内容、指導教諭名を読み取れるもの
4	夏期休業中の水泳指導の場合		課外指導に位置づけ、教師の監督指導が行われている場合のみ 給付対象 水泳指導の計画書と水泳指導担当が分かる教師の動静表のようなものを添付
5	自転車での登下校中に災害が発生した場合	自転車通学許可書（写し）	災害報告書のその他参考になる事項欄に自転車通学許可をしている旨を記入

【時 効】

災害共済給付を受ける権利は、給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。時効の起算日は次のとおりです。

医 療 費・・・療養月ごとに翌月の10日の翌日
障害見舞金・・・治癒または症状固定の日の翌月の10日の翌日
死亡見舞金・・・死亡した日の翌日

1 1 実践事例

実践事例 1：大江町立大江中学校

1 生活安全に関する取組

(1) 安全の日・いのちの日

学校生活が安全・安心であるかを振り返り、「いのちの大切さ」について考えるとともに、自他を尊重する心を育てるため、毎月1日を「安全の日・いのちの日」に設定した。SHR等でのいのちに関することから（自他を大切にすること等）を話題にした担任による講話、生徒同士の話し合いや「危険予測トレーニング」を行った。また、月初めの1週間をいのちの週間として、生徒会放送委員会が清掃活動時に「いのちに関わる音楽」のBGM流し、安全に対する意識を高めた。

(2) 地域安全マップの作成と活用

安全に対する意識を高め危険回避能力を育てることを目的に、通学路を中心とした大江町全体の安全マップを作成した。生徒の居住地区毎に組織した校外班会で、1人1人が危険箇所を書き出し、拡大地図にまとめて、校内に掲示した。

前年度に作成した地域安全マップをもとに、新年度の校外班会では、新入生を交え、危険箇所について確認した。上級生から下級生への教え合い活動は、安全意識を高める上で大変効果的であった。



【生徒が作成したマップ】

(3) 学級活動

スクール・カウンセラーによる授業

LHRやSHRを活用し、思春期のこころ、中学生の悩みなど、様々な内容で全学級で実施した。

校内ハザードマップづくり

学級活動の調べ学習として実施した。日常の学校生活の中に潜む危険を調べ、模造紙にまとめて廊下に掲示した。

(4) 生徒会活動

“いじめ”撲滅キャンペーン

生徒会が主体となって、全校生徒への意識調査から段階を踏んで、アピール文を取りまとめた。全校集会で生徒会長がアピール文を読み上げ、昼の放送で再度全校放送を行った。また、印刷して全校生徒に配布するとともに、拡大コピーしたものを昇降口に掲示した。

校内危険箇所紹介

年度はじめに、生徒会オリエンテーションで「大江中生の一日」という演劇を通して、校内の危険箇所を紹介した。

(5) 薬物乱用防止教室

全校生徒を対象に、青少年指導専門員や地元警察署員を講師に依頼して実施した。

(6) 日常的な生徒への指導

予定されている来校者を全校生徒に事前に知らせ気持ちよいあいさつを心がけるよう指導している。また、校内に不審な行動や行為を見つけた場合は、すばやく近くの教員

に連絡することを徹底させている。さらに、緊急時にも、指示を良く聞き、整然と行動できるよう日頃から放送を静かに聞く態度を身につけるよう指導している。

2 交通安全に関する取組

(1) 新入生の自転車安全教室

新入生全員を対象に正しい自転車の乗り方を実習した。その後、自転車点検カードに基づいて生徒自身が自転車の安全点検の手順について学んだ。

そして、点検後、合格した生徒に通学用自転車の許可ステッカーを交付した。

(2) 交通安全標語の募集・掲示（生徒会活動）

生徒会広報紙と応募用紙を全校生徒に配布し、生徒から応募のあったものを学級ごとにまとめ、生徒会役員が厳正に審査して、学年毎に最優秀賞（1）、優秀賞（2）、優良賞（3）を選出した。入賞者は全校表彰し、最優秀作品は、看板にして設置した。

(3) 学級活動における交通安全指導の授業

危険予測能力を高め、事故を回避するために、具体的方法を理解させ、交通安全に対する意識を高めることをねらいに学級活動の授業をした。

授業研究会では、町内の全小学校から参加していただき、活発な意見交換ができた。本研究を小学校にも広めることができた。さらに、授業研究を通じて、本校教職員の意識も一層高めることができた。



3 安全管理に関する実践

(1) 外部講師を招いての研修

不審者対応マニュアルの再整備

不審者対応マニュアルは、毎年、年度当初に教職員の全体研修会で確認し、改善・整備を図っている。また、教職員による日常的な対応として、来校者の確認と受付での記入簿への記録の声掛けをしている。通常は、生徒登校後に出入口は施錠するよう努めている。

不審者への対応訓練

地元警察署生活安全課長を講師に招き、「さすまた」を使っての不審者対応訓練を実施した。なお「さすまた」は地元の寒河江工業高校から本校へ寄贈していただいたものである。

防災と危機管理

寒河江市在住の方を講師に招き、新潟県中越地震におけるボランティアとしての経験を講話いただいた。さらに、被害想定と防災マニュアル作成および学校を避難所として使用するときの開設計画作成の紙上訓練を行った。



心肺蘇生法と AED の研修

地元消防署大江分署の救急救命士や消防士の方々を講師に招き、心肺蘇生法と AED の使用について指導していただき、その技能を身につけることができた。

また、生徒に対する心肺蘇生法は、2 年生の保健分野の授業で、地元消防分署員の方々による実習を行った。

(2) 校内研修と安全点検

年度当初の教職員全体研修会

人事異動による教職員の構成メンバーの変更を踏まえて、本校の非常災害対策および防災計画、事故発生時の対応マニュアル、不審者対応マニュアル等を全員で確認し、学校運営を組織として担う教職員 1 人 1 人の意識を高めることができた。

事故発生時の対応・救急法

事故発生の際は、冷静に判断して適切な応急処置ができる実践力を養うことをねらいに教職員対象に演習を行った。

定期的な安全点検

毎月 1 日の「安全の日・いのちの日」にあわせて全教職員による校内外の施設・設備の安全点検を行った。同時に防犯を目的とした、校地入口の立て看板、廊下に設置している緊急用ハンドマイク、防犯用催涙スプレー等も点検した。

4 地域との連携に関する実践

(1) 外部講師を招いての研修

親子講演会 (PTA 広報部会)

家庭における生活安全の面から夏季休業前の PTA 総会の折に、寒河江警察署生活安全課職員による「携帯電話・インターネット使用の危険性」について講演をいただいた。講演後に、保護者の方から質問が出されるなど、この問題に対する関心の高さがうかがえた。

食育に関する保護者研修会 (PTA 食と身体部会) 安全・安心な生活を支えるのは、健康な体であるという考え方から、本校のスクールカウンセラーを講師に「食と心の発達」と題して講演をいただいた。



(2) PTA 各組織の活動

全保護者によるあいさつ運動 (PTA 生活指導部会)

PTA 生活指導部会が全保護者を年 1 回の割り当て計画を作成し、生徒登校時のあいさつ運動を展開した。保護者から率先して「おはよう」などのあいさつをしてもらい基本的な交通ルールについてもその場で指導をしていただいた。その後、多くの保護者から感想をいただいた。

広報活動 (PTA 広報部会)

PTA 機関誌を年間 2 回発行し、大江町内全戸に配布し、毎号、本研究に関する記事を掲載して、学校で取り組んでいる活動を紹介した。

(3) 地域・関係機関との連携

地域安全マップの活用

生徒が作成した地域安全マップを汎用にするためデジタルデータ化に取り組んだ。これを利用し学校新聞に載せて大江町全世帯に配布するとともに、大江町商工会で主催する「子どもパトロール隊」の活動に役立てていただいた。

地域学校安全指導員との連携

地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）は小学校毎に組織されている。本校の学区と重複しているため、本校独自の地域学校安全指導員は組織せず、年度はじめに各小学校に中学生についても見てもらえるようお願いした。小学校のように下校時に立って見てもらうのではなく、気づいたことがあれば、気軽に中学校にも連絡していただくようお願いしている。

（第44回学校安全研究大会誌より抜粋）

実践事例2：寒河江市教育委員会

学校教育

1 通学路の危険個所の点検と地域安全マップ作成

各学校毎、学校職員で或いはPTAと連携して、或いは児童も参加して安全点検を実施し、それをもとに安全マップを作成し、学区内家庭に配布し安全を啓発している。

2 「不審者侵入対応訓練」「声かけ事案対応訓練」

学校では、不審者侵入時の対応マニュアルを作成し、その訓練についても、学校内だけでなく、市民生活課や警察署、教育事務所の青少年指導専門員等との連携を図りながら実施した。声かけ事案への対応についても同様である。

3 安全運動の啓発活動

- | | | |
|-----------------|---------------------|---------------|
| ア あいさつ運動の実施 | イ 交通標語の作成 | ウ 広報紙を使った安全啓発 |
| エ 防犯ブザー・防犯呼子の使用 | オ 学校職員による防犯パトロールの実施 | |

地域連携

1 「こども110番」連絡所への協力要請

地域内を再点検しながら、「こども110番」連絡所の増設を図った。学校によっては、安全マップの中に、「こども110番」連絡所を明示している。

2 学校・警察・防犯協会・PTAと連携した地域巡回パトロール

- ・学校と様々な関係機関との連携の中で地域の巡回パトロールが繰り広げられた。
- ・本市に（社）山形県防犯協会連合会より2台目の青色回転灯付防犯パトロール車が譲渡された。

3 「子ども見守り隊」による登下校時の安全確保

「子ども見守り隊」については、平成17年に三泉地区と寒河江小学校区内に結成されて以来、現在、市内全小学校11校区内に結成されるに至っている。

市内の「子ども見守り隊」に関わっているボランティアの数は年々増加しており、現在600名を越している。

独自の取組

1 寒河江市子どもの安全を守る連絡協議会の取組

(1) 組織

平成17年に組織された「寒河江市子どもの安全を守る連絡協議会」（以下「協議会」

という。)を本事業の推進委員会に位置づけ、事業展開を行った。構成メンバーは、以下のとおり。

警察署生活安全課長・学校安全指導員・町会長連合会・防犯協会・市PTA連合会長
各小中学校長・教育事務所担当指導主事・市民生活課・学校教育課

(2) 事業内容

- | | |
|---------------|------------------|
| 第1回推進委員会 | ・会則、役員体制、事業計画、予算 |
| 協議会研修会 | ・講師：寒河江警察署生活安全課長 |
| 第2回推進委員会(研修会) | ・先進地取組の講話 |
| 協議会研修会 | ・講師：県総務部危機管理室主査 |
| 第3回推進委員会 | ・年間総括、次年度の課題 |

(3) 見守り隊関係用具の購入

見守り隊員の更なる意識の高揚と寒冷地である当地区内における活動の活性化を図るために、見守り隊員の「冬季用ユニフォーム」を400着を購入した。また、同時に活動活性化のために「防犯のぼり」100組、車用防犯マグネットシール70組を購入し、各地域で活用している。

独自の取組

1 緊急時連絡のためのネットワークの確立

寒河江西村山地区防犯協会・寒河江警察署・各小学校・市内保育所・幼稚園・学童保育所・市健康福祉課・市民生活課・教育委員会が連携する中で、不審者情報等を短時間に共有し、二次的被害の防止と犯人情報の収集に活用している。

2 各種防犯研修会・防犯教室等の開催

(1) 地下道防犯ブザー研修会

県警察及び国土交通省の協力を得て、市内の2つの地下道に防犯ブザーが設置された。以前から不審者の出没する箇所であり、地下道を利用する3小学校・2中学校の児童生徒が、非常時の対処の仕方について講習を受けた。

(2) 子ども見守り隊研修会

寒河江警察署生活安全課長を講師に迎え、見守り活動の要点、事件・事故に遭遇した場合の配慮事項、また地域巡回パトロールの際の注意点などについて研修を行った。

(3) 子ども見守り隊研修会

山形県総務部危機管理室生活安全調整課より安全安心なまちづくり主査：須田良昭氏を講師に迎え、「安全で安心なまちづくり」というタイトルで講話をいただいた。



(平成20年度文部科学省委託事業「地域ぐるみの学校安全整備推進事業」報告集より抜粋)

1 2 関係機関等問合せ先

通学路の安全施設、標識、標示などの問い合わせ又は要望先

担当部署	問合せ又は要望事項
市町村（防犯担当課）	防犯灯 照明の明るさなど
所 轄 警 察 署	交通規制の設定 時間指定の進入禁止、一方通行など 信号機の設置 新設、歩行者用青時間の長さの不適など 横断歩道の設置 新設、うすれ補修など 規制標識・表示の設置 破損、うすれの補修など 規制標識とは、車両進入禁止や一時停止などを表示している赤色、青色の標識である。
道 路 管 理 者 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所</div> 【管理】国道7号・13号・47号・48号の全線と112号・113号の一部 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">各総合支庁建設部 道路課(道路計画課)</div> 【管理】県道全線と国道112号・113号の一部、国道121号・286号・287号・344号・345号・347号・348号・399号・458号の全線 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">市町村道路担当部局</div> 【管理】市町村道、農道、林道 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">東日本高速道路株式会社</div> 【管理】高速道路	道路反射鏡（カーブミラー等） 破損や破れなど 歩道 車両との区分、幅員など 立体横断施設（横断歩道橋・地下道等） 通路に穴や地下道の照明など 防護柵（ガードレール・転落防止柵等） 破損やボルトの飛び出しなど 側溝 転落の危険性や蓋の間に隙間や不陸（平でなく凸凹がある）など 橋梁 車道と歩道が区分、高欄の高さなど 標識・表示（案内標識・標示、警戒標識・標示） 破損、うすれの補修など 電柱・電話ボックス及び不法占用物件（看板・商品・放置自転車）等 歩行空間の安全性など 案内標識とは、方向と距離や道路名などを標示している青色・緑色の標識である。 警戒標識とは、踏切や道路工事中などを標示している黄色の標識である。
市町村教育委員会	スクールゾーンの設置 歩行者用道路・一方通行・速度制限など 通学路の設定 通学路・通学時間・危険性の有無など

学校安全関係ホームページのアドレス一覧

区分	サイト名とアドレス	内容
総合	文部科学省 http://www.mext.go.jp/	各種答申や学びのすすめ等審議会情報 阪神・淡路大震災における文部省の対応、被害状況、地震発生直後の緊急対策、文教施設等の復旧及び防災体制の整備等
	日本スポーツ振興センター http://www.naash.go.jp/	学校管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付関係、児童生徒等の健康の保持増進を図ることを目的とした業務
県教委	山形県ホームページ http://www.pref.yamagata.jp/	「学校における危機管理の手引き」をPDFで掲載
気象情報	山形地方気象台 http://www.jma-net.go.jp/yamagata/	山形の気象情報関係
	財団法人 日本気象協会 http://www.jwa.or.jp/	台風情報、地震情報、気象注意報・警報、津波注意報・警報、アメダス、天気予報等
	e 気象台 http://www.gifu-net.ed.jp/kishou/	岐阜地方気象台が作成。子ども向けの気象の基礎知識
防災	総務省消防庁 http://www.fdma.go.jp/	過去の災害情報（地震、豪雨などの災害ごとの記述）、災害ボランティア情報、生活密着情報
	文部科学省・地震調査研究推進本部 http://www.jishin.go.jp/main/	阪神・淡路大震災後、旧科学技術庁に設置された地震の調査研究を行う機関、月ごとに日本各地で発生した地震活動の評価内容を公開
	内閣府 防災情報 http://www.bousai.go.jp/	「防災基本計画」「地域防災計画」の作成・実施、わが国の地震防災対策の概観、わが国の津波対策の概観
	防災科学技術研究所 http://www.bosai.go.jp/	最近の地震の震源マップ、専門的な地震データ
	消防科学総合センター http://www.isad.or.jp/	防災町づくり、防災アセスメント初動対応マニュアル、地域防災計画の作成 防災に役立つリンク集
	海上保安庁 http://www.kaiho.mlit.go.jp/	118番警報・通報、データ集（日出没・潮汐など）
	山形県 http://www.pref.yamagata.jp/living/	山形県地域防災計画等
	神奈川県教育委員会 http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/hokentaiiku/sidou1/bousai1.html	学校における防災教育指導教材
	静岡県地震防災センター http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/	地震防災研究や地震防災クイズ、防災意識の啓発等のHP
	兵庫県 自主防災のしおり http://web.pref.hyogo.lg.jp/contents/000044146.pdf	経験に基づく自主防災への取組の記述
	津波高の予測 http://www.eic.eri.u-tokyo.ac.jp/tsunami/	震央とマグニチュードを与えて、日本各地の津波高を予測するシステム

防 災	海上保安庁会場情報部 http://www1.kaiho.mlit.go.jp/	海底地形や海底火山などの情報
	国土地理院 http://www.gsi.go.jp/	「地殻変動」から現在の地殻変動情報、GPS連続観測システムを使った地殻変動の様子
	日本の川と災害 http://www.kasen.net/	地震、噴火、洪水などを年代順に取り上げている0
	日本災害情報学会 http://www.jasdis.gr.jp/	災害情報に関する学術調査結果など
	国土交通省 http://www.mlit.go.jp/	国土交通省が提供する防災関連情報
医 療	日本赤十字社 http://www.jrc.or.jp/	国内・海外の災害緊急対応
	総務省消防庁 http://www.fdma.go.jp/	応急手当の基礎知識、応急手当の基礎実技（心肺蘇生法とAEDの使用）
	広域災害・救急医療情報システム http://www.wds.emis.or.jp/	災害時の救護活動や災害復旧活動の様子
	山形県医療機関情報ネットワーク http://www.pref.yamagata.jp/medical-net/	県内各地の病院・診療所（歯科を含む）の診療科目、周辺地図などの情報提供や、休日夜間の当番医の案内等
防 犯	山形県警察本部 http://www.pref.yamagata.jp/police/	山形県警察の活動状況（防犯、不審者情報等）
	全国防犯協会連合会 http://www.bohan.or.jp/	全国の防犯協会や防犯ボランティアへの支援活動薬物乱用防止についてのビデオ・ポスター等
	警察庁 http://www.npa.go.jp/	警察関係全般
安 全	交通事故総合分析センター http://www.itarda.or.jp/	交通事故の総合的な調査分析を実施、分析結果を提供
	交通安全教育普及協会 http://www.jatras.or.jp/	交通安全教育の指導内容及び指導方法などの事例集を掲載
	全日本交通安全協会 http://www.jtsa.or.jp/	交通安全の啓発宣伝、交通安全教育の推進、交通安全に関する調査研究、交通安全教育用資料・資機材の作成・配布
	国土交通省 http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/yougu.html	都市公園における遊具の管理等
	日本公園施設業協会 http://jpfa2.aaw.ne.jp/jpfa/index.html	仲良く遊ぼう安全にパンフレットポスター等（遊具関係）
	スポーツ安全協会 http://www.sportsanzen.org/	スポーツ安全保険、関連リンク集
	スポーツ振興基本計画 http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/06031014.htm	部活動の意義、課趣、活動形態及び内容の改善事項等 (平成17年)

公共 インフラ	NTT http://www.ntt.co.jp/	NTT 情報（東日本、西日本、ドコモ、データ、コミュニケーションズ）
	NTT 東日本災害用伝言ダイヤル http://www.ntt-east.co.jp/saigai/index.html	伝言ダイヤルの概要・使用法を記述、災害に対する取組の紹介
	JR http://www.jr.cyberstation.ne.jp/	JR 情報、JR（北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州）情報
	東北電力 http://www.tohoku-epco.co.jp/	原子力情報、環境保全情報
心の ケア	文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kokoro/index.htm	子どもの心のケアのための（PTSD理解とその予防）保護者向けリーフレットについて

1 3 学校安全参考資料

学校安全全体に関するもの

1 「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」(平成21年3月 文部科学省) <小学校教職員用研修資料(映像、DVD)>

- 【内容】
- 1．できていますか来校者対応の基本 ~ 不審者を学校に入れないために ~
 - 2．事故の原因をさぐる ~ 事故に学び、事故を繰り返さないために ~
 - 3．熱中症から子どもを守る ~ 正しく知って予防するために ~
 - 4．子どもに伝える 安全な自転車の乗り方 ~ 事故にあわない、起こさないために ~
 - 5．自然災害に備えた 施設・設備の安全点検 ~ 被害を少なくするために ~
 - 6．自然災害時の避難 ~ 子どもの安全を確保するために ~
 - 7．安全ですか通学路 ~ 見えない危険に気づくために ~
 - 8．応急手当の重要性 ~ 子どもの命を救うために ~

2 「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」(平成22年3月 文部科学省) <中学校・高等学校教職員用研修資料(映像、DVD)>

- 【内容】
- 1．安全点検のポイント ~ 学校での事故や自然災害から命を守る ~
 - 2．できていますか 不審者対策 ~ 日常の備えが生徒を守る ~
 - 3．熱中症の予防 ~ 熱中症を正しく理解しよう ~
 - 4．交通社会の一員として(中学校) ~ 自転車の安全を考える ~
 - 5．交通社会の一員として(高等学校) ~ プレドライバーとして交通安全を考える ~
 - 6．自然災害から生徒を守る ~ 普段から災害発生時の対応を考えていますか? ~
 - 7．A D E を用いた心肺蘇生法等の応急手当 ~ 生徒の命を救うために ~

3 学校安全参考情報(文部科学省)

通学路を含めた学校における子どもの安全確保に関する「通知、刊行物、調査等」の情報を提供しているサイトです。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289303.htm

生活安全に関するもの

1 「学校施設における事故防止の留意点について」(平成21年3月 文部科学省)

学校施設の事故防止に向けた事故種別毎の事故防止の基本的な考え方や、建物の部位ごとの具体的な留意事項等を示しています。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_rnenu/shisetu/seibi/1291482.htm

2 「学校における転落事故防止のために」(平成20年8月 文部科学省)

転落事故防止のための留意点をまとめたパンフレットです。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

- 3 「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」(平成19年11月文部科学省)
学校への不審者侵入への対応及び登下校時において緊急事態が発生した場合の対応を示したパンフレットです。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

- 4 「熱中症環境保健マニュアル」(平成21年6月改訂 環境省)
保健活動にかかわる方々向けの保健指導マニュアルです。「熱中症とは何か」「熱中症の予防策」「保健指導のあり方」等を紹介しています。環境省のホームページからダウンロードできます。

http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/manual.html

交通安全に関するもの

- 1 「自転車安全利用チラシ(小学生用)」(警察庁)
児童に対して自転車の交通ルール・マナーの周知を図るためのリーフレットです。警察庁のホームページからダウンロードできます。

<http://www.npa.go.jp/bicycle/index.htm>

- 2 「自転車安全利用チラシ(一般用)」(警察庁)
自転車の交通ルール・マナーの周知を図るためのリーフレットです。警察庁のホームページからダウンロードできます。

<http://www.npa.go.jp/bicycle/index.htm>

- 3 「交通安全に関する危険予測学習教材『次はどうなる?』」(平成14年3月 文部科学省)
歩行中や自転車乗車中などに交通事故や予想される場面や状態と、その危険を予測し回避する方法を示した資料です。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

- 4 「小学校(中学校、高等学校)効果的な自転車安全指導のために」
(財団法人日本交通安全教育普及協会)
交通安全教室(学校行事)の展開例や自転車に関する安全指導のQ&Aなどを示した冊子です。財団法人日本交通安全教育普及協会が販売しています。

<http://www.jatras.or.jp/gakkou.html>

- 5 「交通安全教育の新たな展開 高等学校教師用指導資料」
(財団法人日本交通安全教育普及協会)
交通安全教育の意義や内容、関係機関・団体との連携を強化した指導や実技を含めた指導の展開例などを示した冊子です。財団法人日本交通安全教育普及協会が販売しています。

<http://www.jatras.or.jp/gakkou.html>

災害安全に関するもの

- 1 「災害から命を守るために」(平成20年3月 文部科学省)
<小学生用(低学年・高学年)防災教育教材(スライド、CD)>
【低学年用内容】
 - 1．総論「さいがいから命を守るために」
 - 2．地しん 「地しんがきた！」
 - 3．地しん 「地しんがおさまったら」
 - 4．火さい「火事が起きた！」
 - 5．きしょうさいがい「大雨だ！強風だ！かみなりだ！」
 - 6．火山さいがい「知っておこう 火山のふん火」
【高学年用内容】
 - 1．総論「災害から命を守るために」
 - 2．地震・津波 「地震だ！まず自分たちの身を守ろう！」
 - 3．地震・津波 「地震がおさまっても注意しよう」
 - 4．風水害「気をつけて！激しい雨や風」
 - 5．落雷「ピカッ、ゴロゴロときたら急いでひ難！」
 - 6．火山災害「噴火する日本の山」
 - 7．災害後の暮らし「助け合おう災害の後の生活」
 - 8．心のケア「大きな災害の後で」

- 2 「災害から命を守るために～防災教育教材(中学生用)～」(平成21年3月 文部科学省)
<中学生用防災教育教材(映像、DVD)>
【内容】
 - 1．総論「災害から身を守ろう」
 - 2．地震・津波「地震だ、命を守れ！」
 - 3．火山災害「火山の噴火に注意する」
 - 4．風水害「強い風や雨に注意しよう」
 - 5．落雷「雷をあなどるな！」
 - 6．災害後の暮らし「助け合いの生活」

- 3「災害から命を守るために～防災教育教材(高校生用)～」(平成22年3月 文部科学省)
<高校生用防災教育教材(映像、DVD)>
【内容】
 - 1．総論「災害から命を守る」
 - 2．地震・津波「地震・津波から身を守れ」
 - 3．火山災害「火山噴火に要注意」
 - 4．風水害「強風や大雨に注意する」
 - 5．落雷「落雷から身を守る」
 - 6．災害後の生活「地域社会で支え合う」

- 4 「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために
～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」(平成22年3月 文部科学省)
学校施設の非構造部材の耐震化の重要性とともに、その点検及び対策の進め方や実施体制、点検内容等についてわかりやすく解説しています。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

1 4 事故報告

事故報告について

平成6年10月31日
総第564総務課長通知

最終改正 平成18年7月11日教総第654号

本庁各課長
各教育事務所
各教育機関の長
各県立学校長

教職員及び児童・生徒等の事故防止については、日頃から格段のご尽力をお願いしているところですが、不幸にして教職員及び児童・生徒等にかかる事故発生の際、報告の遅延により、県教育委員会としての迅速、的確な対応ができない場合が見受けられます。

事故報告については、事故の内容ごとに規則、規程及び各主務課からの通知等にあるとおりですが、貴職において事故が発生したことを知った場合は、別紙「事故報告一覧」を参照のうえ電話により速やかに報告し、後日文書で報告するなど適切な対応をお願いいたします。

なお、このことについては、関係各課と協議済であることを念のため申し添えます。

事 故 報 告 一 覧

山形県教育委員会

事務局

内 容	報 告 方 法	経 由	根 拠 規 定
1 職 員	事故報告書	所属長 主務課 総務課	人事に関する手続規程第24条・第28条 職員の交通事故に伴う事務処理要綱
2 施 設 (教育財産の滅失、き損等)	教育財産事故報告書	所属長 主務課 総務課	教育財産管理規則第14条 山形県教育財産管理規則の施行について
3 その他		所属長 主務課 総務課	

県立学校

内 容	報 告 方 法	経 由	根 拠 規 定
1 職 員	事故報告書	所属長 総務課	人事に関する手続要領第25条・第31条 山形県立学校職員の交通事故に伴う事務処理要綱
2 児童・生徒			高校管理運営規則第15条（特殊管理運営規則第9条による準用）
体育・スポーツ活動中の事故、交通事故その他の事故	事故報告書	所属長 スポーツ保健課	生徒の事故報告について（S62.4.21体保第79号教育長通知）
問題行動その他判断に迷う場合	事故報告書	所属長 高校教育課（又は義務教育課）	生徒指導に関する報告について（S55.3.21指第846号指導課長通知） 生徒の事故報告について（H10.4.13高教第26号高校教育課長通知）
3 施 設 (教育財産の滅失、き損等)	教育財産事故報告書	所属長 総務課	教育財産管理規則第14条 山形県教育財産管理規則の施行について
4 その他			
臨時休業	報告	所属長 総務課	高校管理運営規則第9条（特殊管理運営規則第9条による準用）
出席停止	報告	所属長 スポーツ保健課	同規則第46条（同準用）
生徒の懲戒	報告	所属長 高校教育課（又は義務教育課）	同規則第49条（同準用）

市町村立学校

内 容	報 告 方 法	経 由	備 考
1 職 員	事故報告書	所属長 市町村教委 教育事務所 総務課	
2 児童・生徒			
体育・スポーツ活動中の事故、交通事故及び学校内の事故	事故報告書	所属長 市町村教委 教育事務所 スポーツ 保健課	児童生徒の事故報告について (S 62 . 4 . 21体保第79号教育 長通知)
問題行動その他判断に迷う場合	事故報告書	所属長 市町村教委 教育事務所 義務教育課	児童生徒の事故報告について (S 55 . 3 . 18指第845号指導 課長通知)
3 施 設	被害発生報告・ 中間報告 被害確定報告書	所属長 市町村教委 教育事務所 総務課 (関係各課)	市町村立小中学校施設における 被害・事故報告について(教育 事務所公立学校施設整備担当者 会議資料)
4 その他			
出席停止 (学校教育 法第26条 及び第40 条)	報告	所属長 市町村教委 教育事務所 義務教育課	
出席停止 (学校保健 法 第 12 条)	報告	所属長 市町村教委 教育事務所 スポーツ 保健課	学校伝染病及び食中毒関係にお ける発生等報告について(教育 事務所学校保健担当指導主事研 修会資料)

事故が発生した場合は、上記の経路で速やかに電話連絡をすること。

平成 年 月 日

山形県教育委員会教育長 殿

山形県立 高等学校長 氏 名 印

生徒の事故について（報告）

下記のとおり事故が発生したので報告します。

記

- 1 事故者の学年・氏名・性別・年齢・現住所・出身中学校名
- 2 事故の種別
- 3 事故の日時及び場所
- 4 事故の概要
- 5 事後の指導及び処置

- ・提出は、校長 - 県教委
- ・必要に応じて、校長の所見及び生徒の学業成績性行、家庭環境などを記載
- ・事後の指導及び処置については、特に次の点について記載
 - ア 事故者に対する個別指導
 - イ 学校としての指導処置

様式第9号

年 月 日

山形県教育委員会 教育長 氏 名 殿

管 理 者
職 氏

名 印

教 育 財 産 事 故 報 告 書

年 月 日、下記のとおり当方管理の教育財産に事故がありましたので、山形県教育財産管理規則第14条の規定により報告します。

記

- 1 事故発生の日時及び場所
- 2 当該教育財産の所在地、区分、種目、用途、構造、数量、価格

所 在 地	区 分	種 目	用 途
		数 量	価 格
- 3 事故原因の詳細
- 4 被害の状況
- 5 平素における管理状況
- 6 事故発見の動機
- 7 当該教育財産の保全又は復旧のためにとつた応急措置
- 8 使用許可財産にあつては、事故に対する使用者の責任の有無
- 9 その他参考となる事項
- 10 添 付 書 類
 - (1) 関係図面及び写真
 - (2) その他必要な書類

参考・引用文献等一覧

新学校用語辞典 「予防時報」2002年7月号	ぎょうせい 社団法人日本損害保険協会	平成7年5月
第44回(平成20年度)学校安全研究大会誌 平成22年度学校要覧	独立行政法人日本スポーツ振興センター 山形県立新庄神室産業高等学校	
自転車安全教育用 図説パンフレット&パソコンソフト<指導者用マニュアル>	警察庁	平成20年3月
防犯教室用の小学校低学年向けリーフレット「大切ないのちとあんぜん」	文部科学省	平成18年1月
学校における防犯教室等実践事例集	文部科学省	平成18年3月
学校の危機管理マニュアル 子どもを犯罪から守るために	文部科学省	平成19年11月
小学校指導要領解説(総則編)	文部科学省	平成20年6月
中学校指導要領解説(総則編)	文部科学省	平成20年7月
高等学校指導要領解説(保健体育編・体育編)	文部科学省	平成21年7月
平成20年度地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業報告集	文部科学省	
安全教育参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	文部科学省	平成13年11月
危機管理マニュアル	岡山県教育委員会	平成13年3月
学校安全の手引(改訂版)	愛媛県教育委員会	平成20年3月
学校における危機管理の手引	三重県教育委員会	平成21年4月
学校における危機管理マニュアルの作成指針	山口県教育委員会	平成21年10月
学校安全マニュアル(一般編・防災編)	山形県教育委員会	平成13年3月
学校安全マニュアル(不審者対応編)	山形県教育委員会	平成13年12月
子どものいのちを守る学校安全の手引き(通学路の安全確保)	山形県教育委員会	平成16年12月

学校における危機管理の手引き：学校安全編

発行年月 平成 2 2 年 1 1 月

発 行 者 山形県教育委員会

〒990 - 8570

山形市松波 2 - 8 - 1

TEL 023 - 630 - 2891